

令和 5 年 度

事業 年 報

彦根市福祉保健部健康推進課

目 次

I	彦根市の概要	
1.	概況	1
2.	組織図	7
3.	予算と決算の概要	8
4.	彦根市保健・医療複合施設くすのきセンターの概要	9
II	人口動態	
1.	人口と世帯数	10
2.	出生・死亡	13
III	健康推進事業	
1.	令和5年度健康推進課事業	18
2.	母子保健	21
1	母子保健事業のあゆみ	21
2	母子保健施策体系	24
3	妊娠届出	25
4	妊婦健康診査・新生児聴覚検査（医療機関委託）	25
5	妊産婦・新生児訪問	25
6	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	26
7	ぴよぴよサロン	27
8	産後ケア事業	27
9	未熟児養育医療	27
10	乳幼児個別相談	28
11	子育て世代包括支援センター電話相談	29
12	離乳食教室	30
13	乳幼児健康診査	31
14	歯科健康診査	38
15	要観察児相談	39
16	精神発達相談	40
17	子育て教室（わんぱく広場）	41
18	特定不妊治療費助成事業	42
19	不育症治療費助成事業	43
20	伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	44
3.	成人保健	45
1	健康手帳の交付	45
2	健康教育	45
3	健康相談	45
(1)	健康相談実施状況	45
(2)	重点健康相談	46
4	健康診査	47
(1)	健康診査	47
(2)	肝炎ウイルス検診	50
(3)	がん対策	53
(4)	歯科健康診査	65

目 次

5	訪問指導	66
6	保健指導事業	67
7	自殺対策強化事業	76
4.	結核健康診断	77
5.	感染症対策	78
1	感染症予防事業	78
(1)	感染症予防	78
(2)	新型コロナウイルス感染症	79
2	予防接種事業	80
(1)	予防接種事業のあゆみ	80
(2)	予防接種事業実施方法	83
(3)	予防接種実施結果	85
(4)	彦根市風しん予防接種費用助成	86
(5)	彦根市ヒトパピローマウイルス感染症任意接種費用助成	86
(6)	新型コロナワクチン接種事業	87
(7)	予防接種健康被害調査委員会	89
6.	公衆衛生対策	90
1	市民啓発事業	90
7.	地区組織活動	91
1	健康推進員	91
2	彦根市健康推進員養成事業	94
3	「ひこね元気計画21」推進事業	95
8.	彦根休日急病診療所および第二次救急医療	99
1	開所（診療）日数と受診者年次推移	99
2	年齢別受診者年次推移	99
3	診療科別受診者年次推移	99
4	年末年始の在宅歯科診療受診状況	100
5	第二次救急医療受診状況	100
6	小児救急医療受診状況	101
9.	保健師活動	102
1	家庭訪問	102
2	保健指導	103
10.	その他	104
1	学生実習指導	104

I 彦根市の概要

1. 概 況

おいたち

市域を占める平野は、太古は湖底であったと推定されている。それは、芹川・宇曾川・愛知川などの河川の沖積作用により、この平野が形成されたものと考えられ、縄文土器や弥生土器の発見された矢倉川遺跡をはじめ、周辺には6.7世紀の古墳群集とみられる荒神山・正法寺山・磯山などの遺跡があり、早くからこの地に人々が住んでいたことを物語っている。

この地方は、豊かな産物と東西交通の要所として古くから栄えてきたが、戦国時代は政争の地で常に戦場となっていた。

豊臣時代に石田三成が佐和山に城を構え、この地方を治めたが、関ヶ原の戦いのあと徳川四天王の一人井伊直政がこの地に任じられ、直政の子直継と直孝が父の遺志を受けて、彦根山に20年の歳月をかけて「彦根城」を築城して以来35万石の城下町としての形態を整え発展し、政治・経済・文化の中心地として、約300年間彦根藩の城下町として栄えてきた。

明治22年の町村制を経て、昭和12年2月彦根町と隣接5か村が合併し、市制を施行した。

その後、8町村を編入合併し、現在の彦根市になった。平成29年に市制施行80周年を迎えた。

位置・地勢

彦根市は、琵琶湖東北部に位置しており、「城と湖と緑のまち」といわれるように、西は琵琶湖に面し、北は磯山、東は佐和山から鈴鹿山脈が連なっている。平野部には彦根城を有する金亀山、雨壺山、荒神山などがあり鈴鹿山脈に源を発する芹川、犬上川、宇曾川、愛知川や矢倉川などが肥沃な穀倉地帯を形成しながら琵琶湖へ注いでいる。

また、本市は、名神高速道路、北陸自動車道、東海道新幹線等の国土交通軸上にあり、近畿圏、中部圏および北陸圏を結ぶ広域交通の結節点として、さらに琵琶湖東北部地域、湖東の中心都市として着実な発展を遂げている。

産業

産業面では、農業・商業・地場産業・繊維工業を中心に進展してきたが、工業については大半が中小企業で昭和30年代後半から、電気・化学工業などの近代工場が進出し、さらに近年は、商業・サービス業への就業者に増加がみられるなど、労働力の定着と市勢の活力を生み出してきた。

市の保健事業のあゆみ

年度	事業の内容	
昭和 51	二種混合(小6)	
52	風しん(中2女子)	
53	健康管理センター(岡町に開設) 母親教室(H7年度よりハローベビー教室に名称変更)	麻しん(個別) 4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査開始
54	2歳6か月児健康診査開始 要観察児相談(H7年度より名称・内容変更) ・のびのび相談(4か月児健診後の相談)	・お誕生相談(1歳6か月・2歳6か月児健診後の相談)
55	婦人の健康づくり検診	
56	福祉保健センター開設(平田町) 市民健康相談(月1回) 1市3町彦根休日急病診療所の開設	療育相談・精神発達相談開始 成人病教室 1市7町による二次救急医療体制の実施(休日昼夜間)
57	市民健康相談(月2回)	乳がん検診
58	市民健康相談(月4回) 子宮がん検診(医療機関委託)開始 彦根市保健衛生推進協議会 10か月児相談開始	一般健康診査・精密健康診査 機能訓練システムづくり 結核予防接種(再ツ反)
59	10か月児健康診査開始 訪問指導事業	ねたきり老人実態調査 胃がん検診(市検診車)
60	貧血教室 肥満教室(センター・S60～62)	高血圧・肥満教室(河瀬・S60～62)
61	機能訓練事業(リハビリ)	痴呆老人デイケア(彦愛犬保健衛生協議会S61～63)
62	予診票綴・乳幼児健診しおり配布(S62年4月生児)	健康教室(河瀬)
63	肺がん検診(県モデル事業) コレステロール教室(センター・S63～H2)	基本健康診査(医療機関委託) 健康教室(亀山)
平成 1	機能訓練事業(痴呆性老人)	彦根市健康推進員協議会の発足
2	大腸がん検診(県事業)	糖尿病教室(センター・H2～)
4	離乳中期相談開始 大腸がん検診(市実施主体) 健康教室(城西) データバンク事業開始	基本健康診査・節目総合検診(集団) コレステロール教室(城南・平田・佐和山) ねたきり老人等介護者のつどい
5	3～4か月児・9～10か月児健康診査(隔月・南老人福祉センターで開始) 2歳6か月児健康診査(歯科検診実施) コレステロール教室(城東・城北)	機能訓練事業(南老人福祉センターで開始) 肺がん検診(市実施主体)
6	在宅ねたきり老人歯科保健事業 コレステロール教室(高宮・稲枝) 予防接種法・母子保健法改正	訪問看護ステーション検討委員会 インフルエンザ予防接種廃止
7	健康づくり推進協議会 子育て教室開始(年4回) 4か月児・10か月児健康診査月1回同時開催(南老人福祉センター)	訪問看護ステーション開設(H7.10)
8	母子栄養強化事業廃止 国保総合健康づくり推進事業に順じた事業開始 ・歯科健康教育(歯つらつ健康教室) ・「たばこと健康」事業開始	子育てホットライン開設 ・歯科検診(節目・高齢者)
9	彦根市母子保健計画策定(市実施主体) B型肝炎母子感染防止事業(市実施主体) 新生児訪問	妊婦一般健康診査(医療機関委託)(市実施主体) 3歳6か月児健康診査開始(市実施主体) 健康推進員養成講座
10	二次救急医療体制平日夜間まで拡充 彦根市虐待防止ネットワーク委員会(2年間) 婦人の健康づくり検診の廃止 ・がん検診が老人保健法より除外される	乳がん検診(医療機関委託)開始 子育てひこねゆめプラン策定委員会(社会児童課)

年度	事業の内容
平成 11	新型コンピュータ「WELFAS」導入 三種混合集団接種6月で終了 機能訓練事業(北老人福祉センターで開始) 1市7町による伝染病組合の廃止 ぼけない健やか健診事業開始(H14年度より脳いきいき健やか健診に名称変更) 国保総合健康づくり推進事業開始 ・妊婦歯科検診 ・乳幼児講座(年15回) ・市民公開講座 ・介護物品展示事業
12	かくしゃく健康講座(転倒・痴呆予防教育) 個別健康教育(糖尿病・高脂血症・喫煙) 彦根市虐待防止ネットワーク会議に名称変更 犬の登録・注射(県から委譲) 精神障害者ケアマネージメント体制整備推進事業(モデル事業)
13	転倒予防教室開始 機能訓練事業(北老人福祉センターを廃止) 乳幼児個別予防接種無料化 高齢者インフルエンザ予防接種開始 ハイリスク児の個別予防接種実施(市内3病院) 中学2年生の風しん予防接種終了 5月連休歯科診療開始 彦根市児童虐待防止ネットワーク委員会(福祉保健部児童家庭課)
14	ねたきり老人等介護者のつどい廃止 機能訓練事業(南老人福祉センターを廃止) (仮称)健康ひこね21計画策定委員会発足 風しん経過措置予防接種開始(9月～) 日本脳炎1期個別予防接種開始(9月～) B・C型肝炎検診開始 結核精密検査医療機関委託開始 基本健康診査眼底検査医療機関委託開始 基本健康診査訪問健康診査(介護者)開始 二次救急医療体制充実(5病院)(10月～) 二次小児救急医療体制整備(休日昼夜間)(10月～)
15	「ひこね元気計画21」策定 個別健康教育(高血圧) 日本脳炎1期集団接種(9月で終了) 風しん経過措置予防接種(9月で終了)
16	日本脳炎2・3期一部個別予防接種開始 乳がん検診(マンモグラフィ導入) 彦根市母子保健計画の廃止(彦根市次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」ー母子保健分野ーに包括)
17	パパママ学級事業開始(9月～) つばみ教室(親子療育教室)開始(子ども療育センター) 在宅寝たきり老人歯科保健事業・かくしゃく健康講座の廃止 胸部レントゲン対象年齢の変更(40歳以上) 結核胸部検診対象年齢の変更(65歳以上) 子宮がん検診対象年齢の変更(20歳以上) 視触診単独の乳がん検診の廃止 日本脳炎予防接種積極的勧奨見合わせ(5月30日～) 日本脳炎予防接種第3期(中3)廃止(7月～) ツベルクリン反応検査廃止・直接BCG接種開始(満6ヶ月未満児)
18	麻しん風しん予防接種 ・混合ワクチン開始(1～2歳未満児および未接種の年長児)4月～ ・混合ワクチン2期開始(年長児)6月～ ・接種費用助成(H18年度のみ) 三種混合1期期間超え接種を一部任意接種化(1月～) 二種混合1期定期外扱い(7/29～) BCG接種時に予防接種集団指導開始(1月～) 「ひこね元気計画21」実行委員会事業委託開始 食育推進調整会議(庁内関係課) 生活機能評価を基本健康診査と同時に実施(65歳以上) 休日急病診療所診療時間を2時間延長(12月～) 転倒予防教室終了 機能訓練事業(認知症を含む)終了 脳いきいき健やか健診事業終了
19	ハイリスク妊産婦・新生児訪問指導(市実施主体) 低出生体重児訪問指導(市実施主体) 親子グループミーティング事業(NPプログラム)開始(1回/年) ひこね食育推進計画策定作業部会発足 二種混合2期小学校での集団接種を廃止し、福祉保健センターで実施(7.8.12月) 二種混合2期一部個別化(12月～) 生活機能評価の判定基準一部変更 保健総合システム「スーパー保健師さん」導入 訪問看護ステーション24時間対応開始(10月～) 産婦人科医療施設整備費補助金制度の実施(5月～)
20	麻しん風しん予防接種第3・4期開始(H20年度～24年度) 二種混合2期全面個別接種化 ひこね食育推進計画策定委員会発足 「ひこね食育推進計画」策定 ひこね元気計画21後期計画策定委員会にて中間評価および後期計画を検討 健康診査事業(対象者:18歳～38歳・生活保護受給者) 特定保健指導開始(保険年金課事業) 妊婦健康診査(医療機関委託)1人につき2回から10回に補助変更 厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」策定により、離乳中期相談から離乳食相談に名称変更

年度	事 業 の 内 容
平成 21	課名を「健康管理課」から「健康推進課」に変更 彦根市に住民登録のない児童に係る予防接種費用公費負担事業実施要綱の策定 新型インフルエンザワクチン接種費用助成(H21. 11～H22. 4. 9) 妊婦健康診査(医療機関委託) 1人につき10回から14回に補助変更 特定不妊治療補助事業開始 ひこね食育推進委員会発足 女性特有のがん検診推進事業(子宮・乳がん検診無料クーポン券配布)
22	妊婦健康診査(医療機関委託)にH T L V－ I 検査の追加 新型インフルエンザ(A／H I N I)ワクチン接種費用助成金交付要綱の設置 日本脳炎予防接種積極的勧奨の再開・過去に接種機会を逃した者への経過措置開始 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン任意接種開始(H23. 2～)
23	母子健康手帳の発行窓口一本化 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)開始 妊婦健康診査(医療機関委託)にクラミジア検査の追加 人工授精補助事業開始 すくすく相談に栄養士の相談追加 離乳食相談から離乳食教室に名称変更 法定外日本脳炎予防接種の開始(H23. 8～) がん検診推進事業(子宮・乳・大腸がん検診無料クーポン券配布)
24	保健総合システム「スーパー保健師さん」からログヘルスを導入。乳幼児健康診査、予防接種等対象者等について、7月より本課で打ち出し開始。
25	ハローベビー教室の名称を変更し、内容も一部変更(マタニティママの歯科健診・マタニティママのつどい) すくすく相談の名称と内容、回数等を変更し、乳幼児個別相談とし、人権・福祉交流会館、子どもセンター、保健センターに体重計を設置 不育症の周知のためホームページに掲載 親子グループミーティング事業中止(N P Oが実施されているため) 未熟児養育医療が国県から全面移譲 わんぱく広場の回数変更 発達相談一部発達支援室へ移行 地域支援事業(一次予防対象者介護予防事業、二次予防対象者介護予防事業、二次予防対象者把握事業、脳の健康教室事業、認知症あったかサポート事業)が介護福祉課から事業移管 湖東地域リハビリ推進センター運営事業が介護福祉課から事業移管 在宅医療福祉事業開始 「ひこね元気計画21(第2次)～健康増進計画・食育推進計画～」策定 H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症定期接種開始 ヒトパピローマウイルス感染症定期接種積極的勧奨の差し控え(H25. 6. 14) 妊娠予定・希望する女性、妊婦と同居する配偶者に対し風しんワクチン接種費用助成(H25. 6. 1～H25. 9. 30) 彦根市保健・医療複合施設(愛称“くすのきセンター”)の整備(着工H24. 12. 20～竣工H25. 12. 13)
26	親子グループミーティング事業再開(N P O団体に委託し、くすのきセンターで実施) わんぱく広場会場をくすのきセンターに変更 健康手帳から健康づくりファイルに変更 がん検診(胃・大腸・乳・子宮頸がん検診)のワンコイン化(500円)を開始 働く女性支援のためのがん検診推進事業(20・40歳女性および平成21～24年度の未受診者へのがん検診無料クーポン券配布) がん検診推進事業(大腸がん検診無料クーポン券配布は継続) 肺がん検診の比較読影について、業者委託を開始 「ひこね元気計画21(第2次)」推進開始 ひこね元気クラブ21に委託開始 高齢者肺炎球菌、水痘定期接種化(H26. 10～) くすのきフェスタ開催(H26. 5. 31)
27	彦根市子ども・若者プラン(計画期間平成27年度～平成31年度、母子保健計画の部分は平成36年度まで)開始 「マタニティママのつどい」を「プレママサロンららら♪」、「マタニティママの歯科健診」を「プレママの歯科健診」に名称変更 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業(H25年度無料クーポン券を配布した者のうち、過去5年度に一度も子宮頸がん、または乳がん検診を受けていない者へのクーポン券の配布、クーポン券配布者のうち年度途中で未受診の者に対する受診勧奨) 新たなステージに入ったがん検診総合支援事業(H27.4.1現在、20、25、30、35、40歳女性への子宮頸がん検診無料クーポン券配布および40、45、50、55、60歳女性への乳がん検診無料クーポン券の配布、20、40歳女性に対する検診手帳の配布、クーポン券配布者のうち年度途中で未受診の者に対する受診勧奨) がん検診推進事業(H27.4.1現在、40、45、50、55、60歳男女への無料クーポン券の配布、クーポン券配布者のうち年度途中で未受診の者に対する受診勧奨、40歳に対する検診手帳の配布) 医療機関委託の乳がん検診の自己負担を医療機関での徴収に変更 医療福祉推進課が新設されて、介護予防事業・在宅医療福祉推進事業・認知症総合対策事業が健康推進課から移管 日曜市にひこね食育推進委員会が参画 大腸がん検診の医療機関委託を実施

年度	事業の内容
平成 28	B型肝炎ウイルス感染症定期予防接種開始(H28. 10～) 子育て世代包括支援センターの開設 産後ケア事業を開始 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(H28.4.1現在、20歳女性への子宮頸がん検診無料クーポン券と検診手帳配布、40歳女性への乳がん検診無料クーポン券と検診手帳の配布、25、30、35、40歳女性で過去5年間に子宮頸がん検診未受診者と45、50、55、60歳女性で過去5年間乳がん検診未受診者への無料クーポン券の配布) がん検診受診意向調査の実施 二次小児救急医療体制土曜夜間まで拡大 風しんワクチン接種費用助成開始(県の風しん抗体検査を受けワクチン接種が必要と医師が認めた者)
29	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(H29.4.1現在、20歳女性への子宮頸がん検診無料クーポン券と検診手帳配布、40歳女性への乳がん検診無料クーポン券と検診手帳の配布) 検診のWEB予約開始 がん検診デビュー通知、大腸がん検診リピーター通知の開始 「プレママサロンららら♪」の廃止 「赤ちゃんサロン」彦根市子どもセンター自主事業として移行 「びびびよサロン」を開始 療育相談の廃止(～H29. 4)
30	「ひこね元気計画21(第3次)～健康増進計画・食育推進計画～」策定(計画期間: 令和元年度～令和5年度) がん検診推進事業(H31. 3. 31現在40、50、60歳男女へ大腸がん検診無料クーポン券を配布) 成人歯科健康診査事業を開始(H30. 4. 1現在、40、50、60歳男女へ個別通知) 彦根市保健・医療複合施設適正管理計画策定(計画期間: 令和元年度～令和10年度) 子育てホットラインを子育て世代包括支援センター電話相談に名称変更 5月連休在宅歯科診療当番医制を廃止 彦根市健康推進員協議会30周年
令和 1	胃がん検診(胃内視鏡検査)実施に向け専門部会を設置 風しん追加的対策(S37. 4. 2生～S54. 4. 1生の男性対象)の実施 パパママ学級・妊婦歯科相談を廃止 離乳食教室を廃止 彦根休日急病診療所開設日 9・10月を休診
2	新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援補助金の実施 妊婦特別支援金給付事業を実施 季節性インフルエンザ予防接種費用助成を実施(妊婦、生後6か月～18歳まで) (新型コロナウイルス感染症拡大予防対応) ・4か月児健康診査医療機関委託 ・10か月児健康診査、2歳6か月児健康診査を中止し個別相談事業として実施 胃がん検診(胃内視鏡検査)開始(令和2年8月～) 集団健診(健康診査・特定健康診査)の一部中止 彦根休日急病診療所開設日 7・8月の小児科を休診 新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置(令和3年1月) 新型コロナワクチン特例臨時接種(医療従事者先行接種)の開始(令和3年2月～)
3	新型コロナワクチン特例臨時接種(一般接種)の開始(4月～) 新生児聴覚検査費用助成の開始 多胎妊婦健康診査基本受診券5回分追加の開始 彦根休日急病診療所開設日 4月から11月の日曜を休診 骨髄等移植ドナー助成事業費補助金(ドナー対象・ドナー勤務事業所)の開始
4	4か月児健康診査医療機関委託の開始 離乳食教室(4～5か月児対象)の開始 彦根休日急病診療所開設日 7・8月の日曜日の小児科を休診 9・10月の日曜日を一診体制で実施 ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)ワクチンの積極的勧奨の再開 ひこね元気計画21事業の委託終了
5	3歳6か月児乳幼児健康診査での屈折検査の開始(9月～) 不育症治療費助成事業の開始 ひこねすくすくアプリの導入 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始 「ひこね元気計画21(第4次)～健康増進計画・食育推進計画～」策定(計画期間: 令和6年度～令和10年度) ひこね元気クラブ21「歩こう会」終了 造血幹細胞移植後の任意予防接種費用助成の開始 健康推進員養成講座オンライン受講開始 新型コロナワクチン特例臨時接種(一般接種)の終了(～3月) 彦根休日急病診療所開設日 9月の日曜日の内科を休診 10月の日曜日を総合診(内科・小児科で1診)で実施

関係機関等の概要

(1) 保育施設の概要

(令和6年3月1日現在)

		保育所		認定こども園					
		公立	私立	公立			私立		
施設数		3	26	1			3		
認定区分				1号	2・3号	計	1号	2・3号	計
年齢別入所人員	0歳児	13	170	—	4	4	—	8	8
	1～2歳児	87	648	—	25	25	—	45	45
	3歳児	70	462	28	17	45	32	44	76
	4～5歳児	154	889	77	37	114	57	90	147
	障害児	(57)	(146)	(25)			(7)		

() は再掲

(令和6年3月1日現在)

		小規模保育事業所		事業所内保育事業所	
		公立	私立	公立	私立
施設数		0	4	0	1
年齢別入所人員	0歳児	0	20	0	11
	1～2歳児	0	52	0	22
	3歳児	—	—	—	—
	4～5歳児	—	—	—	—
	障害児	(0)	(1)	(0)	(0)

() は再掲 資料 幼児課

(2) 教育施設の概要

(令和5年5月1日現在)

			施設数	就学数
幼稚園			9	633
小学校			17	5,973
中学校			8	3,301
高等学校			6	4,753
大学			3	5,544
特別支援学校			2	33
各種学校			1	541

資料 彦根市統計書

(3) 医療施設の概要

(令和5年3月31日現在)

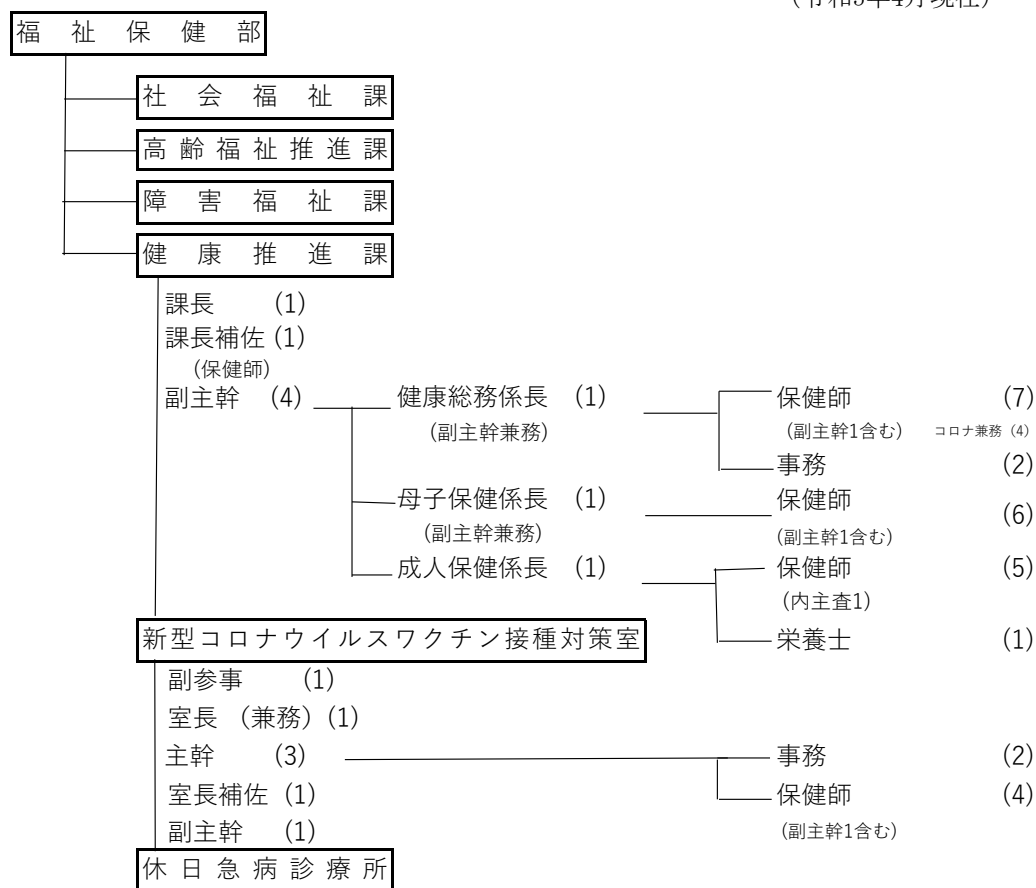
病院											
総数		感染症		結核		精神		療養		一般	
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
3	881	1	4	1	10	—	—	2	153	3	714

一般診療所			歯科診療所		休日診療所
施設数	有床施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
89	2	38	51	—	1

資料 湖東健康福祉事務所事業年報

2. 組織図

(令和5年4月現在)



健康推進課事務分掌

健康総務係

- (1) 保健施策の企画および調整に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 歯科保健に関すること。
- (4) 感染症予防に関すること。
- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 医師会および関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 保健・医療複合施設の管理に関すること。
- (8) 休日急病診療所の管理および運営に関すること。
- (9) 災害医療および救急医療対策に関すること。
- (10) 献血事業に関すること。
- (11) 保健師の保健活動の総合調整および人材育成に関すること。
- (12) 課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

母子保健係

- (1) 母子保健に関すること。

成人保健係

- (1) 成人保健に関すること。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の対策に関すること。
- (2) 室内の庶務に関すること。

3. 予算と決算の概要

彦根市一般会計（歳入）

（単位：円）

科 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額
歳 入 合 計	54,113,110,000	54,074,461,632

彦根市一般会計（歳出）

（単位：円）

科 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額
歳 出 合 計	54,113,110,000	51,695,564,054

一般会計のうち健康推進課予算（歳入）

（単位：円）

科 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額
使 用 料	953,000	953,071
手 数 料	5,043,000	4,666,500
国 庫 負 担 金	184,309,000	184,948,204
国 庫 補 助 金	263,480,000	298,595,000
県 負 担 金	2,708,000	2,290,707
県 補 助 金	51,599,000	42,590,142
財 産 運 用 収 入	31,000	37,400
雑 入	14,909,000	14,897,065
計	523,032,000	548,978,089

一般会計のうち健康推進課予算（歳出）

（単位：円）

科 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額
保 健 衛 生 総 務 費	68,861,000	64,122,865
母 子 保 健 衛 生 費	316,676,000	273,036,229
疾 病 予 防 費	902,596,000	852,972,589
保 健 衛 生 管 理 費	115,427,000	107,872,617
計	1,403,560,000	1,298,004,300

彦根市休日急病診療所事業特別会計（歳入）

（単位：円）

科 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額
歳 入 合 計	98,351,000	107,938,392

彦根市休日急病診療所事業特別会計（歳出）

（単位：円）

科 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額
歳 出 合 計	98,351,000	84,877,765

4. 彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンターの概要

地域の医療資源の役割分担と連携、また在宅医療の推進を図ることを目的に彦根市立病院敷地内に彦根市保健・医療複合施設くすのきセンターの整備を行った。

センターの機能として、彦根休日急病診療所・彦根医療福祉推進センター・彦根市保健センターの役割を担う。

場 所 彦根市八坂町1900番地4

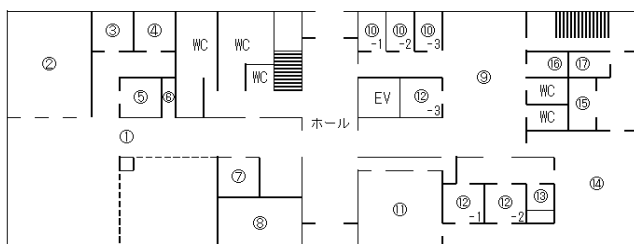
建 物 鉄骨造3階建（延床面積 3,002.4㎡）

着 工 平成24年12月20日

完 工 平成25年12月13日

開 設 平成26年1月 6日

1 F



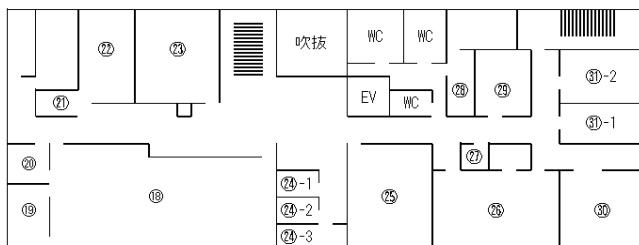
1階 保健センター

- ① 研修室
- ② 視力検査室
- ③ 診察室1
- ④ 診察室2
- ⑤ 相談室
- ⑥ 消毒室
- ⑦ 授乳室
- ⑧ 倉庫

休日急病診療所

- ⑨ 待合ロビー
- ⑩ 待合室
- ⑪ 薬局・事務室
- ⑫ 診察室
- ⑬ 検査室
- ⑭ 処置室
- ⑮ 検尿室
- ⑯ 倉庫
- ⑰ 休憩室

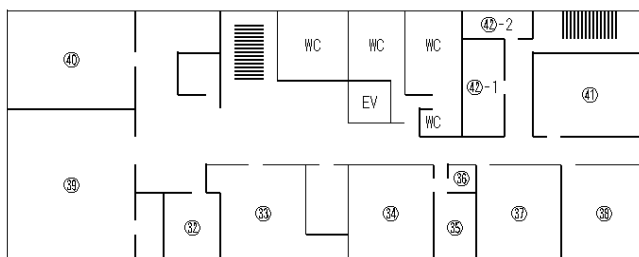
2 F



2階 健康推進課

- ⑱ 健康推進課事務室
- ⑲ 理事室
- ⑳ 湖東地域リハビリ推進センター
- ㉑ 印刷室
- ㉒ 倉庫
- ㉓ 在宅医療支援室
- ㉔ 相談室
- ㉕ 医療福祉推進ルーム
- ㉖ 栄養指導室
- ㉗ 給湯室
- ㉘ 洗濯室
- ㉙ 会議室1
- ㉚ 会議室2
- ㉛ 医師等休憩室

3 F



3階 関係団体、その他

- ㉜ 医師会会長室
- ㉝ 医師会事務室
- ㉞ 看護協会・介護保険事業者協議会
- ㉟ 応接室
- ㊱ 給湯室
- ㊲ 薬剤師会
- ㊳ 歯科医師会
- ㊴ 会議室1
- ㊵ 会議室2
- ㊶ 研修室
- ㊷ 倉庫

II 人口動態

1. 人口と世帯数

1 世帯数・人口の推移

年次	市勢の推移	世帯数	人口(人)	面積(km ²)
明治22年	町制施行		17,466	
大正 5年			23,419	
10年			24,374	
昭和 5年		4,670	22,195	
10年	国勢調査	5,081	23,366	
12年	彦根町・松原村・北青柳村・青波村・千本村 福満村の1町5ヵ村が合併、市制施行	7,520	39,335	25.08
15年	国勢調査	7,560	36,143	
17年	磯田村・南青柳村編入	8,428	40,364	31.79
20年		9,706	44,133	
25年	日夏村編入、国勢調査	10,731	49,207	35.34
27年	鳥居本村編入合併	11,438	52,392	58.56
30年	国勢調査	11,457	51,613	
31年	河瀬村・亀山村編入合併	13,080	59,474	69.77
32年	高宮町編入合併	13,948	63,339	73.10
35年	国勢調査	13,666	60,864	
40年	〃	16,061	62,740	
43年	稲枝町編入合併	22,105	76,564	99.35
45年	国勢調査	20,687	78,753	
50年	〃	23,248	85,066	99.34
55年	〃	26,718	89,701	
60年	〃	28,247	94,204	99.33
平成 2年	〃	30,861	99,519	98.15
7年	〃	34,016	103,508	98.15
12年	〃	38,026	107,860	98.15
17年	〃	40,704	109,779	98.15
22年	〃	43,896	112,156	196.84
27年	〃	45,624	113,819	196.87
令和 2年	〃	48,212	113,647	196.87

2 年齢3区分別人口の推移

年 項目 区分	平成 27 年						令和 2 年						令和 4 年						令和 5 年					
	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率
彦根市	16,054	14.4	69,189	62.1	26,157	23.5	15,151	13.5	68,870	61.2	28,459	25.3	14,399	12.9	68,634	61.4	28,802	25.8	13,911	12.5	68,400	61.5	28,943	26.0
城 東	745	10.0	4,363	58.3	2,377	31.8	623	9.1	3,909	56.9	2,339	34.0	594	8.8	3,927	57.9	2,267	33.4	585	8.6	3,915	57.8	2,269	33.5
城 西	911	15.2	3,323	55.6	1,743	29.2	817	13.9	3,305	56.0	1,776	30.1	726	12.4	3,370	57.7	1,746	29.9	710	12.2	3,376	58.2	1,711	29.5
金 城	1,668	14.3	7,252	62.1	2,755	23.6	1,494	12.8	7,119	60.9	3,078	26.3	1,416	12.3	7,005	60.7	3,126	27.1	1,330	11.7	6,911	60.8	3,129	27.5
城 北	768	15.1	3,153	61.9	1,173	23.0	737	14.5	3,047	59.9	1,299	25.6	691	13.7	3,025	60.1	1,320	26.2	673	13.5	2,988	59.9	1,326	26.6
佐和山	1,508	16.0	6,013	63.7	1,925	20.4	1,505	15.3	6,207	63.1	2,127	21.6	1,429	14.5	6,277	63.5	2,182	22.1	1,402	14.1	6,330	63.5	2,236	22.4
旭 森	1,958	17.3	7,443	65.7	1,936	17.1	1,902	16.1	7,650	64.9	2,244	19.0	1,790	15.1	7,762	65.5	2,303	19.4	1,725	14.6	7,724	65.6	2,331	19.8
平 田	647	10.7	3,801	62.7	1,614	26.6	638	10.4	3,728	60.9	1,755	28.7	624	10.4	3,631	60.4	1,756	29.2	613	10.2	3,623	60.5	1,755	29.3
城 南	2,035	18.0	7,272	64.4	1,982	17.6	1,786	15.1	7,795	66.1	2,222	18.8	1,688	14.1	8,021	67.0	2,270	18.9	1,623	13.4	8,223	67.9	2,273	18.8
城 陽	601	11.5	2,981	56.8	1,666	31.7	555	11.1	2,752	54.7	1,721	34.2	577	11.6	2,697	54.1	1,713	34.3	573	11.5	2,708	54.5	1,686	33.9
若 葉	524	11.4	3,328	72.2	760	16.5	399	9.4	2,790	66.0	1,041	24.6	385	9.3	2,613	63.2	1,135	27.5	388	9.5	2,522	61.6	1,185	28.9
鳥居本	252	9.5	1,581	59.3	831	31.2	224	8.9	1,404	55.8	888	35.3	192	8.0	1,324	54.9	894	37.1	174	7.4	1,288	54.7	894	37.9
高 宮	1,383	17.8	5,231	67.3	1,163	15.0	1,430	17.2	5,532	66.6	1,343	16.2	1,337	16.3	5,497	66.9	1,379	16.8	1,270	15.5	5,526	67.5	1,396	17.0
河 瀬	1,395	16.5	5,310	62.9	1,734	20.5	1,402	16.3	5,359	62.3	1,841	21.4	1,408	16.0	5,519	62.8	1,859	21.2	1,367	15.7	5,492	62.9	1,866	21.4
亀 山	345	12.5	1,682	60.9	736	26.6	275	10.9	1,417	56.0	838	33.1	256	10.4	1,346	54.5	867	35.1	244	10.0	1,308	53.8	880	36.2
稲枝東	957	13.6	4,259	60.6	1,815	25.8	823	11.9	4,105	59.5	1,971	28.6	778	11.4	4,033	59.2	2,007	29.4	733	10.9	3,981	59.3	2,002	29.8
稲枝北	267	10.1	1,436	54.1	953	35.9	226	9.6	1,172	50.0	949	40.4	216	9.6	1,100	49.0	930	41.4	207	9.3	1,062	47.9	946	42.7
稲枝西	322	10.4	1,830	58.9	953	30.7	315	10.8	1,579	54.0	1,027	35.2	292	10.3	1,487	52.6	1,048	37.1	294	10.6	1,423	51.3	1,058	38.1

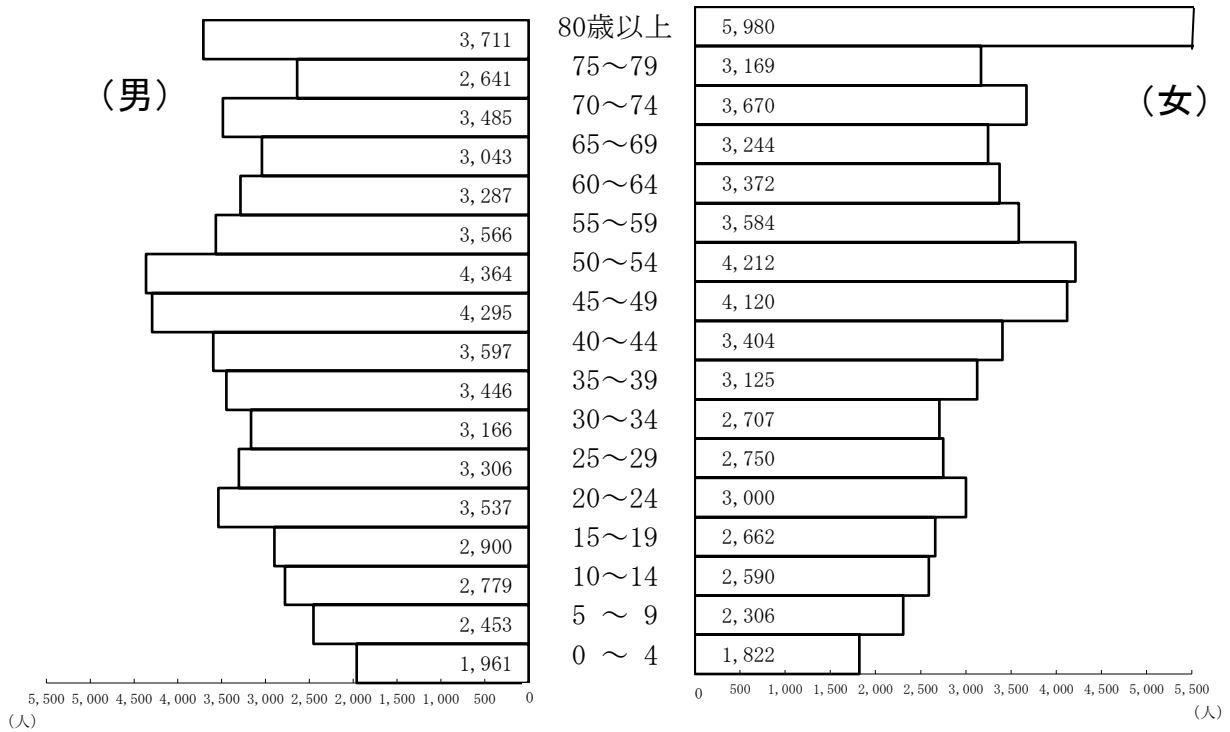
注) 年齢3区分別人口には年齢不詳者数を含まない

平成27年・令和2年は国勢調査年 ※10/1現在の人口

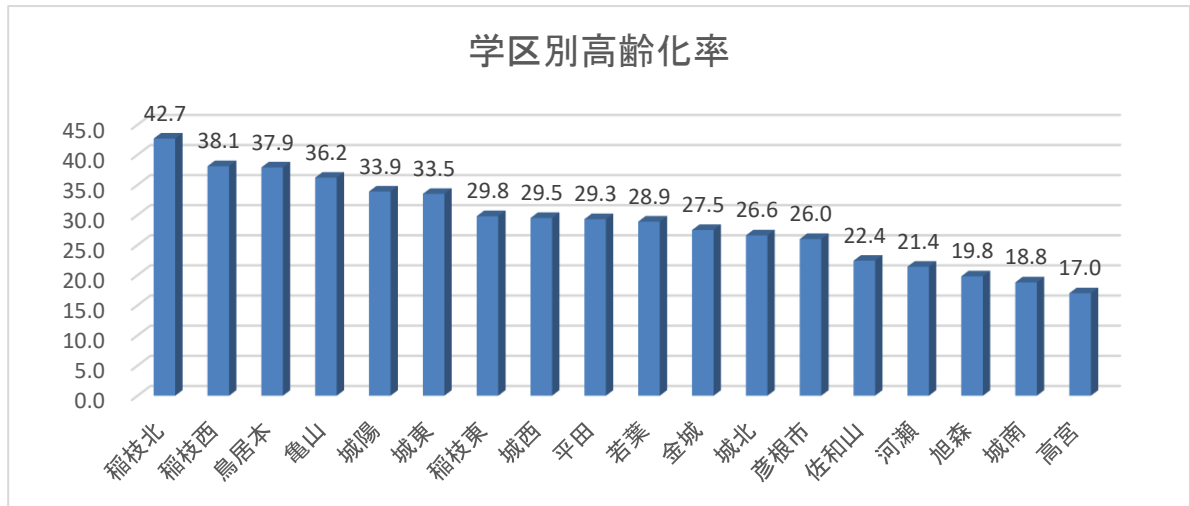
資料:彦根市統計

3 年齢別人口構成（人口ピラミッド）

令和5年10月1日現在



4 高齢化率



5 高齢化率の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
彦根市	18.3	20.2	23.5	25.3	25.7	25.8	26.0
城東	26.4	28.5	31.8	34.0	33.3	33.4	33.5
城西	28.6	27.5	29.2	30.1	30.1	29.9	29.5
金城	14.5	18.5	23.6	26.3	26.9	27.1	27.5
城北	17.9	20.4	23.0	25.6	26.2	26.2	26.6
佐和山	15.9	17.9	20.4	21.6	22.2	22.1	22.4
旭森	13.5	14.6	17.1	19.0	19.6	19.4	19.8
城南	12.3	14.4	17.6	18.8	19.1	18.9	18.8
城陽	24.5	28.4	31.7	34.2	34.2	34.3	33.9
鳥居本	24.5	27.3	31.2	35.3	36.3	37.1	37.9
高宮	13.9	13.8	15.0	16.2	16.5	16.8	17.0
河瀬	20.0	19.8	20.5	21.4	21.4	21.2	21.4
亀山	18.2	21.2	26.6	33.1	34.6	35.1	36.2
稲枝東	19.6	21.0	25.8	28.6	28.9	29.4	29.8
稲枝北	30.0	32.5	35.9	40.4	40.9	41.4	42.7
稲枝西	24.6	26.8	30.7	35.2	35.9	37.1	38.1
平田	16.7	22.0	26.6	26.6	29.2	29.2	29.3
若葉	8.3	10.9	16.5	24.6	26.1	27.5	28.9

2. 出 生 ・ 死 亡

1 (1) 出生状況の推移

(各年1月1日～12月31日)

年 区分	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率
彦根市	986	8.9	1,009	9.0	948	8.4	944	8.4	863	7.7	796	7.1	776	6.9	688	6.2	716	6.4
城 東	51	6.8	41	5.5	42	5.8	37	5.2	36	5.1	37	5.4	41	6.0	30	4.4	32	4.7
城 西	34	5.7	33	5.5	36	6.0	23	3.9	20	3.4	33	5.6	27	4.6	13	2.2	28	4.8
金 城	94	8.1	89	7.6	79	6.8	107	9.1	86	7.3	74	6.3	71	6.1	79	6.8	61	5.4
城 北	62	12.2	50	9.7	47	9.1	52	10.0	45	8.7	39	7.7	41	8.1	16	3.2	31	6.2
佐和山	92	9.7	131	13.6	94	9.7	93	9.5	95	9.7	73	7.4	64	6.6	72	7.3	74	7.4
旭 森	110	9.7	135	11.7	115	9.9	117	10.0	125	10.7	107	9.1	95	8.1	91	7.7	85	7.2
平 田	38	6.3	46	7.6	45	7.4	50	8.2	32	5.2	43	7.0	40	6.6	47	7.8	33	5.5
城 南	109	9.7	108	9.5	118	10.3	106	9.2	100	8.7	90	7.6	95	8.0	89	7.4	91	7.5
城 陽	38	7.2	40	7.7	30	5.8	21	4.1	19	3.7	23	4.6	30	5.9	22	4.4	22	4.4
鳥居本	6	2.3	7	2.7	5	1.9	12	4.7	8	3.1	9	3.6	13	5.2	6	2.5	7	3.0
高 宮	111	14.3	106	13.5	115	14.4	116	14.3	97	11.9	102	12.3	88	10.6	81	9.9	79	9.6
河 瀬	120	14.2	101	11.8	108	12.6	107	12.4	102	11.8	84	9.8	89	10.3	78	8.9	94	10.8
亀 山	20	7.2	12	4.4	11	4.2	10	3.8	13	5.0	7	2.8	9	3.6	8	3.2	10	4.1
稲枝東	40	5.7	46	6.5	53	7.6	40	5.7	45	6.4	36	5.2	33	4.8	28	4.1	28	4.2
稲枝北	8	3.0	16	6.2	8	3.2	11	4.5	15	6.1	7	3.0	8	3.5	7	3.1	10	4.5
稲枝西	30	9.7	19	6.1	23	7.5	26	8.6	12	4.0	17	5.8	14	4.9	11	3.9	10	3.6
若 葉	23	5.0	29	6.4	19	4.3	16	3.6	13	3.0	15	3.5	18	4.3	10	2.4	21	5.1

※彦根市出生数外国籍含む

資料： 湖東健康福祉事務所資料 彦根市統計 健康推進課資料 ※10/1現在の人口

1 (2) 死亡状況の推移

(各年1月1日～12月31日)

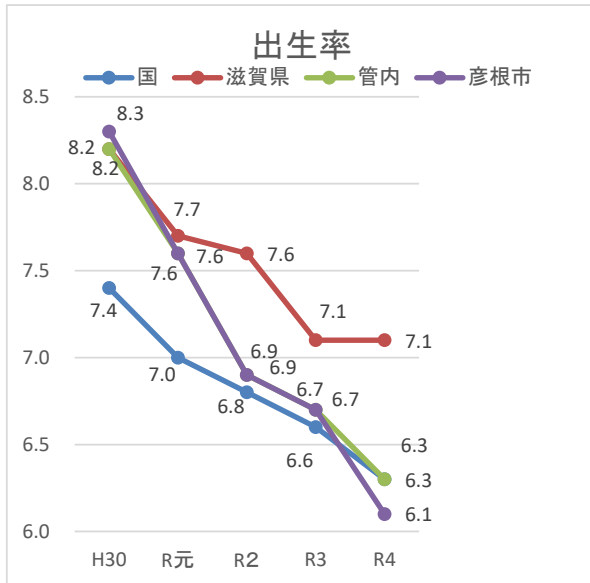
区分	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率
彦根市	1,002	9.0	1,038	9.2	976	8.7	1,058	9.4	1,046	9.3	1,042	9.4	1,149	10.3	1,243	11.1	1,198	10.8
城 東	96	12.8	81	10.9	98	13.6	113	15.9	95	13.4	103	15.0	103	15.0	118	17.4	100	14.8
城 西	69	11.5	83	14.0	58	9.7	61	10.3	79	13.4	71	12.0	85	14.5	93	15.9	90	15.5
金 城	115	9.9	122	10.5	88	7.6	80	6.8	116	9.8	96	8.2	131	11.3	124	10.7	114	10.0
城 北	36	7.1	48	9.3	39	7.5	50	9.7	46	8.9	49	9.6	39	7.7	56	11.1	45	9.0
佐和山	69	7.3	75	7.8	71	7.3	76	7.7	74	7.5	67	6.8	98	10.0	104	10.5	89	8.9
旭 森	65	5.7	75	6.5	70	6.0	74	6.3	75	6.4	59	5.0	91	7.7	75	6.3	100	8.5
平 田	49	8.1	63	10.4	42	6.9	64	10.5	45	7.4	55	9.0	61	10.1	81	13.5	65	10.8
城 南	75	6.6	77	6.8	72	6.3	75	6.5	77	6.7	75	6.4	86	7.2	81	6.8	84	6.9
城 陽	59	11.2	64	12.4	68	13.2	73	14.3	78	15.3	98	19.5	61	12.1	87	17.4	92	18.5
鳥居本	45	16.9	32	12.2	34	13.2	33	12.9	44	17.2	22	8.7	26	10.5	46	19.1	34	14.4
高 宮	40	5.1	52	6.6	48	6.0	55	6.8	49	6.0	53	6.4	50	6.1	63	7.7	56	6.8
河 瀬	72	8.5	70	8.2	79	9.2	75	8.7	66	7.6	76	8.8	78	9.0	74	8.4	84	9.6
亀 山	25	9.0	25	9.2	26	9.8	24	9.2	26	9.9	28	11.1	27	10.9	31	12.6	39	16.0
稲枝東	83	11.8	60	8.5	68	9.8	67	9.6	61	8.7	62	9.0	75	11.0	83	12.2	90	13.4
稲枝北	43	16.2	45	17.4	43	17.1	59	24.0	47	19.1	58	24.7	51	22.3	54	24.0	38	17.2
稲枝西	30	9.7	40	12.9	44	14.4	47	15.6	41	13.6	40	13.7	45	15.7	40	14.1	28	10.1
若 葉	31	6.7	26	5.7	28	6.3	32	7.3	27	6.2	30	7.1	42	10.0	33	8.0	50	12.2

資料： 湖東健康福祉事務所資料 彦根市統計 健康推進課資料 ※10/1現在人口

2 出生率・死亡率の推移

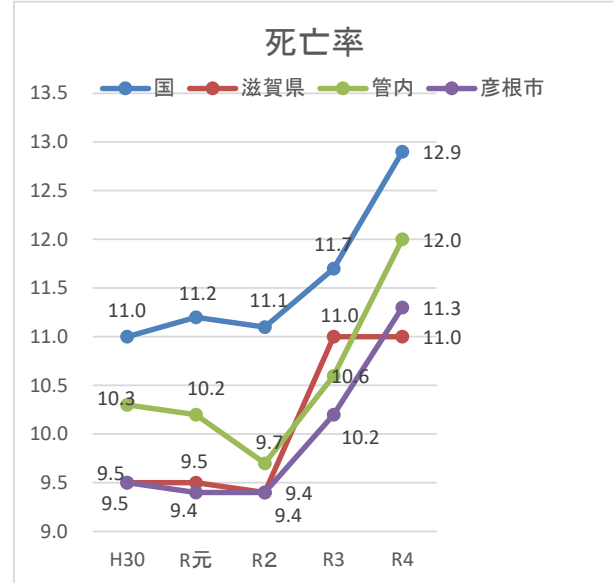
出生率

	H30	R元	R2	R3	R4
国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
滋賀県	8.2	7.7	7.6	7.1	7.1
管内	8.2	7.6	6.9	6.7	6.3
彦根市	8.3	7.6	6.9	6.7	6.1



死亡率

	H30	R元	R2	R3	R4
国	11.0	11.2	11.1	11.7	12.9
滋賀県	9.5	9.5	9.4	11.0	11.0
管内	10.3	10.2	9.7	10.6	12.0
彦根市	9.5	9.4	9.4	10.2	11.3



資料:厚生労働省人口動態調査 湖東健康福祉事務所事業年報

3 低体重児出生状況

(各年1月1日～12月31日)

年	体重	1,000g未満		1,000～1,500g		1,500～2,000g		2,000～2,500g		合 計		全出生に対する割合
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
令和元年		2	2.1	6	6.3	15	15.6	73	76.0	96	100.0	10.2
令和2年		3	4.2	4	5.6	10	14.1	54	76.1	71	100.0	8.2
令和3年		2	3.0	2	3.0	12	18.2	50	75.8	66	100.0	8.5
令和4年		3	3.9	5	6.6	10	13.2	58	76.3	76	100.0	9.8
令和5年		3	3.8	2	2.5	16	20.0	59	73.7	80	100.0	11.2

資料: 湖東健康福祉事務所資料 健康推進課資料

4 死 産

(各年1月1日～12月31日)

区分	項目	自然死産				人口死産			
		国	滋賀県	管内	彦根市	国	滋賀県	管内	彦根市
平成30年		9252 (9.9)	119 (10.3)	11 (8.6)	9 (9.4)	10362 (11.0)	88 (7.6)	13 (10.1)	13 (13.6)
令和元年		8997 (10.2)	102 (9.4)	12 (10.1)	9 (10.4)	10457 (11.8)	81 (7.5)	11 (9.3)	9 (10.4)
令和2年		8188 (9.5)	93 (8.8)	10 (9.4)	9 (11.4)	9090 (10.6)	91 (8.6)	11 (10.3)	6 (7.6)
令和3年		8082 (9.8)	84 (8.2)	7 (6.6)	6 (7.7)	8195 (9.9)	89 (8.6)	9 (8.5)	9 (11.6)
令和4年		7391 (9.4)	98 (9.8)	11 (11.3)	8 (11.5)	7788 (9.9)	90 (9.0)	18 (18.5)	15 (21.5)

資料:厚生労働省人口動態調査 湖東健康福祉事務所事業年報

5 新生児死亡数・死亡率の推移

(各年1月1日～12月31日)

年 区分	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率
国	874	0.9	832	0.9	801	0.9	755	0.9	704	0.8	658	0.8	609	0.8
滋賀県	10	0.8	10	0.9	7	0.6	13	1.2	11	1.1	6	0.6	6	0.6
管内	1	0.7	0	－	1	0.8	1	0.9	3	2.9	0	－	1	1.1
彦根市	1	1.0	0	－	1	1.1	1	1.2	1	1.3	0	－	1	1.5

資料 厚生労働省人口動態統計 湖東健康福祉事務所事業年報

6 乳児死亡数・死亡率の推移

(各年1月1日～12月31日)

年 区分	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率
国	1,928	2.0	1,761	1.9	1,748	1.9	1,654	1.9	1,512	1.8	1,399	1.7	1,356	1.8
滋賀県	20	1.7	25	2.2	15	1.3	20	1.9	19	1.8	16	1.8	18	1.8
管内	3	2.2	2	1.6	1	0.8	1	0.9	3	2.9	2	1.9	2	2.1
彦根市	3	3.0	1	1.1	1	1.1	1	1.2	1	1.3	1	1.3	1	1.5

資料 厚生労働省人口動態統計 湖東健康福祉事務所事業年報

7 死因別死亡状況の年次推移

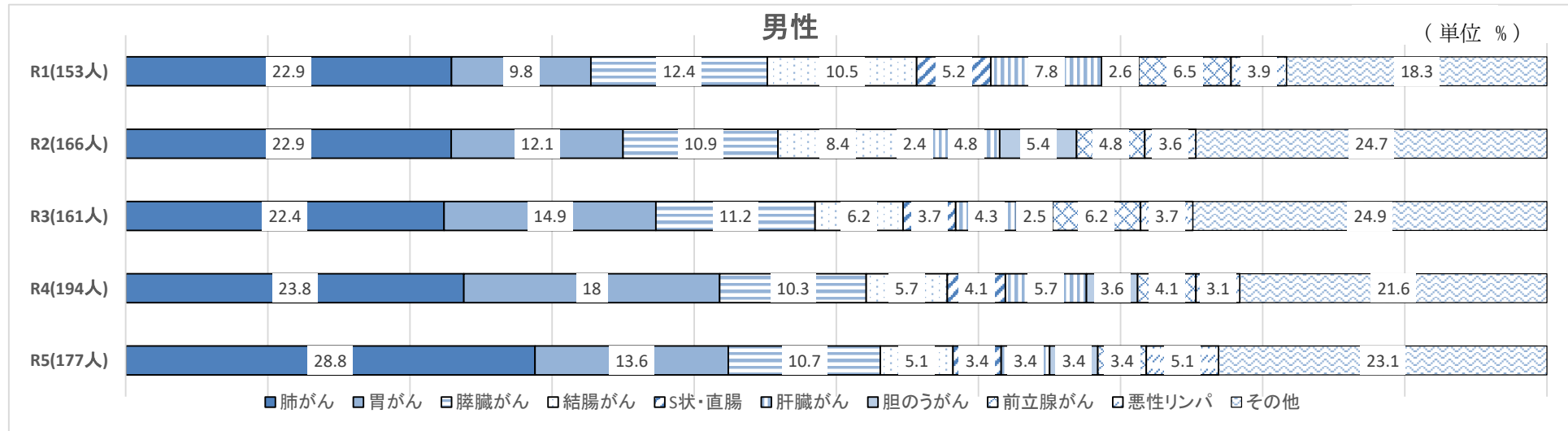
(各年1月1日～12月31日)

年		項目	1	2	3	4	5
滋賀県	令和4年	疾病	悪性新生物	心疾患	老衰	その他呼吸器系疾患	脳血管疾患
		死亡数	3,726	2,381	1,646	926	911
		死亡率	264.3	168.9	116.7	65.7	64.6
		年齢調整死亡率	258.5	154.7	98.3	59.9	59.7
彦根市	令和4年	疾病	悪性新生物	老衰	心疾患	その他呼吸器系疾患	脳血管疾患
		死亡数	335	187	175	67	66
		死亡率	296.8	165.6	155.0	59.3	58.4
		年齢調整死亡率	298.7	139.7	143.5	55.7	53.8
	令和3年	疾病	悪性新生物	老衰	心疾患	脳血管疾患	その他呼吸器系疾患
		死亡数	278	171	152	76	62
		死亡率	246.4	151.6	134.7	67.3	54.9
		年齢調整死亡率	245.9	128.2	127.8	62.3	51.7
	令和2年	疾病	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
		死亡数	285	139	130	67	55
		死亡率	251.5	122.6	114.7	59.1	48.5
		年齢調整死亡率	256.0	116.1	102.5	57.8	44.4
	令和元年	疾病	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
		死亡数	263	148	117	73	53
		死亡率	230.7	129.8	102.6	64.0	46.4
		年齢調整死亡率	93.4	41.4	19.8	18.3	11.1
	平成30年	疾病	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
		死亡数	293	187	80	68	49
		死亡率	257.0	164.0	70.1	59.6	42.9
		年齢調整死亡率	103.6	54.2	13.1	14.6	11.1

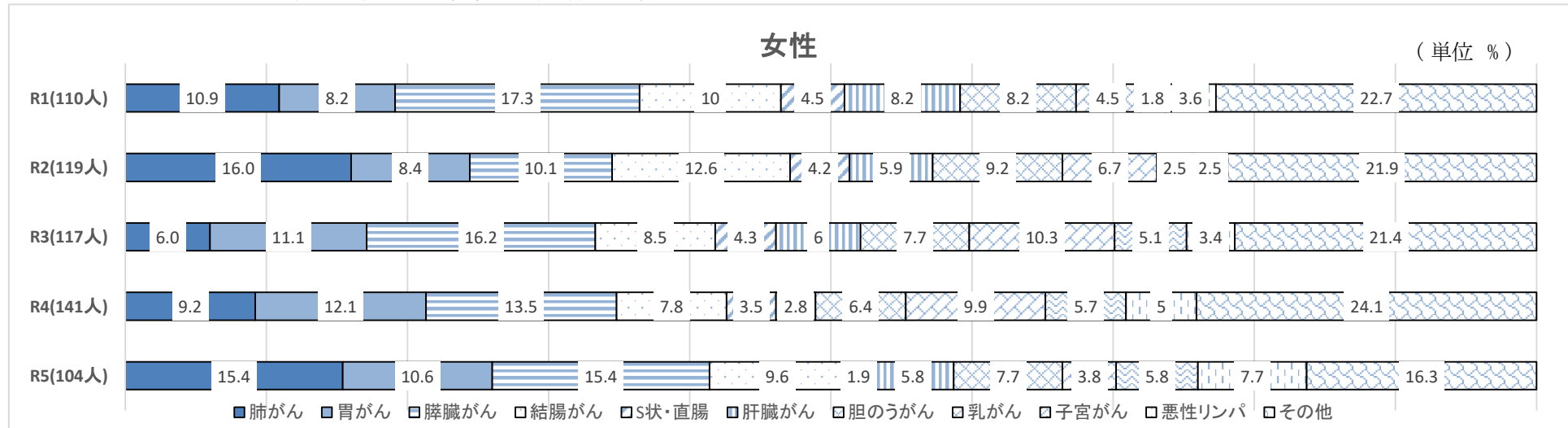
資料 湖東健康福祉事務所事業年報

8 部位別悪性新生物死亡状況

(各年1月1日～12月31日)



※その他には、白血病、膀胱がん、食道がん、喉頭がん等含む



※その他には、卵巣がん、膀胱がん、白血病、中枢神経系悪性新生物等含む

()内は悪性新生物による死亡人数

資料： 湖東健康福祉事務所資料 健康推進課資料 ※10/1現在の人口

Ⅲ 健康推進事業

1. 令和5年度 健康推進課事業

	実 施 日 ・ 対 象 者 ・ そ の 他	場 所	実 施 時 期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子育て世代包括支援センター事業	母子健康手帳交付時の面接等妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援	くすのきセンター												
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	妊婦および乳幼児を養育する子育て世帯	くすのきセンター												
特定不妊治療費助成		指定医療機関												
不育症治療費助成		指定医療機関												
妊婦健康診査(医療機関委託)	妊婦	各医療機関												
こんにちは赤ちゃん訪問(委託)	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭 彦根市民生委員児童委員協議会連合会に委託													
未熟児養育医療	未熟児の入院医療費・食事療養費公費負担(満1歳未満)	指定医療機関												
産後ケア事業	家族などから十分な産後の援助が得られず育児支援が必要な者	指定医療機関または助産所等												
びよびよサロン	毎月1回 午前	くすのきセンター												
4か月児健康診査(個別健診)	随時予約制 生後4か月～6か月未満	指定医療機関												
10か月児健康診査	毎月2回 火曜日および水曜日 午後	くすのきセンター												
1歳6か月児健康診査	毎月2回 金曜日 午後	くすのきセンター												
2歳6か月児健康診査	毎月2回 木曜日 午後	くすのきセンター												
3歳6か月児健康診査	毎月2回 月曜日 午後	くすのきセンター												
離乳食教室	毎月2回 (午前)	くすのきセンター												
乳幼児個別相談(親子健康相談)	毎月2回 (午前および午後)	くすのきセンター												
要観察児相談	のびのび相談(4・10か月児健診後の相談) 毎月1回 午前 お誕生相談(1.6、2.6、3.6歳児健診後の相談) 毎月1回 午前	くすのきセンター												
精神発達相談	月24回程度	くすのきセンター等												
子育て教室	月1回 5～9月 (2グループ実施) 11～3月 (3グループ実施)	くすのきセンター												
訪問指導	妊産婦、乳幼児、生活習慣病、その他(随時保健指導)													
健康診査(集団)	年度末19～39歳、年度末40歳以上の生活保護受給者 年間167回(バス健診36回、KKCパック健診131回)	くすのきセンター 他 各 地 域												
健康診査(医療機関委託)	年度末40歳以上の生活保護受給者	各医療機関												
肝炎ウイルス検診(集団・医療機関委託)	年度末40歳以上で、過去に市の肝炎ウイルス検査を受診していない者(集団) 健康診査と同時 年間34回(医療機関)	各 地 域 各 医 療 機 関												
胃がん検診(集団)	年度末40歳以上の人 年間147回(バス検診16回、KKCパック検診131回)	くすのきセンター 他 各 地 域												
胃がん検診(医療機関委託) ※胃がん検診(胃内視鏡検査)	50歳以上かつ年度末年齢が偶数年齢の人	各医療機関												
肺がん検診(集団)	年度末40歳以上 問診、胸部X線撮影 喀痰細胞診(ハイリスク者のみ) 年間170回 (バス検診39回、KKCパック検診131回)	くすのきセンター 他 各 地 域												
子宮がん検診(集団・医療機関委託)	年度末20歳以上の女性 集団 年間95回(バス検診15回、KKCパック検診80回) 医療機関	くすのきセンター等 県内の婦人科で随時												
乳がん検診(集団・医療機関委託)	年度末40歳以上の女性 集団 年間97回(バス検診17回、KKCパック検診80回) 医療機関	くすのきセンター等 県内医療機関で随時												
大腸がん検診(集団・医療機関委託)	年度末40歳以上 集団年間158回(バス検診27回、KKCパック検診131回) 医療機関	くすのきセンター等 市内医療機関で随時												
結核健康診断	4月1日現在64歳以上 健康診査(集団)と同時	各 地 域												
歯科健康診査(医療機関委託)	4月1日現在40歳、50歳、60歳	市内指定医療機関												
禁煙相談	随時予約制	くすのきセンター												
栄養相談	毎月1～2回	くすのきセンター												
健康教室	地域団体の要請により保健師を派遣	各 地 域												
健康推進員養成事業	一般公募にて定員30名で実施	くすのきセンター他												
自殺対策強化事業(啓発)	主に9月予防週間、3月強化月間でこころの健康に関する啓発等													

	実 施 日 ・ 対 象 者 ・ そ の 他	場 所	実 施 時 期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
がん患者アピアランスサポート事業助成金	がん治療によるアピアランス(外見)へのサポートとして、ウィッグまたは帽子、乳房補整具の購入費用を助成する													
ロタウイルス感染症	(1)経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者 (2)5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	指 定 医 療 機 関												
Hib感染症 小児の肺炎球菌感染症	生後2か月から5歳に至るまでの者 ※接種し始める月齢によって接種間隔と回数 が異なります	指 定 医 療 機 関												
百日せき、ジフテリア、急性 灰 白 髄 炎 、 破 傷 風	生後2か月から7歳6か月に至るまでの者 1期初回 20日以上の間隔を置いて3回接種 1期追加 初回3回目接種後6か月以上の間 隔を置いて1回接種	指 定 医 療 機 関												
百日せき、ジフテリア、破傷風	生後2か月から7歳6か月に至るまでの者 1期初回 20日以上の間隔を置いて3回接種 1期追加 初回3回目接種後6か月以上の間 隔を置いて1回接種	指 定 医 療 機 関												
B 型 肝 炎	1歳に至るまでの者 初回接種し、27日以降に2回目、初回接種か ら139日以上(約20週)あけて3回目接種	指 定 医 療 機 関												
結 核 (BCG)	1歳に至るまでの者 1回接種	指 定 医 療 機 関												
麻 し ん ・ 風 し ん	1期 1歳から2歳に至るまでの者 2期 就学前1年間	指 定 医 療 機 関												
水 痘	1歳から3歳に至るまでの者 1回目から3か月以上の間隔を置いて2回目接種	指 定 医 療 機 関												
日 本 脳 炎	1期 生後6か月から7歳6か月に至るまでの者 初回 6日以上の間隔を置いて2回接種 追加 初回2回目接種後6か月以上の間隔を おいて1回接種 2期 9歳～13歳未満の者 ※平成19年4月1日までに生まれた者は、1期と2 期の不足回数分を20歳に至るまでに接種できる ※平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれ の者は9歳～13歳の間に1期と2期の残りの必要 回数分を接種できる	指 定 医 療 機 関												
ジフテリア・破傷風(2種混合)	2期 11歳以上13歳未満の者	指 定 医 療 機 関												
ヒトパピローマウイルス 感 染 症	小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子 ・キャッチアップ接種の対象者・下記①②両方 を満たす者は、R4年4月～R7年3月の3年間 公費接種できる ①H9年度生まれ～H18年度生まれまで ②過去にHPVワクチンの接種を合計3回受け ていない	指 定 医 療 機 関												
造血幹細胞移植等再接種費用 助 成 金	造血幹細胞移植等の治療で、定期予防接種 の免疫低下等の方に再接種費用を助成する													
HPVワクチン接種費用助成 金	HPVワクチンの積極的勧奨再開に伴う、 キャッチアップ対象者ですすでに接種された方 に、その費用を助成する													
風しん予防接種費用助成	滋賀県が実施する風しん抗体検査を受け、医 師から予防接種を勧奨され、接種した人													
風しんの第5期予防接種	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの 間に生まれた男性 ※市から送付のクーポン券を使用して実施	指 定 医 療 機 関												
高 齢 者 インフルエンザ	65歳以上の高齢者および60～65歳未満で厚 生労働省令で定める者 1回接種	指 定 医 療 機 関												
高齢者の肺炎球菌感染症	65歳以上の高齢者 1回接種 令和元年度から令和5年度までの5年間は、5 歳ごとに年齢を区分し、対象年齢者に接種	指 定 医 療 機 関												
新型コロナワクチン接種	生後6か月以上の者を対象に、特例臨時接種 として、集団接種および医療機関での個別接 種を実施	個 別 医 療 機 関 集 団 接 種 会 場												
骨髄等移植ドナー支援事業助 成 金	骨髄等の提供に要した通院等の日数に応じ、 ドナー及び事業所に助成を実施する													
休 日 急 病 診 療	日曜日、祝日、年末年始 診療科目 内科、小児科	休 日 急 病 診 療 所												

健康推進課事業(生涯を通じての健康づくり)

令和 5年度

目 的		0歳	6歳	15歳	18歳	20歳	30歳	40歳	60歳	65歳	70歳									
各種検（健）診・相談事業・予防接種	・疾病、異常の早期発見、早期治療につなぐ。 ・正しい知識の普及と意識の向上を図る。	母子保健対策 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業							成人保健対策		高齢者保健対策									
		乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児)							妊婦健康診査											
		子育て世代包括支援センター事業									結核健康診断									
		こんにちは赤ちゃん訪問 新生児訪問指導 びよびよサロン 未熟児養育医療							健康診査		特定健康診査									
		乳幼児個別相談							成人歯科健診		肝炎ウイルス検診									
		離乳食教室							子宮頸がん検診		乳がん検診 胃がん・肺がん・大腸がん検診									
		子育て世代包括支援センター電話相談							禁煙相談・栄養相談											
		予防接種 (ロタ、B型肝炎、ヒブ、肺炎球菌、四種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ)、BCG、麻疹・風疹、水痘、日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)、子宮頸がん(HPV))							風疹予防接種(5期)		高齢者インフルエンザ予防接種 高齢者肺炎球菌予防接種									
									新型コロナワクチン接種											
要指導者への援助	・疾病、異常の早期発見、早期治療につなぐ。 ・健康問題に気づき、生活行動の変容を図る。 ・疾病・異常等の悪化を予防する。	産後ケア事業							健康教室(生活習慣病予防教室等)											
		のびのび相談(4か月児、10か月児健診後)							特定保健指導											
		お誕生相談(1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診後)																		
要支援者の援助	・要支援者の不安の軽減や、日常生活の自立を目指す。 ・要支援者の状態の悪化を予防する。	精神発達相談																		
		子育て教室																		
		家庭訪問指導							家庭訪問指導											
健康づくり及び啓発活動	・自分の健康は自分で守るという自覚を促す。 ・健康づくりに関する知識の普及と実践を図る。 ・地域活動を地域に根ざすものにする。	家庭訪問指導																		
		彦根休日急病診療所																		
		がん患者アピアランスサポート事業助成金																		
		骨髄等移植ドナー支援事業助成金																		
関連機関	各種専門機関の協力連携により、事業の円滑推進と充実を図る。	彦根医師会 彦根歯科医師会 彦根薬剤師会							湖東健康福祉事務所 子ども家庭相談センター 彦根市健康推進員協議会		民生委員・児童委員協議会連合会 ひこね元気クラブ21 商工会議所		東びわこ農業協働組合 老人クラブ 滋賀県栄養士会(地域活動事業部)		社会福祉協議会 滋賀県歯科衛生士会 地域包括支援センター		保育園・幼稚園 大学 教育委員会		福祉事務所 等	

2. 母子保健

1 母子保健事業のあゆみ

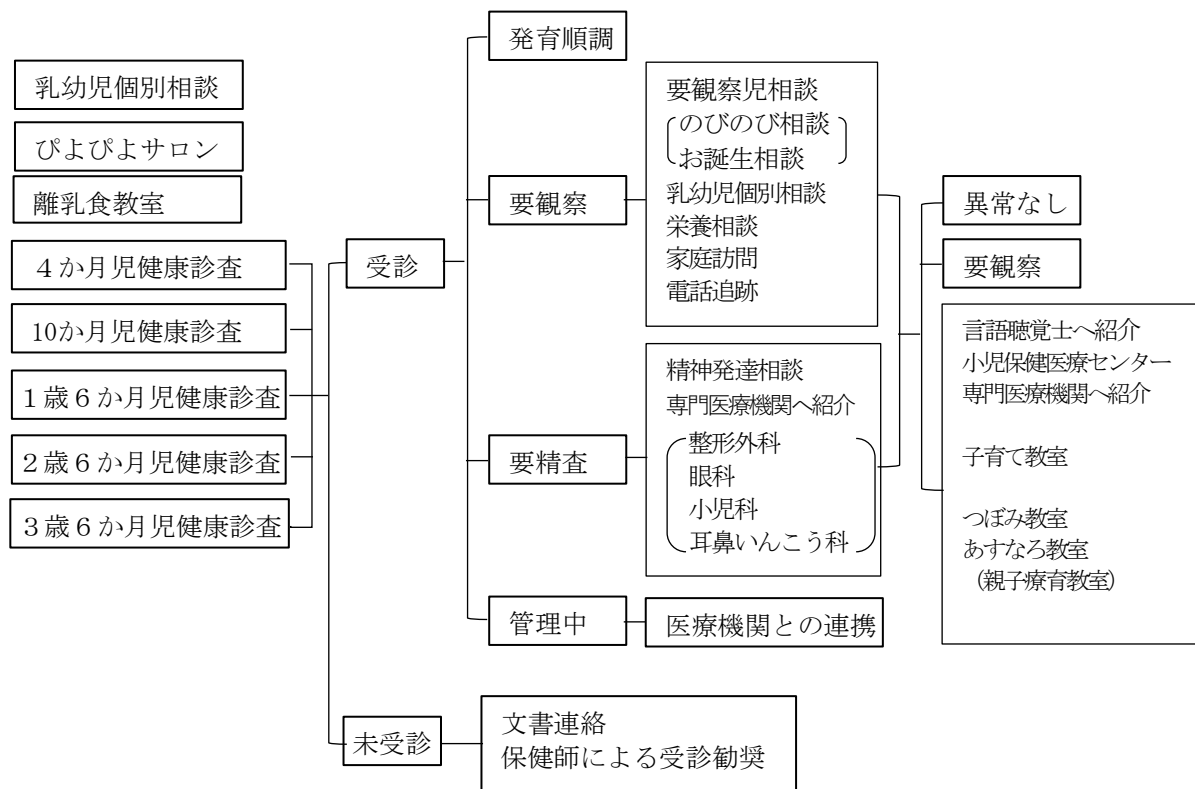
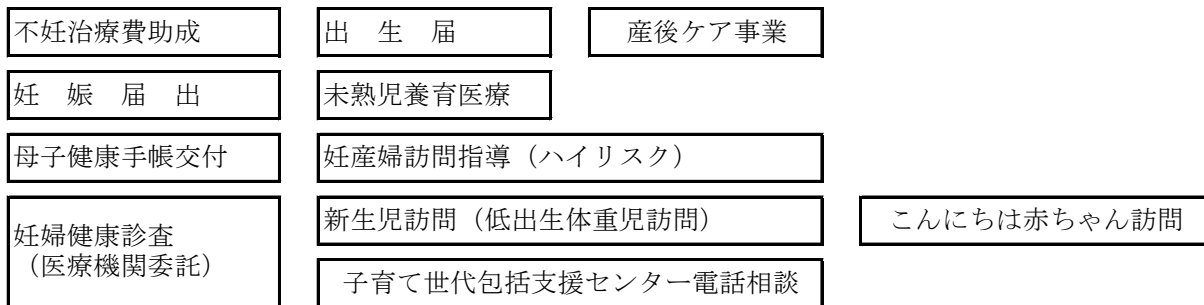
年度	事業の内容
S53	母親教室（H7年度よりハローベビー教室に名称変更） 4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査（開始） 3歳6か月児健康診査 } 健康管理センターで実施
S54	2歳6か月児健康診査 要観察児相談（H7年度より、下記のとおり名称・内容変更）の開始 { のびのび相談（4・10か月児健診後の相談 お誕生相談（1歳6か月・2歳6か月児健診後の相談、H9年度より3歳6か月児追加）
S56	福祉保健センター開設 精神発達相談開始 療育相談開始
S58	10か月児相談開始
S59	10か月児健康診査開始
S62	予防接種・乳幼児しおり配布（H7年度より予防接種については別の綴りで配布）
H4	離乳中期相談開始 尿検査を3歳6か月児健康診査のみ実施
H5	3～4か月児健康診査（隔月）南老人福祉センターで開始 9～10か月児健康診査（隔月）南老人福祉センターで開始 2歳6か月児歯科健康診査同時実施
H7	南老人福祉センターにおける4か月児・10か月児健康診査を月1回同時に開催 子育て教室開始（年間4回）精神発達相談の経過観察児対象 母子健康相談の名称をすくすく相談と変更
H8	子育てホットライン開設 母子栄養強化事業廃止
H9	彦根市母子保健計画策定 3歳6か月児健康診査 妊婦一般健康診査（医療機関委託） B型肝炎母子感染防止事業 新生児訪問 } H6年に母子保健法が改正され、実施主体が都道府県から市町村に一元化され、H9年度から実施
H10	彦根市虐待防止ネットワーク委員会実施（2年間） 子育てひこね夢プラン策定委員会実施（福祉保健部社会児童課）
H11	乳幼児講座（年間15回）（市民共生部保険年金課）
H12	彦根市虐待防止ネットワーク会議に名称変更
H13	彦根市児童虐待防止ネットワーク委員会に名称変更（児童家庭課新設・移行） 2歳6か月児健康診査で歯科健診・相談を充実（内科健診廃止） 1歳6か月児健康診査で保育士による遊びの教室を開始 赤ちゃんサロン開始（生後2～3か月児対象）
H14	乳幼児講座廃止 ママくらぶ（育児不安の強い保護者のグループカウンセリング）開始 「不適切な養育に気付くための問診項目」を各乳幼児健康診査に取り入れる
H15	赤ちゃんサロン隔月を毎月1回実施

年度	事業の内容
H16	彦根市母子保健計画廃止 子どもきらめき未来プラン（彦根市次世代育成支援行動計画）が策定され、彦根市母子子保健計画が包括される（福祉保健部児童家庭課） 子育て教室を2グループに拡大
H17	パパママ学級開始（年間5回実施） つぼみ教室（親子療育教室）開始（子ども療育センター）
H18	パパママ学級（年間9回実施）
H19	親子グループミーティング事業開始 新生児訪問で産後うつ病質問票（EPDS）導入 ハイリスク児・妊産婦訪問開始 8月～4か月児健診・10か月児健診時ブックスタート開始
H20	妊婦健康診査の公費負担2回から10回に変更 ハローベビー教室のコースおよび回数の増設 ゆさぶられ症候群予防のためのリーフレット作成配布 母子健康手帳交付時にマタニティマーク製品の配布開始、および7月より「妊婦さんへのおたずね票」を導入 厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」策定により、離乳中期相談から離乳食相談に名称変更
H21	2歳6か月児健診にささやき声検査を導入 妊婦健康診査の基本的検査内容は14回分全額公費負担 特定不妊治療補助事業開始 ママくらぶ終了（年度末）
H22	妊婦健康診査（血液検査）にHTLV-Ⅰ抗体検査追加 幼児歯科健診用診察照明器具購入
H23	人工授精治療補助事業開始 母子健康手帳の発行を健康推進課に窓口一本化 妊婦健康診査のクラミジア検査追加 すくすく相談に栄養士の相談追加 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）開始 離乳食相談から離乳食教室に名称変更
H24	H25年度にむけて母子保健事業のあり方について検討 ログヘルス導入、7月より乳幼児健康診査等の対象者を当課で打ち出し開始 パパママ学級土曜日のみから日曜日と交互に開催
H25	ハローベビー教室の名称変更し、内容も一部変更（マタニティママの歯科健診・マタニティママのつどい） すくすく相談の名称を乳幼児個別相談と変更し、内容・回数も変更 乳児用体重計を人権福祉交流会館、子どもセンター、保健センターに設置 不育症の周知のためホームページに掲載 親子グループミーティング事業一時中止（NP0団体が実施されているため） 未熟児養育医療が国県から全面移譲 子育て教室（わんぱく広場）の回数を年間20回から25回に変更 発達相談一部発達支援室へ移行 乳幼児健康診査、乳幼児個別相談平成26年1月よりくすのきセンターで開始 赤ちゃんサロンの開催場所を子どもセンターに変更、対象を生後6か月児まで拡大

年度	事業の内容
H26	親子グループミーティング再開（NP0団体に委託し、くすのきセンターで1クール実施） 乳幼児健康診査をくすのきセンターのみで実施 子育て教室（わんぱく広場）の会場をくすのきセンターに変更 次世代育成行動計画が平成26年度末で終了し新たな計画として子ども・若者プランが検討される。（母子保健計画も平成27年度に向けて検討）
H27	彦根市子ども・若者プラン（計画期間平成27年度～平成31年度、母子保健計画の部分は平成36年度まで）開始 「マタニティーママのつどい」を「プレママサロンららら♪」、「マタニティーママの歯科健診」を「プレママの歯科健診」に名称変更 親子グループミーティングの開催を2クールに変更 乳幼児個別相談の開催場所をくすのきセンターのみに変更 体重計の設置場所をくすのきセンターと子どもセンターの2か所に変更
H28	子育て世代包括支援センターを設置 産後ケア事業を開始 乳幼児個別相談において、助産師相談開始
H29	「プレママサロンららら♪」を廃止 「赤ちゃんサロン」を彦根市子どもセンターの自主事業として移行 「ぴよぴよサロン」（生後2・3か月児対象）を開始、助産師の相談を乳幼児個別相談から「ぴよぴよサロン」に変更
H30	「子育てホットライン」を「子育て世代包括支援センター電話相談」に名称変更。
R元	パパママ学級、妊婦歯科相談を廃止 離乳食教室を廃止 「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」に基づき、令和2年2月28日付で「母子保健 事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の通知があり、集団で実施 する健康診査、保健指導などについて感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期などの措置をとるように示され、3月の乳幼児健康診査、乳幼児個別相談、2～3月のぴよぴよ、サロン、わんぱく広場を延期、中止とした。また、乳児家庭全戸訪問についても訪問を中止した。
R2	親子グループミーティング事業の廃止 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下の対応を行った。 4か月児健康診査を医療機関に委託して実施 10か月児健康診査・2歳6か月児健康診査を中止し、相談会を実施。 ぴよぴよサロンを中止
R3	乳幼児健康診査を集団健診にて実施 新型コロナウイルス感染症感染拡大や緊急事態宣言発出を受け、乳幼児健康診査を延期して実施。※9月6日から21日まで（計9回）および1月28日から2月25日まで（計11回） ぴよぴよサロンを予約制にして実施 新生児聴覚検査費用助成の開始 多胎妊婦健康診査基本受診券5回分追加の開始
R4	4か月児健康診査医療機関委託の開始 離乳食教室（4～5か月児対象）の開始
R5	3歳6か月児健康診査にて屈折検査の開始（令和5年9月から） 不育症治療費助成事業の開始 ひこねすくすくアプリの導入 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始

2 母子保健施策体系

子育て世代包括支援センター



予防接種

3 妊娠届出

(1) 妊娠届出状況

健康推進課の窓口で、妊娠届出時に母子健康手帳を交付している。交付時には、母子健康手帳および別冊の使用方法の説明、保健指導を行っている。

妊娠届出者数(人)	妊娠週数(届出時)					
	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	分娩後	不詳
711	658	44	4	4	1	0

(2) 母子健康手帳再発行状況

再発行数(冊)	15
---------	----

(3) 外国語版母子健康手帳発行状況

発行数(冊)	ポルトガル	英語	中国	タガログ	スペイン	インドネシア	ベトナム	タイ語
22	2	7	0	0	0	0	13	0

4 妊婦健康診査・新生児聴覚検査（医療機関委託）

妊婦に対し、異常の有無を早期に確認し必要に応じて適切な指導を行うことにより、健康の維持増進を図る。厚生労働省の示す必要な検査項目については全額公費負担とし、医療機関委託で実施している。

母子健康手帳別冊発行数 753人

(単位：人)

受診者数 (実)	受診者数 (延)	内訳			
		異常なし	要指導	要精査	不明
1,114	8,230	7,835	293	19	83

新生児聴覚検査受検者数

(単位：人)

初回検査
675

昨年度に比べて、別冊発行数、受診者数は減少している。

5 妊産婦・新生児訪問

(1) 目的

新生児および妊産婦を訪問して、問診・観察を行い異常または疾病の早期発見、早期治療の徹底を期し円滑に育児に対応できるように援助する。

(2) 対象者

- ・母子健康手帳別冊に添付されている新生児訪問依頼書で希望のあった者。（市外の里帰りも含む）
- ・低出生体重出生届（はがき）があった者。
- ・医療機関から連絡のあった者等、訪問指導が必要と認められた妊産婦・新生児。

(3) 内容

助産師または保健師による新生児の身体計測、一般状態の観察、母親の状態の観察、育児内容の確認。必要に応じて育児指導。子育て情報の提供。

(4) 妊産婦・新生児訪問件数

(ア) 新生児訪問・低出生体重児訪問

	訪問数	訪問結果					
		発育順調	要指導	要観察	要精査	要医療	管理中
新生児訪問	495	343	46	35	34	1	36
低出生体重児訪問	13	6	2	0	1	0	4
合計	508	349	48	35	35	1	40

(イ) 医療機関連絡分 妊産婦・新生児訪問（ハイリスク訪問）

	連絡件数	対応方法			
		訪問	電話	面接	その他
妊 婦	54	18	28	7	1
産 婦	103	100	2	1	0
新生児	15	15	0	0	0
産婦・新生児	84	78	3	3	0
合計	256	211	33	11	1

6 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）

(1) 目 的

児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業として必要な事項を定め、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の整備を図る。

(2) 内 容

平成23年度より、民生委員児童委員協議会連合会に委託し、市の事業として開始。主に主任児童委員が中心となって、地域の民生委員児童委員と協力して、生後4か月ごろまでに訪問実施。訪問結果を健康推進課に報告。面会できなかった場合、新生児訪問等で面会できたか状況確認し、支援が必要な場合に保健師等がフォローしている。

(3) 訪問件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問対象者数(人)	808	880	774	707	659
訪問件数（年度内）	751	580	635	567	635
(再掲) 民生委員児童委員 主任児童委員の訪問件数	627	113	343	260	557
(再掲) 新生児訪問等、健康推進 課の訪問件数	124	467	292	307	78

7 ぴよぴよサロン

- (1) 目 的 保護者間の交流を図ることで、育児の孤立感を解消し、子どもの発達に関心を持てるよう支援する。
- (2) 対象者 生後2～4か月児の保護者 16組(予約制)
- (3) 内 容 月1回、子育てに関する相談、情報交換
- (4) 従事者 助産師、保健師
- (5) 周知方法 広報ひこね、彦根市ホームページ、ひこねすくすくアプリ、子育てガイドブック、新生児訪問
- (6) 実施結果

実施回数(回)	参加者数(組)
12	151

8 産後ケア事業

- (1) 目 的
家族から産後の十分な支援を受けることができない者で、育児支援を必要とするものが、心身を安定させ、安心して子育てできるようになるための支援を行う。
- (2) 内 容
医療機関、助産所等において宿泊または日帰りで育児指導を受け、心身のケアを図る。
- (3) 実施結果

	利用者数 (実)	利用者数 (延)	宿泊数 (泊)	デイケア (日)	利用施設
平成30年度	4	4	10	0	神野レディースクリニック・彦根市立病院
令和元年度	6	8	6	5	神野レディースクリニック・彦根市立病院
令和2年度	4	4	18	0	神野レディースクリニック・市立長浜病院・まちのほけんしつ
令和3年度	7	11	17	6	神野レディースクリニック・市立長浜病院・まちのほけんしつ・お産子の家
令和4年度	7	11	13	5	イーリスウィメンズクリニック・市立長浜病院・まちのほけんしつ・お産子の家
令和5年度	7	11	4	7	イーリスウィメンズクリニック・市立長浜病院・まちのほけんしつ・お産子の家

9 未熟児養育医療

満1歳未満の未熟児（出生時体重2,000g以下または規定の症状がある場合）が指定医療機関で受けた入院治療と食事療養費（ミルク代）について、保険診療の自己負担分を公費負担している。平成25年度より、県（国）より全面移譲され実施。実39件、延119件に給付。

体重別給付状況（実数）

出生時体重（g）	1,000以下	1,001～1,500	1,501～2,000	2,001～2,500	2,501以上	合計
新規	2	3	14	11	4	34
前年度継続	3	0	2	0	0	5
合計	5	3	16	11	4	39

10 乳幼児個別相談

(1) 目 的

育児への孤立感を解消し、健やかな子育ての支援を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療へつなげる。

(2) 内 容

育児相談、管理栄養士の相談（電話、ひこねすくすくアプリ、彦根市ホームページによる予約制）

(3) 周知方法

広報ひこね、彦根市ホームページ、ひこねすくすくアプリ、乳幼児健康診査のしおり（すくすく手帳）

(4) 来所状況の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	537	108	129	197	265
実人数	225	70	94	121	155

(5) 学区別来所状況

	城東	城西	金城	城北	佐和山	旭森	平田	城南	城陽	鳥居本	高宮	河瀬	亀山	稲枝東	稲枝北	稲枝西	若葉	住登外	合計
延人数	13	17	11	9	23	32	19	30	5	3	31	41	0	18	3	3	4	3	265
実人数	8	9	11	4	14	24	10	19	4	2	14	22	0	5	2	1	4	2	155

(6) 月齢別来所状況

	0～4か月	5～8か月	9～11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	合計
延人数	55	95	35	54	12	8	6	265
実人数	46	38	14	34	9	8	6	155

(7) 相談内容別件数

相談内容	運動面の遅れ	精神面の遅れ	身体に関すること	授乳に関すること	栄養に関すること		生活に関すること	予防接種に関すること	その他	合計	要事後指導児数(実)
					乳児	幼児					
延件数	41	34	149	87	76	33	30	1	36	487	117

(8) 管理栄養士の相談

①月齢別来所状況

	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	その他	合計
延人数	0	2	10	7	9	7	1	4	18	2	60

②離乳食の状況

	開始前	1回食	2回食	3回食	幼児食	不明	合計
延人数	0	13	13	26	8	0	60

③相談内容

内容（乳児）		延人数	内容（幼児）		延人数
調理方法	形態	27	食べムラ		2
	味付け	10	好き嫌い		4
	保存方法（冷凍など）	2	偏食		4
食品	選び方	19	調理方法		5
	ベビーフード	5	食品	選び方	5
	おやつ	4		おやつ	2
食べる量	多い	3	食べる量	多い	0
	少ない	18		少ない	5
食べ方	丸のみ	4	アレルギー		2
	手づかみ食べ	9	その他		4
水分		9	計		33
授乳		16			
アレルギー		6			
その他		5			
計		137			

(9) まとめ

令和5年度も月に2回、午前と午後の予約制（定員あり）で実施した。相談内容は、例年通り身体面と栄養面についての相談が多かった。令和5年度より、乳児と幼児で食事の悩みも異なるため、統計の取り方を変更した。

1.1 子育て世代包括支援センター電話相談

- (1) 目的 妊娠期、出産後、子育て期の相談に応じ、必要な指導および助言を行う。
- (2) 実施日 毎月曜日～金曜日の8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始除く）
- (3) 周知方法 広報ひこね、彦根市ホームページ
- (4) 事後フォロー 必要に応じ、各種相談事業への案内や専門医療機関への受診勧奨を行う。
- (5) 相談状況の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	245	243	242	243	244
対応件数（延）	132	93	100	101	112
時間外対応（再掲）	0	0	0	0	0

(6) 相談内容

＜子どもに関すること＞		＜母に関すること＞	
相談事項	延人数	相談事項	延人数
身体面	6	身体面	0
精神面	8	精神面	1
授 乳	11	生活面	2
食 事	15	家族関係	7
生活習慣	7	妊娠・出産・育児用品など	3
事故・救急に関すること	1	妊婦健診の問い合わせ	17
予防接種	7	産後ケア	0
予防接種・健診の問い合わせ	2	その他	10
医療機関の問い合わせ	1	合 計	40
その他	14		
合 計	72		

(7) まとめ

- ・母子健康手帳発行時に、子育て世代包括支援センターの啓発を行っている。相談内容は、身体面、食事や授乳に関する相談が多い。
- ・相談件数は、増加傾向である。

1 2 離乳食教室

- (1) 目 的 離乳食の必要性や月齢に応じた進め方を知ること、安心・安全に離乳食を開始できるよう支援する。
- (2) 対象者 離乳食開始前の児（4～5か月頃）
- (3) 内 容 月2回 離乳食の進め方・サンプルを用いて説明
- (4) 従事者 管理栄養士、保健師
- (5) 周知方法 4か月児健康診査委託医療機関、彦根市ホームページ、子育てガイドブック、ひこねすくすくアプリ、新生児訪問

(6) 実施結果

実施回数(回)	来所者数
23	338

(7) まとめ

- ・第1子は必ず受けていただけるよう未予約者へ勧奨を実施した。
- ・希望者へは体重測定や腹ばい方法の実施など行う時間を設けた。

1 3 乳幼児健康診査

(1) 目的 乳幼児の発達の節目時期に健康診査を行うことにより、子どもの健全な育成を支援するとともに、疾病や障害の早期発見また早期治療へつなげる。また、保護者の育児不安の解消をはかる。

(2) 対象 各月に生後4か月・10か月になる乳児
各月に満1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月を超えている幼児

(3) 内 容

(個別健康診査)

①4か月児健康診査 問診・身体計測・小児科診察・保健指導

(集団健康診査)

②10か月児健康診査 問診 身体計測 聴力検査(必要時) 小児科診察 離乳食教室 保健指導

③1歳6か月児健康診査 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 歯科個別指導 フッ素塗布 保健指導

④2歳6か月児健康診査 問診 身体計測 歯科診察 歯科個別指導 フッ素塗布 保健指導

⑤3歳6か月児健康診査 問診 検尿 身体計測 屈折検査 視力測定 内科診察 歯科診察 歯科個別指導
フッ素塗布 保健指導

(4) 実施回数 各健診月2回実施。3歳6か月児健康診査のみ8月・1月に各計3回実施。

(5) スタッフ 小児科医師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 保育士 管理栄養士 看護師 保健師

(6) 周知方法 広報ひこね、ホームページ、乳幼児健康診査しおり(すくすく手帳)

(7) 乳幼児健康診査の受診状況

	対象児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)	事後管理区分(人)						未受診児 の把握 (人)
				発育順調	要指導	要観察	要精査	要医療	管理中	
4か月児	709	675	95.2%	514	8	28	31	5	89	34
10か月児	719	684	95.1%	399	93	107	11	3	71	35
1歳6か月児	752	727	96.7%	261	50	329	31	1	55	25
2歳6か月児	750	743	99.1%	277	38	315	40	1	72	7
3歳6か月児	811	793	97.8%	282	109	107	164	3	128	18

事後管理区分

- 発育順調 : 特に問題がなかったもの
- 要指導 : 問題があり濃厚な指導を必要としたもので、健診の場で問題解決が可能であるもの
- 要観察 : 経過を経て確認が必要なもの
- 要精査 : 精密検査が必要なもの
- 要医療 : 医療が必要なもの
- 管理中 : すでに問題が管理されているもの

(8) 乳児の発育状況(カウプ指数) (単位:人)

	13未満	13~15	15~18	18~20	20以上	不明	合計
4か月児	0	40	422	184	28	1	675
	0.0%	5.9%	62.5%	27.3%	4.2%	0.1%	100.0%
10か月児	0	31	500	139	14	0	684
	0.0%	4.5%	73.1%	20.3%	2.1%	0.0%	100.0%

(9) 幼児の発育状況 (肥満度)

(単位：人)

	-20% 未満	-20～ -15%	-15～ 15%	15～ 20%	20～ 30%	30～ 40%	40～ 50%	50% 以上	不明	合計
1歳6か月児	0 0.0%	1 0.1%	688 94.6%	29 4.0%	9 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	727 100.0%
2歳6か月児	0 0.0%	0 0.0%	669 90.0%	45 6.1%	25 3.4%	4 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	743 100.0%
3歳6か月児	0 0.0%	5 0.6%	746 94.1%	30 3.8%	11 1.4%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	793 100.0%

(1 0) 栄養方法 (乳児)

	母乳		混合		人工乳		不明	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 か月児	177	26.2%	402	59.6%	72	10.7%	24	3.5%
3 か月児	253	37.5%	228	33.8%	191	28.3%	3	0.4%

(1 1) 尿検査の結果 (3歳6か月児健康診査より) 令和4年8月から蛋白検査のみ実施

(単位：人)

蛋白				未検児
－	±	＋～	計	
622	74	15	711	82

未検者82人には電話や文書で受診勧奨などを実施。

(1 2) 視力検査等 (3歳6か月児健康診査より)

視力検査				屈折検査				
被検査者数	異常なし	要精査	管理中	被検査者数	異常なし	要精査	実施不可	未実施
734	608	118	8	445	395	47	1	2

視力検査未検者59人には、精密検査等を案内した。

屈折検査は令和5年9月から実施。

管理中は医療機関において経過観察中。

(1 3) 幼児健康診査別就寝時間

就寝時間	1歳6か月児健診		2歳6か月児健診		3歳6か月児健診	
	人数	%	人数	%	人数	%
20時以前	116	16.0%	55	7.4%	65	8.2%
20時台	381	52.4%	317	42.7%	333	42.0%
21時台	203	27.9%	317	42.7%	352	44.4%
22時台	21	2.9%	44	5.9%	39	4.9%
23時台	5	0.7%	9	1.2%	3	0.4%
24時以降	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
不明	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%
合計	727	100.0%	743	100.0%	793	100.0%

* 20時台：20時01分～21時00分まで

(14) 事後管理を要するものの内訳

① 4か月児健康診査

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要精査	要医療	管理中	合計
a. 発育栄養問題	体重増加不良	1	21	0	0	1	23
	肥満	0	1	0	0	0	1
	低身長	0	0	0	0	0	0
b. 身体各部の問題	頭部 大泉門	0	2	0	0	1	3
	顔面 頸部	0	0	0	0	1	1
	胸背部	0	0	0	0	0	0
	腹部	0	0	0	0	2	2
	腎 尿路系	0	0	0	0	6	6
	ソケイ部 陰部 臀部	1	3	2	0	5	11
	四肢 筋骨	0	0	0	0	3	3
	心臓	0	0	1	0	5	6
	股関節	0	0	29	0	10	39
	皮膚	6	1	0	6	20	33
	眼	0	0	1	0	1	2
	耳鼻咽喉	0	1	0	0	1	2
	口腔	0	0	0	0	1	1
	けいれん	0	0	0	0	0	0
	その他中枢性疾患	0	0	1	0	1	2
c. 奇形、先天性異常	小奇形 先天奇形	0	0	0	0	1	1
d. 精神運動発達	運動発達	1	5	1	0	0	7
	精神発達	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
e. 生活習慣の問題 ※	栄養・食事	0	0	0	0	0	0
	生活習慣	0	0	0	0	0	0
	排泄	0	0	0	0	0	0
f. その他		0	0	0	0	41	41
計 (延数)		9	34	35	6	100	184

※e. 保育環境問題：eのみの問題児を計上。eはa～dと重複しない。

不適切な養育（養育者側）の問題

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要他機関との調整・支援 注1)	合計
不適切な養育の問題あり (実数)		0	0	0	0
問題の内訳 (延数)	養育側の問題 注2)	0	0	0	0
	育児不安	0	0	0	0
	虐待の疑い	0	0	0	0

注1) 通告などを含む他機関との調整による支援が必要な場合は、この欄に計上する。

注2) 育児力不足・養育者の心身の健康・家庭環境などの養育側の問題点を計上する。

② 10 か月児健康診査

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要精査	要医療	管理中	合計
a. 発育栄養問題	体重増加不良	6	34	1	0	3	44
	肥満	1	5	0	0	0	6
	低身長	1	20	0	0	2	23
b. 身体各部の問題	頭部 大泉門	0	2	0	0	1	3
	顔面 頤部	0	0	0	0	0	0
	胸背部	0	0	1	0	2	3
	腹部	0	0	0	0	0	0
	腎 尿路系	0	0	0	0	3	3
	ソケイ部 陰部 臀部	1	0	0	0	1	2
	四肢 筋骨	0	0	0	0	0	0
	心臓	0	0	1	0	6	7
	股関節	0	0	1	0	5	6
	皮膚	10	1	0	2	20	33
	眼	1	0	0	0	5	6
	耳鼻咽喉	0	1	3	0	1	5
	口腔	1	0	0	0	1	2
	けいれん	0	0	0	0	1	1
	その他中枢性疾患	0	0	0	0	0	0
c. 奇形、先天性異常	小奇形 先天奇形	0	0	0	0	2	2
d. 精神運動発達	運動発達	4	58	5	0	1	68
	精神発達	12	39	3	0	1	55
	その他	0	0	0	0	0	0
e. 生活習慣の問題 ※	栄養・食事	49	6	0	0	0	55
	生活習慣	29	0	0	0	0	29
	排泄	5	0	0	0	0	5
f. その他		5	0	0	1	28	34
計（延数）		125	166	15	3	83	392

※e. 保育環境問題：eのみの問題児を計上。eはa～dと重複しない。

不適切な養育（養育者側）の問題

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要他機関との調整・支援 注1)	合計
不適切な養育の問題あり（実数）		2	6	4	12
問題の内訳（延数）	養育側の問題 注2)	2	6	4	12
	育児不安	0	0	0	0
	虐待の疑い	0	0	0	0

注1) 通告などを含む他機関との調整による支援が必要な場合は、この欄に計上する。

注2) 育児力不足・養育者の心身の健康・家庭環境などの養育側の問題点を計上する。

③ 1歳6か月児健康診査

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要精査	要医療	管理中	合計
a. 発育栄養問題	体重増加不良	1	12	0	0	3	16
	肥満	4	7	0	0	0	11
	低身長	2	6	0	0	4	12
b. 身体各部の問題	頭部 大泉門	0	2	2	0	2	6
	顔面 頰部	0	0	0	0	0	0
	胸背部	0	0	0	0	2	2
	腹部	1	0	0	0	2	3
	腎 尿路系	0	0	0	0	2	2
	ソケイ部 陰部 臀部	1	0	0	0	1	2
	四肢 筋骨	2	1	3	0	0	6
	心臓	0	2	0	0	5	7
	股関節	0	0	1	0	0	1
	皮膚	3	0	0	0	8	11
	眼	4	1	2	1	2	10
	耳鼻咽喉	0	0	0	0	1	1
	口腔 ※1	0	1	0	0	0	1
	けいれん	0	0	0	0	0	0
	その他中枢性疾患	0	0	0	0	0	0
c. 奇形、先天性異常	小奇形 先天奇形	0	0	0	0	2	2
d. 精神運動発達	運動発達	1	2	2	0	4	9
	精神発達	15	340	27	0	11	393
	その他	0	0	0	0	0	0
※2 e. 生活習慣の問題	栄養・食事	18	4	0	0	0	22
	生活習慣	13	2	0	0	0	15
	排泄	1	0	0	0	0	1
f. その他		6	0	0	0	20	26
計（延数）		72	380	37	1	69	559

※1 口腔：う歯、不正咬合、軟組織疾患を除く口腔の異常。

※2 e. 保育環境問題：eのみの問題児を計上。eはa～dと重複しない。

不適切な養育（養育者側）の問題

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要他機関との調整・支援 注1)	合計
不適切な養育の問題あり（実数）		10	2	14	26
問題の内訳（延数）	養育側の問題 注2)	9	2	14	25
	育児不安	0	0	0	0
	虐待の疑い	1	0	0	1

注1) 通告などを含む他機関との調整による支援が必要な場合は、この欄に計上する。

注2) 育児力不足・養育者の心身の健康・家庭環境などの養育側の問題点を計上する。

④ 2歳6か月児健康診査

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要精査	要医療	管理中	合計
a. 発育栄養問題	体重増加不良	1	5	0	0	3	9
	肥満	6	23	0	0	0	29
	低身長	1	12	0	0	4	17
b. 身体各部の問題	頭部 大泉門	0	1	1	0	0	2
	顔面 頰部	0	0	0	0	0	0
	胸背部	0	0	0	0	1	1
	腹部	0	0	0	0	1	1
	腎 尿路系	0	0	0	0	2	2
	ソケイ部 陰部 臀部	0	0	0	0	2	2
	四肢 筋骨	1	0	0	0	2	3
	心臓	0	0	0	0	5	5
	股関節	0	0	0	0	1	1
	皮膚	0	0	0	0	2	2
	眼	5	2	0	0	5	12
	耳鼻咽喉	1	98	3	1	2	105
	口腔 ※1	2	2	0	0	0	4
	けいれん	0	0	0	0	0	0
	その他中枢性疾患	0	0	0	0	1	1
c. 奇形、先天性異常	小奇形 先天奇形	0	0	0	0	3	3
d. 精神運動発達	運動発達	1	0	0	0	1	2
	精神発達	10	266	39	0	36	351
	その他	0	0	0	0	0	0
※2 e. 生活習慣の問題	栄養・食事	12	1	0	0	0	13
	生活習慣	17	3	0	0	0	20
	排泄	2	0	0	0	1	3
f. その他		8	0	0	0	10	18
計（延数）		67	413	43	1	82	606

※1 口腔：う歯、不正咬合、軟組織疾患を除く口腔の異常。

※2 e. 保育環境問題：eのみの問題児を計上。eはa～dと重複しない。

不適切な養育（養育者側）の問題

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要他機関との調整・支援 注1)	合計
不適切な養育の問題あり（実数）		22	5	9	36
問題の内訳（延数）	養育側の問題 注2)	18	5	9	32
	育児不安	1	1	0	2
	虐待の疑い	3	1	0	4

注1) 通告などを含む他機関との調整による支援が必要な場合は、この欄に計上する。

注2) 育児力不足・養育者の心身の健康・家庭環境などの養育側の問題点を計上する。

⑤ 3歳6か月児健康診査

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要精査	要医療	管理中	合計
a. 発育栄養問題	体重増加不良	6	2	0	0	0	8
	肥満	6	1	0	1	1	9
	低身長	7	4	0	0	4	15
b. 身体各部の問題	頭部 大泉門	0	0	0	0	0	0
	顔面 頰部	0	0	0	0	1	1
	胸背部	0	0	0	0	1	1
	腹部	0	0	0	0	0	0
	腎 尿路系	0	0	0	0	3	3
	ソケイ部 陰部 臀部	1	0	1	0	3	5
	四肢 筋骨	0	0	0	0	1	1
	心臓	1	0	2	3	2	8
	股関節	0	0	0	0	0	0
	皮膚	2	0	0	0	2	4
	眼	一般	2	0	8	0	15
		視力	1	0	184	0	191
	耳鼻咽喉	5	1	3	0	2	11
	口腔 ※1	0	0	0	0	1	1
	けいれん	0	0	0	0	3	3
	その他中枢性疾患	0	0	0	0	0	0
	検尿	0	165	0	0	0	165
c. 奇形、先天性異常	小奇形 先天奇形	0	0	0	0	0	0
d. 精神運動発達	運動発達	0	0	0	0	1	1
	精神発達	117	24	24	0	79	244
	その他	0	0	0	0	0	0
※2 e. 生活習慣の問題	栄養・食事	4	0	0	0	0	4
	生活習慣	16	0	0	0	0	16
	排泄	5	0	0	0	3	8
f. その他		15	0	0	0	15	30
計（延数）		188	197	222	4	143	754

※1 口腔：う歯、不正咬合、軟組織疾患を除く口腔の異常。

※2 e. 保育環境問題：eのみの問題児を計上。eはa～dと重複しない。

不適切な養育（養育者側）の問題

(単位：人)

区 分		要指導	要観察	要他機関との調整・支援 注1)	合計
不適切な養育の問題あり（実数）		27	0	13	40
問題の内訳（延数）	養育側の問題 注2)	25	0	11	36
	育児不安	2	0	1	3
	虐待の疑い	0	0	1	1

注1) 通告などを含む他機関との調整による支援が必要な場合は、この欄に計上する。

注2) 育児力不足・養育者の心身の健康・家庭環境などの養育側の問題点を計上する。

1 4 歯科健康診査

(1) 実施状況

	対象児数	受診児数	受診率	フッ素塗布児数	※ う歯状況（人）								う歯数（本）				要観察歯	
					う歯のない者			う歯のある者					未処置歯数	処置歯数	総数	一人平均う歯数		
					0型			A型	B型	C型		計						罹患者率
					01型	02型	不明			C1型	C2型							
1歳6か月児	752人	727人	96.7%	708人	718人	8人	0人	0人	0人	1人	1人	0.1%	0本	10本	10本	0.01本	24本	
2歳6か月児	750人	743人	99.1%	690人	720人			19人	3人	1人	0人	23人	3.1%	70本	5本	75本	0.1本	67本
3歳6か月児	811人	792人	97.7%	664人	735人			45人	11人	0人	1人	57人	7.2%	131本	21本	152本	0.19本	139本

※う歯罹患率の判定(1歳6か月児 歯科健診用)

0型－01型－むし歯がなく、かつ口腔環境もよいと認められるもの

02型－むし歯はないが、口腔環境良好でなく、近い将来においてむし歯になる不安のあるもの(要観察歯のあるものを含む)

A型－上顎前歯部のみ、また臼歯部にのみむし歯のあるもの

B型－臼歯部および上顎前歯部にむし歯のあるもの

C型－下顎前歯部にむし歯のあるもの

※う歯罹患型の判定 (2歳6か月児・3歳6か月児歯科健診用)

0型－むし歯がないもの

A型－上顎前歯部のみ、または臼歯部にのみむし歯のあるもの

B型－臼歯部および上顎前歯部にむし歯のあるもの

(2) 不正咬合の状況

(単位：人)

	反対咬合	上顎前突	開咬	そう生	正中離開	その他	計
1歳6か月児	10	2	1	7	0	6	26
2歳6か月児	36	13	14	18	0	3	84
3歳6か月児	47	9	9	14	1	4	84

(3) 口腔軟組織疾患の状況

(単位：人)

	L型	S型	なし	計
1歳6か月児	4	0	723	727
2歳6か月児	2	0	741	743
3歳6か月児	0	0	792	792

<乳幼児健康診査のまとめ>

新たに屈折検査が開始されたが、検査結果から要精密検査対象となった児が精密検査を受けられるよう医療機関と調整・連携することができた。幼児健康診査の受診結果では、精神発達面の要観察・要精査が多いため、保護者が児の発達状況を理解し、年齢に応じた関わりや遊びができるよう次年度から10か月児健康診査にて保育士によるあそびの広場を実施する予定である。

15 要観察児相談

(1) のびのび相談

①目的

乳児健康診査で発達の遅れや体重増加不良等をチェックされた児について、健康診査時ではできていなくても1か月程すればできる児、いわゆる個人差内のおくれの児もあるため、再度保健師が確認する機会を設けることにより、見落としのないように努めるとともに適切な養育指導を行い児の健全な発達を促す。

②実施日 4か月児、10か月児健康診査の1～2か月後

③通知方法 健康診査時に個別に案内

④結果

(ア) 4か月児

(単位：人)

対象児	受診児	受診率	内訳					
			異常なし	要指導	要観察	要精検	要医療	管理中
6	6	100.0%	1	0	5	0	0	0

※健康診査時に頸定がまだ、腹ばい姿勢が不良、体重増加不良などの問題があった児

(イ) 10か月児

(単位：人)

対象児	受診児	受診率	内訳					
			異常なし	要指導	要観察	要精検	要医療	管理中
80	63	78.8%	16	3	40	3	0	1

※健康診査時に、はいはい・座位・つかまり立ちなどがまだの児、ピンチ・模倣・反復喃語がまだの児

※体重増加不良など、発育面に問題があった児

⑤未受診者の対応 未受診の場合、乳幼児個別相談や電話、訪問などで状況を確認している。

(2) お誕生相談

①目的

幼児健康診査でことばのおくれなどの精神発達面をチェックされた児について、健康診査時ではできていなくても3～6か月ほどすればできる児、いわゆる個人差内のおくれの児もあるため、再度保健師が確認する機会を設けることにより、見落としのないように努めるとともに、必要な人には精神発達相談の案内をし、適切な養育指導を行い、児の健全な発達を促す。

②実施日 1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健康診査の約6か月後

③通知方法 健康診査時に個別に案内し、また相談日の1か月前に通知

④結果

(ア) 1歳6か月児

(単位：人)

対象児	受診児	受診率	内訳					
			異常なし	要指導	要観察	要精検	要医療	管理中
100	72	72.0%	7	2	44	18	0	1

(イ) 2歳6か月児

(単位：人)

対象児	受診児	受診率	内訳					
			異常なし	要指導	要観察	要精検	要医療	管理中
56	41	73.2%	2	0	25	13	0	1

(ウ) 3歳6か月児

(単位：人)

対象児	受診児	受診率	内訳					
			異常なし	要指導	要観察	要精検	要医療	管理中
36	19	52.8%	9	6	0	4	0	0

⑤未受診者の対応 未受診の場合、乳幼児個別相談や電話、訪問などで状況を確認している。

1 6 精神発達相談

(1) 目的 各乳幼児健康診査、相談等により、精神発達面においてつまずきのある乳幼児に
対して、より詳しく発達をチェックし、適切な指導、療育へつなげる。

(2) 相談児数 約1～4名/日

(3) スタッフ 心理判定員、保健師

(4) 結 果

①年齢別区分別結果

(単位：人)

区 分		年 齢（年度末現在）							
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	計
（１） 発達障 害	①発達遅滞	0	4	14	16	16	0	0	50
	②境界域発達遅滞	0	3	22	18	18	0	0	61
	③自閉症スペクトラム	0	0	9	20	11	0	0	40
	④ことばの遅れ	0	3	8	8	5	0	0	24
	⑤注意欠如/多動性障害	0	1	0	5	5	0	0	11
	⑥その他	0	3	4	3	1	0	0	11
（２）心因性の問題		0	0	2	0	0	0	0	2
（３）児の問題なし		0	2	3	5	8	0	0	18
計（実人員）		0	16	62	75	64	0	0	217
延べ相談回数		0	21	74	106	75	0	0	276
（再掲）今年度新規（実人員）		0	16	54	52	28	0	0	150
（再掲）不適切な養育の問題（実人員）		0	0	1	1	0	0	0	2

②年度末現在の転帰

(単位：人)

相談終了	相談継続	その他	計
138	70	9	217

③他機関との連携

機関名	人数
療育機関 (発達支援センター療育教室)	41
発達支援センターの発達相談	108
医療機関	12
保育園・幼稚園	182
子育て教室 (わんぱく広場)	35
その他 (児童発達支援等)	1

④発達相談件数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談児数	実数 (人)	244	249	212	223	217
	延べ数 (人)	321	317	287	282	276

※平成30年4月 子ども療育センターと発達支援室が統合し、発達支援センターとなる。

(4歳以上は発達支援センター管理に移行)

(5) まとめ

延相談数はこの3年間ほぼ横ばいであり、出生数に対して相談を必要とする児の割合は増えていると考えられる。保育園・幼稚園との連携数も増加しており、就園児が増加している中で今後園とどのように連携して支援していくかが課題となってくる。4歳以降の継続相談は発達支援センターとなるが、概ねスムーズに引継ぎされている。発達支援センターとの連携も密にとることができ、療育教室等の情報共有も適宜図ることができた。

17 子育て教室（わんぱく広場）

(1) 目的 精神発達相談の経過観察児で、あすなろ教室やつぼみ教室、保育園、幼稚園などに通所・通園していない児とその親に対し、精神発達相談事業の一環として、親子遊びのレパトリーを増やし、家庭で楽しく遊べるきっかけとする。また、親同士が話し合うなかで、悩みを分かちあい、自分の育児をふり返るきっかけとする。

(2) 実施日 年間24回予定
(前期5回×2クラス、後期5回×3クラス)

(3) 会場 くすのきセンター1階

(4) スタッフ 心理判定員：1名、保育士：2名、保健師：2名

(5) 周知方法 個人通知

(6) 内容

前期		後期	
開催月	遊びの内容	開催月	遊びの内容
5月	外遊び	11月	外遊び/紙ふぶき
6月	小麦粉粘土	12月	キラキラペットボトルづくり /クリスマスツリーづくり
7月	サーキット		
8月	絵の具、プール遊び	1月	サーキット
9月	車づくり	2月	サーキット
10月	スライム	3月	かばんづくり

(7) 参加者数

	実施回数 (回)	参加者	
		実・組	延・組
前期	6	11	18
後期	13	10	66
計	19	21	84

※対象者が少なかったため、前期は1クラス、後期11、12月は2クラス、1～3月は3クラスで実施。
また10月に追加で実施した。

1 8 特定不妊治療費助成事業

(1) 目 的

妊娠を希望しながらも、子どもが授からず不妊に悩みをもつカップルは、年々増加傾向にある。不妊治療の中には、高額な治療費がかかる場合があり、精神的、経済的に大きく負担がかかる。そのため、彦根市において特定不妊治療および人工授精対象者に対し、治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図るものである。

(2) 対象者

＜特定不妊治療費助成＞ 次のすべてに該当する人

- ①治療期間中および申請時にいずれか一方が彦根市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦
- ②滋賀県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の助成を受けている夫婦
- ③助成申請時において、夫婦のいずれもが市税を滞納していない夫婦

※令和4年4月1日より、不妊治療費の保険適用が実施されたことに伴い、令和4年度と令和5年度の対象者は上記に加えて、治療期間の初日が令和4年3月31日以前である者、令和4年4月1日以降であっても令和4年3月31日以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行った者とし事業は終了とする。

＜人工授精治療費助成＞ 次のすべてに該当する人

- ①治療時および申請時にいずれか一方が彦根市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦
- ②助成申請時において夫婦のいずれもが市税を滞納していない夫婦

※令和4年4月1日より、不妊治療費の保険適用が実施されたことに伴い、本事業は前年度治療分のみを助成対象とし事業は終了とする。

(3) 助成額

＜特定不妊治療費助成＞

特定不妊治療に要した費用のうち、県助成額を控除した額で、1回の治療につき上限5万円（凍結胚移植および卵が得られない場合のみ2万5千円）を次の回数助成する。特定不妊治療の過程で男性の治療として行う「精巣または精巣上体からの精子採取」の手術（男性不妊治療）についても助成を行う。

初めて県の助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	助成回数
39歳以下	43歳になるまでに、1子ごと6回まで
40～42歳	43歳になるまでに、1子ごと3回まで
43歳以上	助成対象外

＜人工授精治療費助成＞

医療保険が適用されない人工授精に要した自己負担の半額を、通算2年間、計5万円を限度に助成。（千円未満は切り捨て）

(4) 実施結果

＜特定不妊治療費助成＞

実数（人）	6
延数（件）	6

＜人工授精治療費助成＞

実数（人）	0
延数（件）	0

＜申請者経年推移＞

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定不妊治療費助成	118	132	91	117	108	6
人工授精治療費助成	47	39	37	54	4	0

19 不育症治療費助成事業

(1) 目的

不育症の検査および治療は、高額な治療費がかかる場合があり、精神的、経済的に大きく負担がかかる。不育症の検査および治療を受ける夫婦に対して、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図るものである。

(2) 対象者

交付申請日において、次のすべてに該当する人

- ①妻が流産、死産または早期新生児死亡の既往が2回以上あること
- ②夫婦のうちいずれかが本市に住民登録を有すること
- ③夫婦のいずれもが次の法律の規定による被保険者もしくは組合員またはこれらの被扶養者であること。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- ④夫婦のいずれもが市町村民税を滞納していないこと

(3) 助成額

- ・医療保険が適用される不育症の検査および治療に係る費用の自己負担額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、交付申請日の属する年度につき1夫婦当たり50,000円を限度とする。

- ・医療保険が適用されない不育症の検査および治療に係る費用の自己負担額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、交付申請日の属する年度につき1夫婦当たり100,000円を限度とする。

(4) 実施結果

実数 (人)	1
延数 (件)	1

20 伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金の一体的実施事業

(1) 目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠から出産、子育て期の家庭に寄り添い相談や必要な支援に繋ぐ、「伴走型相談支援」と、出産育児関連費用の経済的支援を図る「出産・子育て応援給付金」を一体的に実施する。

(2) 伴走型相談支援における妊娠8か月アンケート

送付数	返送数	未返送	返信率
435	423	12	97.2%

(単位：人)

返送者の内訳 (423人)

終了		212
電話 対応	電話	151
	面談希望有※	10
地区担当継続		50
合計		423

※アンケートで面談希望有と回答された10人中、電話のみ実施が8人、来所面談が2人であった。

(3) まとめ

母子健康手帳交付時の面談内容を踏まえ、妊娠8か月アンケートの内容からきめ細やかに切れ目ない支援に繋げるよう、助産師による電話支援、地区担当保健師による継続支援を実施している。産院で妊婦対象の教室が再開されつつあり、妊娠後期にはある程度、出産準備やお産に向けて情報を収集されている方が多い。一方で、経済的な不安や、産後の支援者が少ない家庭等に対する、継続的な支援やサービスの充実が今後の課題である。

(4) 出産・子育て応援給付金

①遡及対象 (単位：人)

出産応援給付金 支給件数※1	子育て応援給付金 支給件数※2
1,100	676

※1 令和4年度に妊娠届出をした妊婦

※2 令和4年4月1日～令和5年3月31日に出生届出をした養育者

②令和5年度対象者 (単位：人)

出産応援給付金 支給件数	子育て応援給付金 支給件数
714	587

3. 成人保健

～健康増進法対策事業～

1 健康手帳の交付

健康診査の受診者等で希望するものに交付する。

(単位：人)

19歳～39歳	40歳～74歳	75歳以上	計
0	11	4	15

年齢は令和6年3月31日が基準

平成26年度より、市オリジナルの「健康づくりファイル」を作成

2 健康教育

健康の保持、増進や生活習慣病の予防等に関する知識の普及と意識の向上を目的とした教育を実施する。

(1) 集団健康教育

①健康教育

区分	教室名	回数(回)	人数(人)	講師および担当者
一般	母子 7回 110人	11	198	保健師・管理栄養士
	成人 2回 42人			
	高齢者 2回 46人			
健康推進員 関係	健康推進員活動	33	1,170	保健師・管理栄養士他
	養成講座	20	266	
合計		64	1,634	

②過去の健康教育実施状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数(回)	185	137	151	30	65	39
参加人数(延)	6,046	4,952	4,946	1,077	2,294	1,121

3 健康相談

(1) 健康相談実施状況

	相談場所	開催回数(回)	延人数(人)	前年度 開催回数 (回)	前年度 延べ人数計 (人)
総合健康相談	くすのきセンター(電話)	19	19		
	くすのきセンター(来所)	6	6		
	健診結果個別相談	343	348		
	禁煙相談	9	9		
	小計	377	382		
重点健康相談	栄養相談	28	28		
	うち病態別(40～64歳)	11	11		
	うち離乳食・幼児食	4	4		
	その他	13	13		
	小計	28	28		
合計		405	410	338	343

(2) 重点健康相談

①相談内容の内訳（延数）

（単位：人）

	男	女	計	前年度
脂質異常症	1	5	6	12
高血圧	0	3	3	6
糖尿病	0	4	4	8
肥満	3	4	7	8
心臓病	0	1	1	0
腎臓病	0	0	0	0
肝臓病	0	0	0	0
その他 ※	4	5	9	10
合計	8	22	30	44

※その他…離乳食、幼児食、偏食、食物アレルギー対応など

②相談者の年齢および性別

	男	女	計	前年度
～39歳	5	2	7	4
40歳代	0	5	5	2
50歳代	1	6	7	4
60歳代	1	2	3	4
70歳代	1	0	1	10
80歳代	0	1	1	0
乳幼児の 保護者	0	4	4	5
合計	8	20	28	29

【総合健康相談】

- ・くすのきセンターで随時おこなっている相談については、健診結果が届く時期に合わせて相談件数が増える傾向だった。電話による相談件数が来所による相談件数よりも多かった。
- ・昨年度の禁煙相談は実施がなかったが、今年度は9件に増加した。
- ・個別で実施している健診結果説明会実施数は、保健指導に新たな種類の二次検査を実施したことにより前年から増加した。

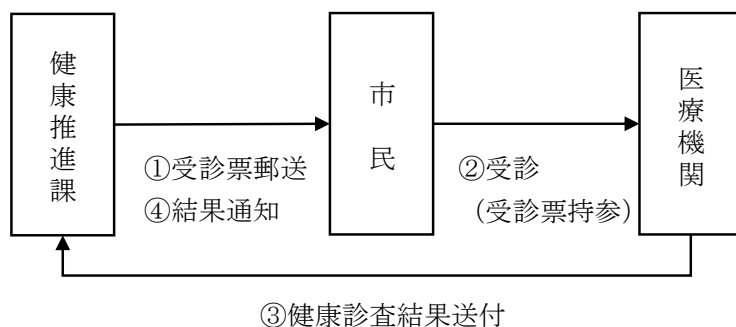
【重点健康相談】

- ・男女比は女性が7割以上と多く、健康や食事については女性の方が関心が高いと考えられる。
- ・令和5年度は、若年層からの相談件数が増え、特に子育て世代の参加者が多かった。また、40代、50代の参加者が、60代以降に比べて多くなった。昨年度に比べて若い世代も相談につながりやすかったことが伺える。
- ・50歳代以下が8割を超えることから、今後は、成人期の生活習慣病予防や子育て世代の食生活に寄り添った啓発も充実させていきたい。
- ・病態別の相談では、脂質異常症、糖尿病、肥満に関する相談が多かった。医療機関からの紹介が一定数あるため、今後も医療機関との連携を図りながら相談を実施していきたい。

4 健康診査

(1) 健康診査

- ① 目的 メタボリックシンドロームは、心臓病や糖尿病などの生活習慣病の前段階状態であるといえる。このメタボリックシンドロームを改善、予防するために、この状態を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療へと結びつけることを目的とする。
- ② 対象者 (ア) 事業所その他で健康診査を受ける機会のない、昭和59年4月1日～平成17年4月1日生まれの者（19歳～39歳）（集団健康診査で実施）
(イ) 昭和59年3月31日以前に生まれた者で生活保護受給者
 （集団健康診査または医療機関委託健康診査を選択）
(ウ) 訪問健康診査（ア）、（イ）の対象者のうち、主治医を持たない寝たきり状態およびこれに準ずる者、および家族等の介護を担う者のうち訪問による健康診査が必要な者
- ③ 実施方法 (ア) 集団健康診査 KKCパック健診：6月～1月にかけて健診施設にて実施
 巡回型健診：7月～12月にかけて36回、市内12会場にて実施
(イ) 医療機関委託健康診査 6月1日～11月30日指定医療機関にて実施
(ウ) 訪問健康診査 6月1日～11月30日
- ④ 周知方法 個人通知、広報ひこね掲載、全世帯配布チラシ、彦根市ホームページ
- ⑤ 検診内容 問診、身体計測、腹囲測定、血圧測定、尿検査、内科診察、血液検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、GOT、GPT、γ-GTP、空腹時血糖またはHbA1c、尿酸、クレアチニン）
※ 心電図・眼底検査は、74歳以下の人のうち、前年度の健診結果が一定基準を超えた人で、医師が必要と判断した人に追加する。
※ 貧血検査は、74歳以下の人のうち、医師が必要と判断した人に追加する。
- ⑥ 料 金 1,300円
- ⑦ 医療機関委託健康診査と結果通知の流れ



⑧受診結果

(ア) 19～39歳健康診査の経年受診状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者 (人) ※1	5,205	4,767	4,608	3,705	3,448	3,710
受診者 (人)	678	395	187	280	264	252
受診率	13.0%	8.3%	4.1%	7.6%	7.7%	6.8%

※1 対象者とは健康診査の対象者（ア）のうち国民健康保険被保険者、過去3年間に1回以上彦根市の健康診査を受診した人、30・35歳の女性を示す。

対象者への受診票送付は令和元年度以降廃止。

(イ) 生活保護受給者健康診査の経年受診状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者 (人)	520	576	591	608	614	607
受診者 (人)	29	30	28	27	37	40
受診率	5.6%	5.2%	4.7%	4.4%	6.0%	6.6%

(ウ) 受診結果判定状況

	異常なし	要指導	要医療	治療継続	合計
19～39歳	58	122	63	9	252
生活保護受給者	1	4	9	26	40

(エ) 詳細検診受診者数

	貧血検査	心電図	眼底検査
19～39歳	40	0	0
生活保護受給者	6	11	10

⑨要医療者の医療機関受診結果（医療機関連絡票より）

(ア) 受診者

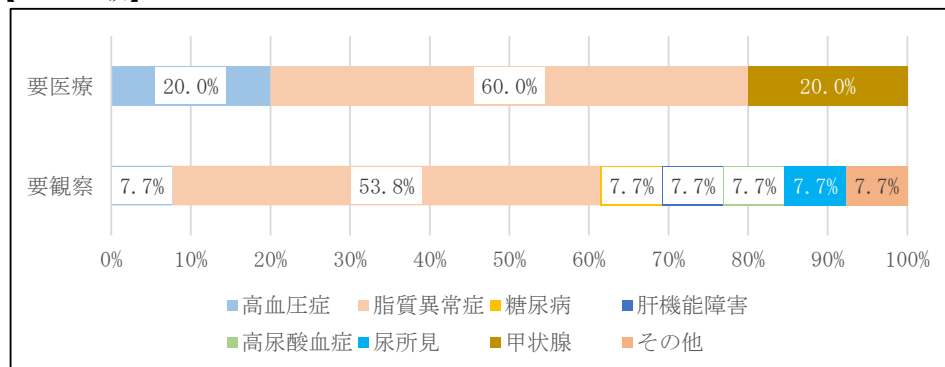
	要医療者数	医療機関 受診数	医療機関 受診率
19～39歳	63	26	41.3%
生活保護受給者	9	5	55.6%

(イ) 結果内訳

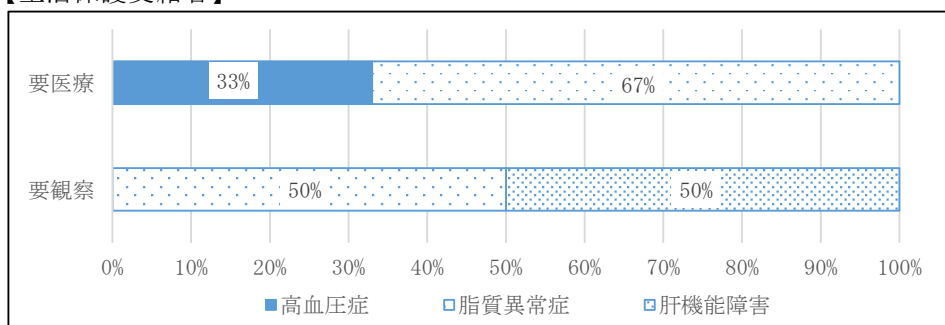
	異常なし	要観察	要医療
19～39歳	8	13	5
生活保護受給者	0	2	3

(ウ) 疾患内訳 (延べ人数)

【19～39歳】



【生活保護受給者】



⑩ まとめ

1. 受診者・受診率について

- 19歳～39歳（以下若年者とする）の健康診査について
受診者数は令和3年度から減少傾向であり、受診者数・受診率ともに、新型コロナウイルス感染症流行以前と比べて低い状況が続いている。
- 生活保護受給者の健康診査について
令和3年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業として施行され、令和2年度から事業の担当課である社会福祉課と受診勧奨を実施していることにより、受診者数はやや増加したものの、依然、受診者数は少ない。今後も社会福祉課と情報を共有し、生活保護受給者の健康課題の把握やその支援についての検討が必要である。
- 訪問健康診査の受診者はなかった。

2. 受診結果判定について

- 若年者は異常なし23.0%、要指導48.4%、要医療25.0%、治療継続3.6%であった。生活保護受給者は異常なし2.5%、要指導10.0%、要医療22.5%、治療継続65.0%であった。

3. 要医療者の医療機関受診結果について

- 医療機関から受診連絡の返信があった人は、若年者41.3%、生活保護受給者71.4%であった。受診結果をみると、若年者・生活保護受給者ともに脂質異常症が多くみられた。

(2) 肝炎ウイルス検診

①目 的 国のC型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及および自己のウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康被害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

②対象者 (ア) 節目検診
当該年度に満40歳・45歳・50歳・55歳・60歳に達する者で、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことがない者

(イ) 節目外検診

- ・ 当該年度において節目検診対象者を除く満41歳以上となる者で、過去に本事業に基づく肝炎ウイルス検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者
- ・ 当該年度健康診査で、肝機能検査の数値に異常がみられた者で、本検診の受診を希望する者（原則として医療機関受診を勧奨）

③実施方法 (ア) 集団健康診査と同時に実施（7月～12月）
(イ) 医療機関委託検診（6月1日～11月30日）指定医療機関にて実施

④周知方法 個人通知、広報ひこね掲載、全世帯配布チラシ、彦根市ホームページ
※節目検診対象者には、肝炎検診の案内と受診票を個人通知

⑤検診内容 C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV核酸増幅検査
B型肝炎ウイルス検査 ・HBs抗原検査
※原則として、B型・C型肝炎ウイルス検診の両方を検査する。過去に市の検診でどちらかの肝炎ウイルス検診を受診したことがある者は、本人の希望があれば受診していない型のみ受けることができる。

⑥料 金

集団検診： B型+C型 …700円
B型のみ …200円
C型のみ …600円

医療機関検診： B型+C型 …1,300円
B型のみ …650円
C型のみ …1,170円

⑦結果通知 検診機関から郵送

⑧受診結果

(ア) 経年受診状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
節目対象者	6,282	6,278	5,943	5,969	6,252	5,982
節目受診者	1,003	1,022	1,031	1,149	1,073	859
節目外受診者	102	66	12	108	100	103
受診者合計	1,105	1,088	1,043	1,257	1,173	962
節目受診率	16.0%	16.3%	17.3%	19.2%	17.2%	14.4%

(イ) 実施場所別受診者数

	節目	節目外	合計
集団	81	97	178
医療機関	778	6	784
合計	859	103	962

(ウ) 受診結果判定状況

	対象者	受診者	受診率	(再掲) 陽性者
40歳	1,434	305	21.3%	1
45歳	1,235	145	11.7%	0
50歳	1,327	150	11.3%	1
55歳	1,137	124	10.9%	0
60歳	849	135	15.9%	1
計	5,982	859	14.4%	3

(エ) 検診判定結果

		節目	節目外	計
B型の結果	陽性	3	1	4
	陰性	856	102	958
C型の結果 (※参照)	①	0	0	0
	②	0	0	0
	③	3	1	4
	④	784	101	885
	⑤	72	1	73

※C型肝炎ウイルス検査結果について

- ①HCV抗体検査 高力価
- ②HCV核酸増幅検査 陽性
- ③HCV核酸増幅検査 陰性
- ④HCV抗体検査 陰性
- ⑤HCV抗体の検出 陰性

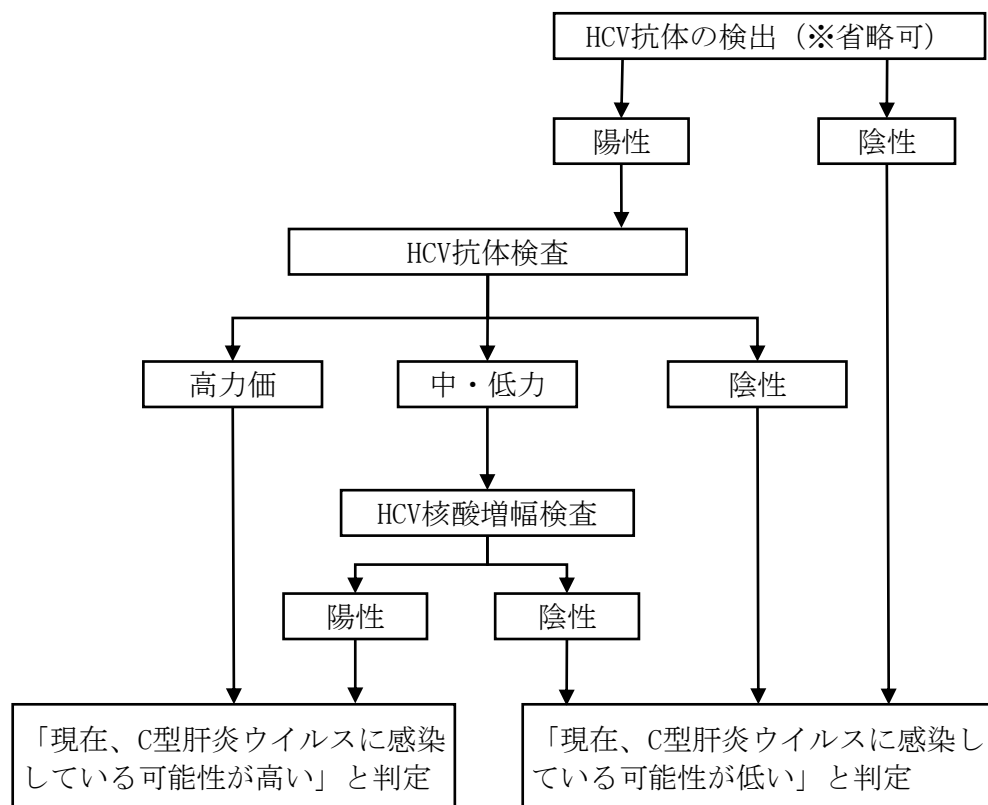
(オ) 陽性者受診結果

		B型	C型
陽性者		4	0
精密検査受診者		1	0
診断名	無症候性キャリア	1	—
	慢性肝炎	—	—
	肝硬変	—	—
	肝がん	—	—
	その他	—	—
方針	経過観察	1	—
	要治療	—	—
	治療中	—	—

⑨まとめ

- 節目検診の受診者数は昨年度より減少し、節目外検診の受診者数は微増であった。
- B型肝炎陽性者は4人で、陽性率は0.42%、C型肝炎陽性者はいなかった。

参考【C型肝炎ウイルス検査判定結果】



(3) がん対策

①総論

- (ア) 目的 本市における死亡原因は全国同様、がんが第1位であり、特に肺がんの死亡率が高い。このような背景から、がんについての啓発、がん検診の実施により、がんの早期発見、早期治療に結びつけ、がんの死亡を減少させることを目的とする。

(イ) がんによる死亡状況

標準化死亡比(EBSMR)		全がん	胃がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	肺がん
男性	彦根市	92.7	80.4	83.7			102.9
	滋賀県	94.2	90.6	83.8			103.2
女性	彦根市	94.3	98.1	94.9	70.4	83.2	93.1
	滋賀県	96.1	111.1	94.8	73.6	84.2	98.5

出典：「滋賀の死因統計解析 市町別標準化死亡比（2011～2020年）」

- * 標準化死亡比：安定した地域間比較ができるように、10年間の合計を用い、さらに人口の調整を行った標準化死亡比の経験的ベイズ推定量を指す。なお、全国平均を100とする。

②がん検診

- (ア) 対象者
(全て年度末年齢) 胃がん・大腸・肺がん：彦根市内の住民基本台帳に記載されている40歳以上の者
(胃バリウム検査)
子宮頸がん：彦根市内の住民基本台帳に記載されている20歳以上の女性
乳がん：彦根市内の住民基本台帳に記載されている40歳以上の女性
胃がん（胃内視鏡検査）：彦根市内の住民基本台帳に記載されている50歳以上の者の内、年度末年齢が偶数年齢の者
* 子宮頸がん・乳がん検診は2年度に1回の検診のため、昨年度受けた人は除く
* 胃がん検診は昨年度胃内視鏡検査を受けた人は除く

(イ) 実施時期

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初予定していた実施時期・回数から変更して開催。

(集団検診)	胃がん	：6月～12月にかけて16回	会場：くすのきセンター、 地区公民館 他
	(胃バリウム検査)		
	大腸がん	：6月～12月にかけて27回	
	子宮頸がん	：6月～12月にかけて15回	
	乳がん	：6月～12月にかけて17回	
	肺がん	：6月～12月にかけて39回	

KKCパック健診（平成28年度より開始）：6月～1月にかけて131回

(医療機関検診)	子宮頸がん	：4月1日～3月31日
	乳がん	：4月1日～3月31日
	大腸がん	：6月1日～12月20日
	胃がん（胃内視鏡検査）	：6月15日～3月31日

- (ウ) 周知方法
- 彦根市ホームページ、全世帯配布ちらし
 - 子宮頸がん、乳がん検診を2年前に受診した人に対し、案内はがきを送付。
 - 大腸がん検診を昨年度受診した人に対し、案内はがきを送付。
 - 年度末を基準として40歳に到達する人（男性は国民健康保険加入者のみ）に対し、デビュー勧奨はがきを送付。
 - 40～74歳の国民健康保険加入者にがんの案内を送付。
 - 後期高齢者医療制度加入者で受診券送付者に対し、肺がん検診の案内を送付。
 - 医療機関、健診会場でポスター掲示。
 - 乳がん検診・大腸がん検診無料クーポン券再勧奨はがきを送付。
 - 受付開始時期に合わせてLINEで通知。
- ※インターネットでの予約を実施。

(エ) 検診方法および検診料

検診の種類	検査方法	検診料	
		集団検診	医療機関検診
胃がん検診	胃部X線検査	500円	
	胃内視鏡検査		4,000円
大腸がん検診	免疫便潜血反応検査	500円	500円
子宮頸がん検診	頸部細胞診検査	500円	500円
乳がん検診	マンモグラフィ 単独	二方向 500円	500円
		一方向 500円	500円
肺がん検診	胸部X線検査	300円	
	喀痰細胞診検査	500円	

集団検診：公益財団法人 滋賀県健康づくり財団、KKCウエルネスひこね健診クリニック

医療機関検診：子宮頸がん検診 滋賀県内指定医療機関との集合契約

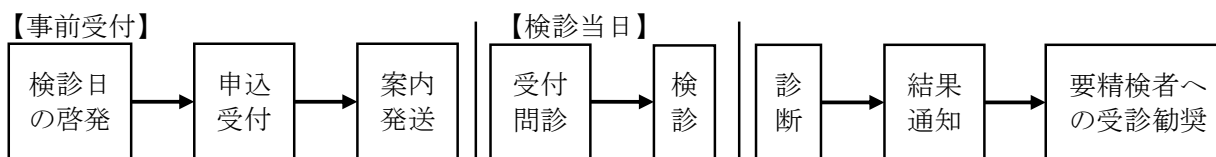
乳がん検診 滋賀県内指定医療機関との集合契約

大腸がん検診 彦根市内指定医療機関

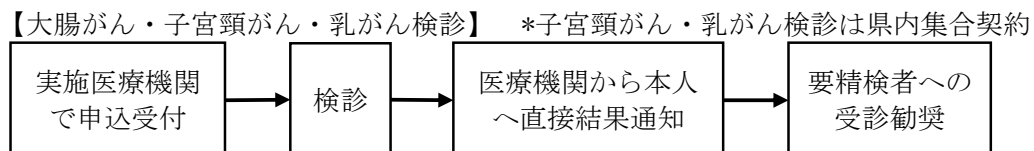
胃がん検診（胃内視鏡検査） 指定医療機関

(オ) 検診の流れ

(集団検診)



(医療機関検診)



(カ) 要精検者への受診勧奨方法

訪問：（集団検診）一次検診機関が受診の緊急性が高いと判断した者。

電話：子宮頸がん検診で要精検者全員、胃がん検診で胃がん疑いの者、乳がん検診でカテゴリ

4以上の者、肺がん検診でE1以上およびアスベスト肺・結核疑いの者、大腸がん検診で

2回とも陽性の者。

勧奨通知：要精検判定者で一定期間経過後、未受診の者。

(キ) 受診状況 (R6年10月末現在)

(a) 胃がん検診

(単位：人)

受診方法	受診者数	検診結果						精密検査結果				
		異常なし	有所見	受診勧奨	要精検	他臓器要精検	付随所見	受診者	がん	がんの疑い	異常なし	他疾患
集団 (胃バリウム検査)	1,982	1,076	642	188	52	7	17	51	8	0	1	42
医療 (胃内視鏡検査)	116	6	98	2	9	0	1	9	0	0	2	7

(b) 大腸がん検診

(単位：人)

受診方法	受診者数	検診結果			精密検査結果					
		精検不要	要精検	受診者	がん	がんの疑い	ポリープ	異常なし	他疾患	その他
集団	2,792	2,652	140	132	4	0	73	29	26	0
医療	783	739	44	43	3	0	22	11	7	0

※その他には、精密検査を受診したが結果が明確でないものを含む

(c) 子宮頸がん検診

(単位：人)

受診方法	受診者数	検診結果			精密検査結果					
		精検不要	要精検	受診者	がん	がん疑い	異形成	細胞診異常	異常なし	他疾患
集団	1,162	1,155	7	7	0	0	2	1	4	0
医療	1,874	1,846	28	28	1	0	14	3	6	4

(d) 乳がん検診

(単位：人)

受診方法	受診者数	検診結果			精密検査結果			
		精検不要	要精検	受診者	がん	がん疑い	異常なし	他疾患
集団	1,391	1,262	129	129	5	1	74	49
医療	880	831	49	48	4	0	18	26

(e) 肺がん検診

(単位：人)

受診方法	受診者数	比較読影数	X線写真判定区分					喀痰検査		喀痰細胞診判定区分				
			A	B	C	D	E	申込者	受診者	A	B	C	D	E
集団	3,602	73	0	2,480	1,032	28	62	68	62	6	56	0	0	0

E判定者数	精密検査結果						D判定者数	精密検査結果							
	精検受診者	がん(原発性)	がん(転移性)	がんの疑い	異常なし	他疾患		精検受診者	がん(原発性)	がん(転移性)	がんの疑い	異常なし	結核	陳旧性肺結核	他疾患
62	62	0	0	1	26	35	28	28	0	0	1	6	0	1	20

(参考)

・肺がん検診における胸部X線写真の判定基準

A：「読影不能」

B：「異常所見を認めない」

C：「異常所見を認めるが、精査を必要としない」

明らかな石灰陰影、繊維性変化、気管支拡張症、気腫性変化など。

D：「異常所見を認めるが肺がん以外の疾患が考えられる」

活動性肺結核、活動性非結核性病変、循環器疾患、その他。

E：「肺がんの疑い」

肺がんの疑いを否定しえない、肺がんを強く疑う。

・集団検診におけるかく痰細胞診の判定基準と指導区分

A：材料不足、再検査

かく痰中に組織球を認めない

B：現在異常を認めない

正常上皮細胞のみ、基底細胞増生、軽度異型扁平上皮化細胞、
繊毛円柱上皮細胞。

C：程度に応じて6か月以内の追加検査と追跡

中等度異型扁平上皮細胞、核の増殖や濃染を伴う円柱上皮細胞。

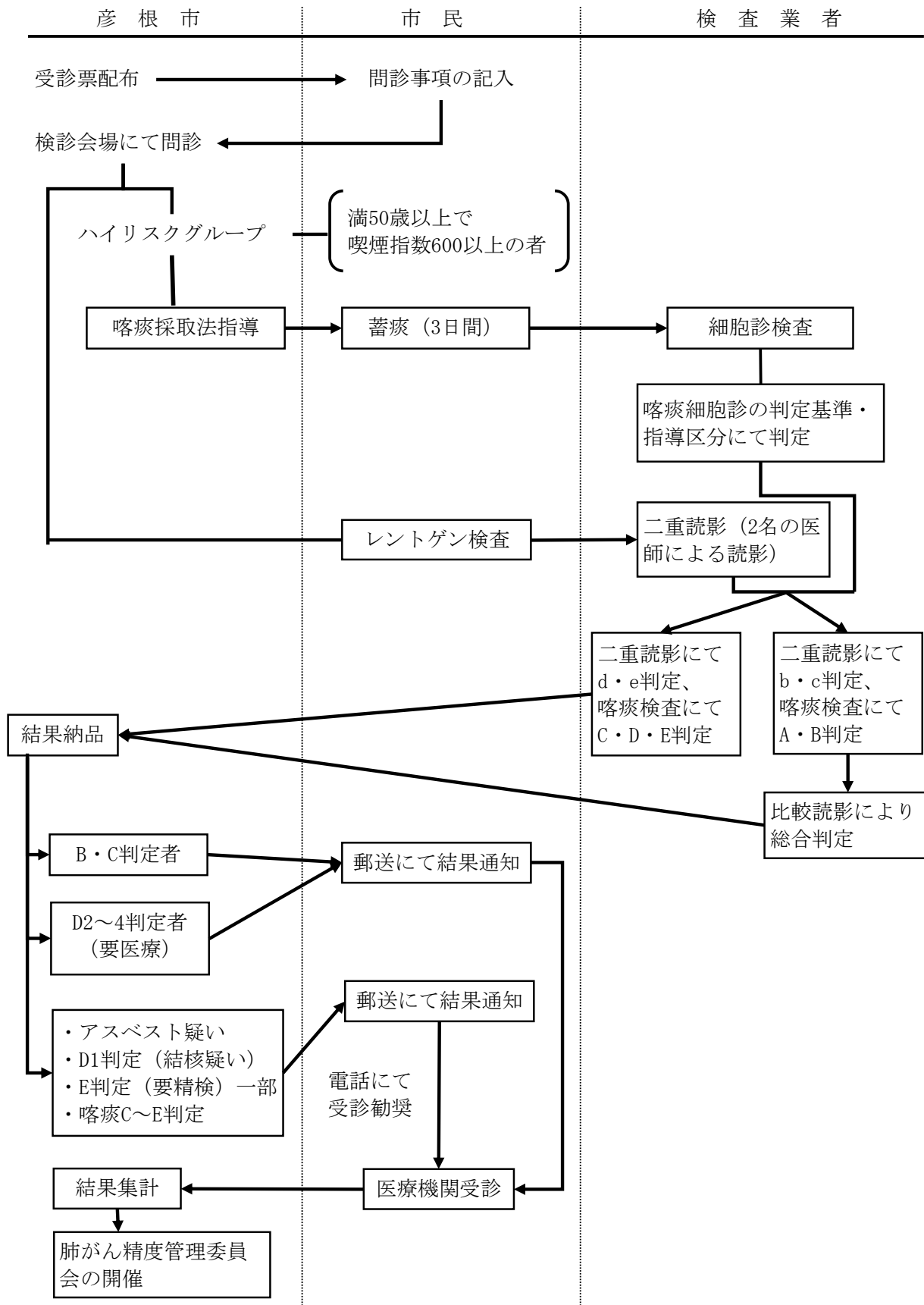
D：ただちに精密検査

高度（境界）異型扁平上皮細胞または悪性腫瘍の疑いある細胞を認める。

E：ただちに精密検査

悪性腫瘍細胞を認める。

【肺がん検診フローチャート（集団検診）】



③新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

(ア) 目的 彦根市が実施する子宮頸がん、乳がん検診において、特定の対象者に無料クーポン券等を送付し受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及および啓発を図る。

(イ) 対象者 4月1日時点に以下の生年月日の者に無料クーポン券等を発行する。なお、住民登録の基準日は4月20日とする。
 子宮頸がん検診：平成14年4月2日～平成15年4月1日
 乳がん検診：昭和57年4月2日～昭和58年4月1日

(ウ) 受診状況

(a) 子宮頸がん検診

受診方法	配布数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	検診結果(人)		精密検査結果(人)					
				精検不要	要精検	受診者	がん	がん疑い	異形成	異常なし	他疾患
集団	591	0	6.8	0	0	－	－	－	－	－	－
医療		40		39	1	1	0	0	0	0	1

(b) 乳がん検診

受診方法	配布数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	健診結果(人)		精密検査結果(人)				
				精検不要	要精検	受診者	がん	がん疑い	異常なし	他疾患
集団	654	80	20.1	66	14	14	0	0	9	5
医療		52		51	1	1	0	0	0	1

④大腸がん検診無料クーポン券

(ア) 目的 彦根市が実施する大腸がん検診において、特定の対象者に無料クーポン券を送付し受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及および啓発を図る。

(イ) 対象者 4月1日時点に以下の生年月日の者に無料クーポン券を発行する。なお、住民登録の基準日は4月20日とする。
 ・昭和57年4月2日～昭和58年4月1日
 ・昭和47年4月2日～昭和48年4月1日
 ・昭和37年4月2日～昭和38年4月1日

(ウ) 受診状況

受診方法	配布数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	検診結果(人)		精密検査結果(人)				
				精検不要	要精検	受診者	がん	がん疑い	異常なし	他疾患
集団	4,517	200	9.3	196	4	3	0	0	0	3
医療		219		208	11	10	0	0	2	8

⑤精度管理

精度管理とは、検診を実施した場合に、地域や施設によって生じるバラツキを把握し、最小化することで、安定したサービスとしてのがん検診提供体制を確立することであり、各がん検診チェックリストに記載のある以下の項目でモニタリングを行う。

【プロセス指標】

- ・要精検率 : 要精密検査者数／受診者×100
- ・精検受診率 : (要精検者数－精検未受診者数－未把握数)／要精密検査者数×100
- ・陽性反応的中度 : がん発見者数／要精検者数×100
- ・がん発見率 : がん発見者数／受診者×100
- ・早期がん割合 : 早期がん発見者数／がん発見者数×100

*次頁以降、各プロセス指標の許容値を超えるものについては、網掛けで示す。

(ア) 5つのがん検診について

令和5年度	対象者数 (人)	受診者 数(人)	受診率 (%)	要精検 率(%)	精検 受診率 (%)	陽性反 応の中 度	がん 発見率 (%)	早期がん 割合 (%)
胃がん (バリウム検査)	66,609	1,982	3.0	2.6	98.1	15.4	0.40	87.5
大腸がん	66,609	3,575	5.4	5.1	95.1	3.8	0.20	42.9
子宮頸がん	46,324	3,036	12.8	1.2	100.0	2.9	0.03	0.0
乳がん	34,720	2,271	12.5	7.8	99.4	5.1	0.40	44.4
肺がん	66,609	3,602	5.4	1.7	100.0	0.0	0.00	0.0

*対象者数は、平成28年度より住民全体とする。

*子宮頸がん、乳がん検診受診率は受診間隔が2年に1回であるため、以下の方法で算出。

算出方法 : (2年累積受診者－2年連続受診者)／推計対象者人口×100

子宮頸がん : (2,873 [R4年度] + 3,036 [R5年度] － 0 [2年連続受診者])／46,324×100

乳がん : (2,113 [R4年度] + 2,271 [R5年度] － 38 [2年連続受診者])／34,720×100

*肺がん検診の要精検率、がん発見率はE判定のみ算出 (D判定は要精検に含めない)。

(イ) 胃がん検診（バリウム検査）

性・年齢別受診状況

性別	年齢	対象者数 (人)	受診者		要精密検査		精密検査 受診者		がん発見者			うち、 早期がん	
			数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	陽性 反応 的中度	がん 発見率 (%)	数 (人)	率 (%)
男性	40～ 44	3,636	50	1.4	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	45～ 49	4,341	52	1.2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	50～ 54	4,290	56	1.3	1	1.8	1	100.0	-	-	-	-	-
	55～ 59	3,516	47	1.3	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	60～ 64	3,279	72	2.2	3	4.2	3	100.0	-	-	-	-	-
	65～ 69	3,057	138	4.5	7	5.1	7	100.0	2	28.6	1.45	2	100.0
	70歳 以上	9,770	407	4.2	25	6.1	24	96.0	4	16.0	0.98	3	75.0
	計	31,889	822	2.6	36	4.4	35	97.2	6	16.7	0.73	5	83.3
女性	40～ 44	3,444	172	5.0	1	0.6	1	100.0	-	-	-	-	-
	45～ 49	4,218	116	2.8	1	0.9	1	100.0	-	-	-	-	-
	50～ 54	4,125	119	2.9	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	55～ 59	3,531	85	2.4	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	60～ 64	3,402	135	4.0	2	1.5	2	100.0	-	-	-	-	-
	65～ 69	3,226	222	6.9	4	1.8	4	100.0	1	25.0	0.45	1	100.0
	70歳 以上	12,774	311	2.4	8	2.6	8	100.0	1	12.5	0.32	1	100.0
	計	34,720	1,160	3.3	16	1.4	16	100.0	2	12.5	0.00	2	100.0
合計		66,609	1,982	3.0	52	2.6	51	98.1	8	15.4	0.40	7	87.5
(再掲) 40～69歳		44,065	1,264	2.9	19	1.5	19	100.0	3	15.8	0.24	3	100.0
許容値		-	-	-	-	11 ↓	-	90 ↑	-	1.0 ↑	0.11 ↑	-	-

<考察>

令和2年度コロナ禍により受診率が激減した後、徐々に増加傾向にあるがコロナ禍以前の水準には戻っていない。受診者は65歳以上の人が多いため、50歳代から積極的に受けていただくように受診勧奨をしていく必要がある。

(ウ) 大腸がん検診

性・年齢別受診状況

性別	年齢	対象者数 (人)	受診者		要精密検査		精密検査 受診者		がん発見者			うち、 早期がん	
			数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	陽性 反応 的中度	がん 発見率 (%)	数 (人)	率 (%)
男性	40～ 44	3,636	76	2.1	5	6.6	5	100.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	45～ 49	4,341	71	1.6	3	4.2	3	100.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	50～ 54	4,290	96	2.2	4	4.2	3	75.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	55～ 59	3,516	61	1.7	3	4.9	1	33.3	0	0.0	0.00	0	0.0
	60～ 64	3,279	119	3.6	5	4.2	5	100.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	65～ 69	3,057	197	6.4	17	8.6	17	100.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	70歳 以上	9,770	636	6.5	42	6.6	39	92.9	3	7.1	0.47	2	66.7
	計	31,889	1,256	3.9	79	6.3	73	92.4	3	3.8	0.24	2	66.7
女性	40～ 44	3,444	232	6.7	5	2.2	4	80.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	45～ 49	4,218	167	4.0	10	6.0	10	100.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	50～ 54	4,125	251	6.1	11	4.4	11	100.0	1	9.1	0.40	0	0.0
	55～ 59	3,531	158	4.5	5	3.2	4	80.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	60～ 64	3,402	333	9.8	12	3.6	12	100.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	65～ 69	3,226	402	12.5	19	4.7	19	100.0	0	0.0	0.00	0	0.0
	70歳 以上	12,774	776	6.1	43	5.5	42	97.7	3	7.0	0.39	1	33.3
	計	34,720	2,319	6.7	105	4.5	102	97.1	4	3.8	0.17	1	25.0
合計		66,399	3,575	5.4	184	5.1	175	95.1	7	3.8	0.20	3	42.9
(再掲) 40～69歳		44,065	2,163	4.9	99	4.6	94	94.9	1	1.0	0.05	0	0.0
許容値		-	-	-	-	7.0 ↓	-	90 ↑	-	1.9 ↑	0.13 ↑	-	-

＜考察＞

受診者数は、昨年度よりも減少している。

受診者の傾向としては、男性より女性が多く、60歳以上が多い。

精密検査の受診率が他の検診と比べて低いため、引き続き、要精密検査となった人に内視鏡検査の必要性を伝え、受診勧奨していく。

(エ) 子宮頸がん検診

性・年齢別受診状況

性別	年齢	対象者数 (人)	受診者数 (人)	要精密検査		精密検査受診者		がん発見者			うち、 I A期	
				数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	陽性 反応 的中度	がん 発見率 (%)	数 (人)	率 (%)
女性	20～ 24	2,949	102	3	2.9	3	100.0	-	-	-	-	-
	25～ 29	2,727	132	7	5.3	7	100.0	-	-	-	-	-
	30～ 34	2,738	155	1	0.6	1	100.0	-	-	-	-	-
	35～ 39	3,190	238	1	0.4	1	100.0	-	-	-	-	-
	40～ 44	3,444	364	8	2.2	8	100.0	-	-	-	-	-
	45～ 49	4,218	389	4	1.0	4	100.0	-	-	-	-	-
	50～ 54	4,125	364	5	1.4	5	100.0	-	-	-	-	-
	55～ 59	3,531	283	3	1.1	3	100.0	1	2.9	0.03	0	0.0
	60～ 64	3,402	330	1	0.3	1	100.0	-	-	-	-	-
	65～ 69	3,226	297	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	-
	70歳 以上	12,774	382	2	0.5	2	100.0	-	-	-	-	-
	計	46,324	3,036	35	1.2	35	100.0	1	2.9	0.03	0	0.0
(再掲) 20～69歳		33,550	2,654	33	1.2	33	100.0	1	3.0	0.04	0	0.0
許容値		-	-	-	-	-	90↑	-	4.0↑	0.05↑	-	-

<考察>

20歳代の受診者が特に少ない。

女性の就業率上昇に伴い、検診を職場健診オプションで受ける等、市以外での受診数は年々増えていると推測される。今後はHPVワクチン接種対象者および保護者への検診勧奨等、受診率向上に向けた取り組みを行っていく。

次年度以降も精密検査受診率は100%を目指して受診勧奨していく。

(オ) 乳がん検診

性・年齢別受診状況

性別	年齢	対象者数 (人)	受診者数 (人)	要精密検査		精密検査受診者		がん発見者			うち、早期がん	
				数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	陽性反応 的中度	がん 発見率 (%)	数 (人)	率 (%)
女性	40～44	3,444	370	35	9.5	35	100.0	1	2.9	0.27	1	100.0
	45～49	4,218	325	28	8.6	28	100.0	0	0.0	－	－	－
	50～54	4,125	266	20	7.5	19	95.0	2	10.0	0.75	1	50.0
	55～59	3,531	222	11	5.0	11	100.0	2	18.2	0.90	1	50.0
	60～64	3,402	275	13	4.7	13	100.0	0	0.0	－	－	－
	65～69	3,226	335	23	6.9	23	100.0	3	13.0	0.90	1	33.3
	70歳以上	12,774	478	48	10.0	48	100.0	1	2.1	0.21	0	0.0
	計	34,720	2,271	178	7.8	177	99.4	9	5.1	0.40	4	44.4
(再掲) 40～69歳		21,946	1,793	130	7.3	129	99.2	8	6.2	0.45	4	50.0
許容値		-	-	-	11 ↓	-	90 ↑	-	2.5 ↑	0.23 ↑	-	-

<考察>

平成30年度から医療機関検診が県内集合契約となり、受診者の利便性は高まっている。

また、女性の就業率上昇に伴い、検診を職場健診オプションで受ける等、市以外での受診数は年々増えていると推測される。一方、市で検診が受診できることを全く知らない人も一定数いると思われるため、啓発方法や内容は工夫する必要がある。

精密検査受診率は100%を目指して受診勧奨していく。

(カ) 肺がん検診

性・年齢別受診状況

性別	年齢	対象者数 (人)	受診者		要精密検査		精密検査受診者		がん発見者			うち、0期がん I A期がん	
			数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	率 (%)	数 (人)	陽性 反応 的中度	がん 発見率 (%)	数 (人)	率 (%)
男性	40～44	3,636	56	1.5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
	45～49	4,341	75	1.7	1	1.3	1	100	0	0	0	0	0
	50～54	4,290	66	1.5	2	3.0	2	100	0	0	0	0	0
	55～59	3,516	70	2.0	2	2.9	2	100	0	0	0	0	0
	60～64	3,279	99	3.0	1	1.0	1	100	0	0	0	0	0
	65～69	3,057	220	7.2	4	1.8	4	100	0	0	0	0	0
	70歳以上	9,770	702	7.2	26	3.7	26	100	0	0	0	0	0
	計	31,889	1,288	4.0	36	2.8	36	100	0	0	0	0	0
女性	40～44	3,444	235	6.8	2	0.9	2	100	0	0	0	0	0
	45～49	4,218	172	4.1	3	1.7	3	100	0	0	0	0	0
	50～54	4,125	180	4.4	2	1.1	2	100	0	0	0	0	0
	55～59	3,531	176	5.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
	60～64	3,402	272	8.0	5	1.8	5	100	0	0	0	0	0
	65～69	3,226	417	12.9	6	1.4	6	100	0	0	0	0	0
	70歳以上	12,774	862	6.7	36	4.2	36	100	0	0	0	0	0
	計	34,720	2,314	6.7	54	2.3	54	100	0	0.0	0	0	0
合計		66,609	3,602	5.4	90	2.5	90	100	0	0.0	0	0	0
(再掲) 40～69歳		44,065	2,038	4.6	28	1.4	28	100	0	0.0	0	0	0
許容値		-	-	-	-	3.0 ↓	-	90 ↑	-	1.3 ↑	0.03 ↑	-	-

< 考察 >

受診者数は、昨年度より増加しているが、新型コロナウイルス流行以前の受診率には及ばない。受診者は65歳以上が多く、40～50歳代の男性の受診者が特に少ないため、肺がん検診の必要性を啓発していく必要がある。

精密検査受診率は100%を達成することができたが、肺がん発見者はいなかった。引き続き、精度管理に努めていく。

(4) 歯科健康診査

- ① 目 的 むし歯や歯周病等疾病の発見とともに、セルフケア能力を高めることにより、口腔内の環境を改善することを目的に、歯科健康診査を実施する。
- ② 実施主体 彦根市
- ③ 実施方法 彦根歯科医師会に委託し、医療機関で実施
- ④ 健診内容 (1) 問診
(2) 歯周組織検査
- ⑤ 対象者 彦根市民で下記に該当する者（治療中の者は除く。）
 - ・ 40歳（昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生まれ）
 - ・ 50歳（昭和47年4月2日～昭和48年4月1日生まれ）
 - ・ 60歳（昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生まれ）
- ⑥ 実施期間 令和5年10月1日～令和6年1月31日
- ⑦ 健診料金 500円
- ⑧ 周知方法 個別通知

- ⑨ 実施結果 (単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	受診結果		
				異常なし	要指導	要精検
40歳	1,372	44	3.2%	6	17	21
50歳	1,825	65	3.6%	8	25	32
60歳	1,330	85	6.4%	19	28	38
合計	4,527	194	4.3%	33	70	91

5 訪問指導

健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項に基づき保健指導が必要であると認められる者およびその家族等に対して、また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に基づき保健指導を行う必要があると認められる者およびその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。

（1）対象者

- 1) 市内に居住する40歳から74歳までの者で、特定健康診査、人間ドック受診者等において保健指導が必要と認められる者（必要時上記以外の年齢の者を含む）
- 2) 健診業者から早期受診の必要があるなど緊急連絡のあった者、およびがん検診の結果、がんの疑いが強い者
- 3) 特定健康診査および健康増進法に基づく健康診査（生活保護受給者）受診者のうち、特定保健指導非該当で、虚血性心疾患対策事業、糖尿病性腎症重症化予防事業または、糖尿病対策事業の対象基準に該当するもの。

（2）スタッフ

訪問担当者は保健師または管理栄養士とし、業務担当者と地区担当者が協力して実施する。

（3）実施状況

（単位：人）

内訳	被訪問指導延人員
要医療未受診者	1
特定保健指導該当者・ハイリスク者	2
健診後の緊急値	1
がん検診要精検者	7
その他	3
合計	14

6 保健指導事業

保健指導事業のあゆみ

年度	事業内容
H20	◎特定健康診査等実施計画（第1期）の開始 特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付け 彦根市特定健康診査等実施計画（第1期）の開始 ＜積極的支援＞ 集団で健診結果説明会を実施後、講座の案内を行い、初回面接からグループ支援・通信・運動講座・栄養講座を組み合わせた継続支援を実施。 ＜動機づけ支援＞ 健診結果を通知した後に、講座の案内を行い、運動講座・栄養講座・グループ支援での面接、通信による継続支援を実施。
H21	＜積極的支援＞ 集団で健診結果説明会を実施後、講座の案内を行い、個別面接・通信を組み合わせた継続支援に加え、オプションとして運動講座・栄養講座を実施。 ＜動機づけ支援＞ 積極的支援と合同で健診結果説明会を実施後、通信による継続支援を実施。希望者は積極的支援のオプションに参加。
H22	特定保健指導対象者以外のハイリスク基準を設定し、指導対象者を拡大 健診結果の説明方法を積極的支援・ハイリスク基準該当者は訪問指導、動機づけ支援は来所式個別指導に変更 ＜積極的支援＞ 訪問で健診結果説明を実施後、グループ支援・運動講座・栄養講座を組み合わせた継続支援を2コース×3クール設定して実施。 ＜動機づけ支援＞ 個別で健診結果説明を実施後、通信による継続支援を実施。希望者は積極的支援のプログラムに参加。
H23	＜積極的支援＞ 訪問で健診結果説明を実施後、グループ支援・運動講座・栄養講座を組み合わせた継続支援を1コース×3クール設定して実施。 ＜動機づけ支援＞ H22と同様
H24	◎特定健康診査等実施計画（第1期）の終了 彦根市特定健康診査等実施計画（第1期）の終了 積極的支援・動機づけ支援・ハイリスク基準該当者の健診結果の説明方法を原則、来所式個別指導に変更、からだノートを使用し、身体メカニズムを伝える指導内容に変更。 健診2次検査として75g経口ブドウ糖負荷試験を開始（ハイリスク基準該当者のみ） 保健指導業務の業者委託開始（部分委託） ＜積極的支援・動機づけ支援＞ 個別で健診結果説明を実施後、グループ支援・運動講座・栄養講座を組み合わせた継続支援を1コース×4クール設定して実施。講座参加者以外は個別支援（訪問・手紙・電話）を実施。

H25	◎特定健康診査等実施計画（第2期）の開始 彦根市特定健康診査等実施計画（第2期）の開始 ハイリスク基準を拡大、業務担当以外の保健師による指導開始 グループ支援・運動講座・栄養講座の廃止 ＜積極的支援＞ 個別で健診結果説明を実施後、75g経口ブドウ糖負荷試験（基準該当者のみ）・栄養相談・電話支援を組み合わせる個別で実施。 ＜動機づけ支援＞ 個別で健診結果説明を実施後、75g経口ブドウ糖負荷試験（基準該当者のみ）・栄養相談を希望者に実施し、3か月後と半年後に電話支援を実施。
H26	CKD診療ガイドに基づき、腎専門医へ紹介することが望ましい者には腎臓内科の周知開始 ＜積極的支援＞ 個別で健診結果説明を実施後、75g経口ブドウ糖負荷試験（基準該当者のみ）・からだ測定（個別面接）・栄養相談・禁煙相談・電話支援等を組み合わせる個別で実施。 ＜動機づけ支援＞ 個別で健診結果説明を実施後、75g経口ブドウ糖負荷試験（基準該当者のみ）・栄養相談・禁煙相談を希望者に実施し、半年後に電話支援を実施。
H27	彦根市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）策定（平成28年3月） ＜積極的支援＞ 個別で健診結果説明を実施後、頸部超音波検査・75g経口ブドウ糖負荷試験（基準該当者のみ）・栄養相談・禁煙相談・電話支援等を組み合わせる個別で実施。 ＜動機づけ支援＞ H26と同様
H28	＜積極的支援・動機づけ支援（集団健診）＞ 外部委託による保健指導の実施。個別面談、電話支援等による半年間の継続支援。 ＜積極的支援・動機づけ支援（医療機関・人間ドック）＞ 個別に健診結果説明を実施。電話支援、栄養相談による半年間の継続支援。 ＜特定保健指導以外＞ 早期介入事業（耐糖能異常）および重症化予防事業（虚血性心疾患）のプログラムを策定。市の基準値に基づき、個別に結果説明会を実施。保健指導連絡票を用い、主治医に了解の上、該当者へ頸部超音波検査、75g経口ブドウ糖負荷試験、栄養相談を実施。
H29	＜積極的支援・動機づけ支援（集団健診）＞ H28年度と同様 ＜積極的支援・動機づけ支援（医療機関・人間ドック）＞ H28年度と同様 ＜特定保健指導以外＞ 事業名を「重症化予防事業」から「虚血性心疾患予防事業」に変更し、従来の耐糖能異常の基準値を含めた新たなプログラムを策定。 なお、新規に「糖尿病性腎症重症化予防事業プログラム」を策定。 実施内容としては、当センターで個別に結果説明会を実施。保健指導連絡票を用い、主治医に了解の上、該当者へ頸部超音波検査、75g経口ブドウ糖負荷試験、栄養相談を実施。 保健指導報告書を、各医療機関へ郵送している。

H30	<積極的支援・動機づけ支援（集団健診）> H29年度と同様 <積極的支援・動機づけ支援（医療機関・人間ドック）> H29年度と同様 <特定保健指導以外> 「虚血性心疾患予防事業」「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施。 実施内容としては、H29年度と同様。
R元	<積極的支援・動機づけ支援（集団健診）> H30年度と同様 <積極的支援・動機づけ支援（医療機関・人間ドック）> 年度途中より外部委託による保健指導の実施。 <特定保健指導以外> 「虚血性心疾患予防事業」「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施。 「糖尿病性腎症重症化予防事業」の対象者を県の基準に合わせるため変更。 実施内容としては、H30年度と同様。
R2	<積極的支援・動機づけ支援> R元年度と同様 <特定保健指導以外> 「虚血性心疾患予防事業」「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施。 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、糖負荷検査を中止。
R3	<積極的支援・動機づけ支援> 外部委託による保健指導の実施。個別面談、電話支援等による半年間の継続支援。 <特定保健指導以外> 「虚血性心疾患予防事業」「糖尿病性腎症重症化予防事業」「糖尿病早期対策事業」を実施。
R4	<積極的支援・動機づけ支援> 外部委託による保健指導の実施。個別面談、電話支援等による半年間の継続支援。 <特定保健指導以外> 「虚血性心疾患予防事業」「糖尿病性腎症重症化予防事業」「糖尿病対策事業」を実施。 頸部超音波検査を中止。
R5	<積極的支援・動機づけ支援> 外部委託による保健指導の実施。個別面談、電話支援等による半年間の継続支援。 集団健診の一部会場において、特定健診当日の特定保健指導初回面談を実施。 <特定保健指導以外> 「虚血性心疾患対策事業」「糖尿病性腎症重症化予防事業」「糖尿病対策事業」を実施。 動脈硬化検査（ABI/PWV検査）を開始。

保健指導事業

(1) 目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善するための保健指導を行い、彦根市国民健康保険被保険者の生活習慣病予防と健康増進を図る。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条および標準的な健診・保健指導ガイドライン改訂版（平成25年）、動脈硬化性疾患予防ガイドライン等に基づき、継続的に保健指導を行い、生活習慣病予防と健康増進を図る。

(2) 内容

①情報提供紙の配布（令和6年4月末時点）

目的：健診データの見方や健康情報の提供を行う。

内容：各検査項目の見方と数値区分、血管の変化や生活改善のポイントを記載した啓発紙を作成。
健診受診者全員に配布。

対象：特定健診受診者6,396人（集団健診：1,402人、KKCパック健診：909人、個別健診：2,593人
人間ドック等：1,137人、治療中患者情報提供 353人、情報提供2人）
※健康診査（若年・生活保護受給者）受診者292人を含む

②健診結果の説明（個別面談）

健診結果から身体の変化に気づき、生活習慣を見直す。指導区分をア～エの3つに分けて支援を実施。

（ア）特定保健指導
（イ）糖尿病性腎症重症化予防事業
（ウ）虚血性心疾患対策事業
（エ）糖尿病対策事業

（ア） 特定保健指導

対象者：特定健診受診者（40歳以上75歳未満）、健康診査（若年・生活保護受給者）受診者のうち、保健指導レベルが動機づけ支援、積極的支援に該当した人。

内容：健診結果の説明

健診結果の説明日から3か月から6か月後まで定期的に食事・運動・禁煙に関する保健指導を継続して行う。健診受診者のうち、要医療未受診者へは受診勧奨を随時行う。

特定保健指導の利用率（令和6年8月末時点）

	集団健診			医療機関・人間ドック			計		
保健指導 レベル	対象者数 (人)	実施者数 (人)	利用率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	利用率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	利用率 (%)
積極的 支援	75	18	24.0	100	5	5.0	175	23	13.1
再掲)若年・生 活保護受給者	11	1	9.1	0	0	—	11	1	9.1
動機づけ 支援	159	79	49.7	334	49	14.7	493	128	26.0
再掲)若年・生 活保護受給者	14	10	71.4	0	0	—	14	10	71.4
計	234	97	41.5	434	54	12.4	668	151	22.6
再掲)若年・生 活保護受給者	25	11	44.0	0	0	—	25	11	44.0

特定保健指導の終了率（令和6年8月末時点）

	集団健診			医療機関・人間ドック			計		
保健指導 レベル	実施者数 (人)	終了者数 (人)	終了率 (%)	実施者数 (人)	終了者数 (人)	終了率 (%)	実施者数 (人)	終了者数 (人)	終了率 (%)
積極的 支援	18	10	55.6	5	2	40.0	23	12	52.2
再掲)若年・生 活保護受給者	1	1	100.0	0	0	—	1	1	100.0
動機づけ 支援	79	70	88.6	49	38	77.6	128	108	84.4
再掲)若年・生 活保護受給者	10	9	90.0	0	0	—	10	9	90.0
計	97	80	82.5	54	40	74.1	151	120	79.5
再掲)若年・生 活保護受給者	11	10	90.9	0	0	—	11	10	90.9

※上の表は現在も支援中のため、法定報告の値とは異なる。

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業

対象者

1. 当該年度彦根市特定健康診査、人間ドックおよび健康診査受診者で、空腹時血糖126mg/dl以上または随時血糖200mg/dl以上またはHbA1c (NGSP)6.5%以上に該当し、加えて①または②に該当する40歳以上75歳未満の人。
ただし、腎機能がG4 (e-GFR30未満)以降の高度低下した人は、医療機関における食事を含めた指導が望ましいため、対象外とする。
 - ① e-GFR 50未満 (70歳以上の人は40未満)
 - ② 尿蛋白 (+) 以上
2. 平成31年～令和3年度に糖尿病の治療歴があり、令和4年度以降に医療機関 (内科系) の受診歴がなく、かつ健診未受診者に該当する40歳以上75歳未満の人。 (国民健康保険被保険者のみ)

内 容

- ・健診結果の説明
- ・「保健指導連絡票」によりかかりつけ医と連携して保健指導を実施。
- ・微量アルブミン尿検査を該当者へ実施し、後日結果返しと保健指導を実施。
- ・健診結果の説明日から半年後まで定期的に食事・運動・禁煙に関する保健指導を継続して行う。
- ・受診者のうち、要医療未受診者へは受診勧奨を随時行う。
- ・かかりつけ医がいる場合は、実施結果について「保健指導報告書」により医療機関へ報告する。

1 の対象における実施結果 (令和6年8月末時点)

	対象者数 (人)	実施数 (人)	実施率 (%)
集団健診	8	4	50.0
再掲)生活保護受給者	0	0	—
個別健診	80	8	10.0
再掲)生活保護受給者	0	0	—
計	88	12	13.6
再掲)生活保護受給者	0	0	—

2 の対象における実施結果

対象者数	通知前の受診者数		通知後受診者数		受診率
	医療	健診	医療	健診	
16	2	1	3	0	31.3%

(ウ) 虚血性心疾患対策事業

対象者：当該年度彦根市特定健康診査、人間ドック及び健康診査受診者で以下の①～⑥のうち3項目以上に該当する40歳以上70歳未満の人、または4項目以上に該当する70歳以上75歳未満の人。ただし、腎機能がG4（e-GFR30未満）以降の高度低下した人は、医療機関における食事を含めた指導が望ましいため、対象から外す。

- ①肥満：BMI25以上または腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上
- ②血圧：収縮期血圧140mgHg以上または拡張期血圧90mg以上
- ③脂質：中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール39mg/dl以下またはLDLコレステロール140mg/dl以上
- ④喫煙
- ⑤HbA1c5.6%以上または空腹時血糖100mg/dl以上または、随時血糖140mg/dl以上
- ⑥e-GFR60未満かつ尿蛋白（±）以上

内 容

- ・健診結果の説明
- ・「保健指導連絡票」によりかかりつけ医と連携して保健指導を実施。
- ・動脈硬化検査（ABI/PWV）および糖負荷検査を該当者へ実施し、後日結果返しと保健指導を実施。
- ・健診結果の説明日から半年後まで定期的に食事・運動・禁煙に関する保健指導を希望者へ継続して行う。
- ・受診者のうち、要医療未受診者へは受診勧奨を随時行う。
- ・かかりつけ医がいる場合は、実施結果について「保健指導報告書」により医療機関へ報告する。

虚血性心疾患対策事業の実施率（令和6年8月末時点）

	対象者数（人）	実施数（人）	実施率（％）
集団健診	259	109	42.1
再掲)生活保護受給者	9	2	22.2
個別健診	546	63	11.5
再掲)生活保護受給者	3	0	—
計	805	172	21.4
再掲)生活保護受給者	12	2	16.7

○動脈硬化検査【ABI/PWV】（虚血性心疾患対策事業）

目 的：虚血性心疾患の予防のために、動脈の硬さ（PWV）の程度やつまり具合（ABI）を調べ、血管の状態を認識することで、生活習慣改善へ意識を高める。

対象者：虚血性心疾患対策事業に該当し、50歳以上75歳未満の人。主治医がいる場合は許可を得られた人。

過去に市の頸部超音波検査を受診した人は除く。

実施数：63人

実施結果

（単位：人）

PWV（血管の硬さ）			ABI（血管の詰まり具合）		総合判定	
標準範囲	やや硬め	硬め	正常範囲	要注意	異常なし	経過観察
34	14	15	63	0	47	16

(エ) 糖尿病対策事業

対象者

1. 当該年度彦根市特定健康診査、人間ドック及び健康診査受診者でHbA1c6.0%以上または空腹時血糖110mg/dl以上または随時血糖140mg/dl以上に該当する40歳以上70歳未満の人で、現在血糖を下げる薬を飲んでいない、またはインスリン注射をしていない人。
ただし、腎機能がG4（e-GFR30未満）以降の高度低下した人は、医療機関における食事を含めた指導が望ましいため、対象から外す。
2. 過去5年間の特定健康診査で1度でもHbA1c6.5%以上に該当し、加えて当該年度の健診未受診または内科疾患で治療・経過観察中でない人。（ただし、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者は除く）

内 容

- ・健診結果の説明
- ・「保健指導連絡票」によりかかりつけ医と連携して保健指導を実施。
- ・糖負荷検査、および微量アルブミン尿検査を該当者へ実施し、後日結果返しと保健指導を実施。
- ・健診結果の説明日から半年後まで定期的に食事・運動・禁煙に関する保健指導を継続して行う。
- ・受診者のうち、要医療未受診者へは受診勧奨を随時行う。
- ・かかりつけ医がいる場合は、実施結果について「保健指導報告書」により医療機関へ報告する。

1 の対象における実施結果（令和6年8月末時点）

	対象者数（人）	実施数（人）	実施率（％）
集団健診	70	39	55.7
再掲)生活保護受給者	0	0	—
個別健診	144	18	12.5
再掲)生活保護受給者	0	0	—
計	214	57	26.6
再掲)生活保護受給者	0	0	—

2 の対象における実施結果

未受診による 勧奨通知数	通知前の受診者数		通知後受診者数		宛先不明
	医療	健診	医療	健診	
28	2	3	0	6	1

*重複あり

健診受診者におけるHbA1c値の変化

	変化なし	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5以上
悪化	1	0	0	0	0	2
改善		0	0	1	2	3

○糖負荷検査（糖尿病対策事業、虚血性心疾患対策事業）

目 的：食後の血糖値とインスリン値の変化を確認し、血糖コントロールの状態を認識することで、生活習慣改善への意識を高める。

対象者：健診結果説明を実施し、現在まで糖尿病の治療歴がなく、過去に市の糖負荷検査を受けたことがない次のA, B, Cにあてはまる人。

A: HbA1c6.4%以下

B: 空腹時血糖125mg/dl以下

C: 随時血糖199mg/dl以下

実施数：18人

実施結果

インスリン抵抗性の判定について

(単位：人)

あり	軽度あり	なし（正常）
2	8	8

インスリンの初期分泌反応について

(単位：人)

正常（インスリン反応0.4以上）	初期分泌低下（0.4未満）
8	10

○微量アルブミン尿検査（虚血性心疾患対策事業・糖尿病性腎症重症化予防事業）

目 的：糖尿病性腎症や心血管疾患の予防のために、重要な因子である微量アルブミン尿検査を実施することで、対象者自身が生活改善の必要性に気付き、行動変容を起こす機会として活用する。

対象者：健診結果説明を実施し、次のA, Bに該当した4人に案内

A：HbA1c6.5%以上で糖尿病未治療者かつ尿蛋白（-）または（±）の人。

B：メタボリックシンドローム該当者（特定保健指導対象者除く）でかつ、HbA1c6.5%以上（治療中含む）かつ尿蛋白（-）または（±）の人。

実施数：5人

実施結果

(単位：人)

正常(30未満)	微量アルブミン尿(30～299)	顕性アルブミン尿(300以上)
4	1	0

③栄養相談の実施

目 的：自分に合った食事量とバランスを知ることで、食事内容を改善する意欲を高める。

内 容：管理栄養士が食事の分析結果を伝えながら、相談に応じる。（食事分析なしでも相談可能）

対象者：特定健診受診者等（40～74歳）

実施数：22人（うち、医療機関健診受診後、医師からの保健指導指示による人が16人）

7 自殺対策強化事業

障害福祉課と連携し、国の示した地域自殺対策緊急強化事業の中で、当課は主に普及啓発を中心に実施する。

【普及啓発事業】

自殺対策に関する市民の意識を高め、自殺の危険性の高い人へ相談窓口等の周知をおこなう。

（１）ラジオによる啓発放送

自殺予防週間、自殺対策強化月間の周知、うつ病の早期発見・早期対応についての啓発自殺の危険性の高い人へ相談窓口の周知を行う。

FMひこねにて、1回60秒、1日4回、365日放送。

（２）自殺予防週間・自殺対策強化月間

9月10日～16日までの自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間に、自殺対策に関する啓発を集中して行う。

- ・各支所出張所等に幟旗の掲示。
- ・図書館啓発でパネルと自殺関連図書等の展示。
- ・広報ひこね・市ホームページへの啓発記事掲載。
- ・彦根薬剤師会に啓発グッズの配布依頼。

（３）自殺出前講座（こころの健康に関する健康教室）

実施回数 0回、参加人数 延 0人

4. 結核健康診断

1 健診の内容

年度末年齢65歳以上の市民を対象に、特定健康診査（集団健診）と同時に間接撮影で実施。

	間接撮影対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	精密検査対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結 果			
							要医療 (人)	要観察 (人)	異常なし (人)	結核外 (人)
平成30年	27,466	3,541	12.9	0	0	—	0	0	0	0
令和元年	29,234	3,384	11.6	0	0	—	0	0	0	0
令和2年	29,555	910	3.1	0	0	—	0	0	0	0
令和3年	29,859	2,027	6.8	0	0	—	0	0	0	0
令和4年	28,757	2,143	7.5	0	0	—	0	0	0	0
令和5年	28,827	2,201	7.6	0	0	—	0	0	0	0

※間接撮影対象者数…令和5年4月1日現在64歳以上の人口

2 D1（肺結核の疑い）受診状況

対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	結 果 (人)			
			異常なし	結 核	陳旧性肺結核	結核外
0	0	—	0	0	0	0

3 経年の結核発見者（検診から・65歳以上）

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
結核	0	0	0	0	0	0
陳旧性肺結核	0	0	0	0	0	1

※結核については要治療の人のみ記載

5. 感染症対策

1 感染症予防事業

(1) 感染症予防

感染症警報や注意報発令時、市民に啓発するとともに庁内関係機関にも連絡している。
また広報ひこねやホームページで感染症等の啓発を行っている。

① 食中毒注意報発令状況

食中毒注意報 発令回数 6回

② 感染症警報（注意報）発令状況

インフルエンザ注意報 発令回数 1回

③ 腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令状況

腸管出血性大腸菌感染症多発警報 発令回数 1回

④ ノロウイルス食中毒注意報発令状況

ノロウイルス食中毒注意報 発令回数 5回

⑤ 啓 発 等

広報紙掲載

食中毒に注意しましょう（6月号）

夏の拡大感染に注意（新型コロナウイルス感染症）（8月号）

インフルエンザを予防しましょう（10月号）

ノロウイルス食中毒予防（12月号）

ホームページ掲載

ダニ媒介感染症について

インフルエンザの予防について（9月）

市民周知

婚姻届時の風しん予防接種啓発チラシの配布（通年）

(2) 新型コロナウイルス感染症

健康推進課の対応

令和3年度にはデルタ株、オミクロン株の新型コロナウイルスが流行しており、令和4年度のゴールデンウィーク後の急増や、オミクロン株BA.5系統への置き換えりによる6月下旬以降の第7波、さらには10月下旬以降の第8波など、これまでに大幅を超える規模の感染拡大の波が繰り返されました。

令和5年3月13日以降はマスクの着用が自己判断となり、5月8日からは新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行されました。ウイルスの特徴が変わるものではありませんが、感染症対策は個人・事業者の判断が基本となりました。換気、手洗い・手指消毒、マスクの着用が感染を予防する対策ということは変わりません。症状がある場合には、外出を控えること、外出する場合は人混みを避け、マスクを着用するよう、広報ひこね8月号でもお知らせをしました。

厚生労働省の通知に応じて、彦根市のホームページの感染対策や受診方法等掲載内容を修正し、変更内容を市民のみなさんへお知らせしました。

2 予防接種事業

(1) 予防接種事業のあゆみ

年度	事業の内容
昭和 51	二種混合（小6）
52	風しん（中2女子）
53	麻疹（個別）
58	結核予防接種（再ツ反）
62	予診票綴・乳幼児健診しおり配布（S62年4月生児）
平成 6	インフルエンザ予防接種廃止 予防接種法改正
11	三種混合集団接種6月で終了
13	乳幼児個別予防接種無料化 高齢者インフルエンザ予防接種開始 ハイリスク児の個別予防接種実施（市内3病院） 中学2年生の風しん予防接種終了
14	日本脳炎1期個別予防接種開始（9月～） 風しん経過措置予防接種開始（9月～）
15	日本脳炎1期集団接種（9月で終了） 風しん経過措置予防接種（9月で終了）
16	日本脳炎2・3期一部個別予防接種開始
17	日本脳炎予防接種積極的勧奨見合わせ（5月30日～） 日本脳炎予防接種第3期（中3）廃止（7月～） ツベルクリン反応検査廃止・直接BCG接種開始（満6ヶ月未満児）4月～ BCG接種費用助成（6か月～1歳の基礎疾患がある児）
18	麻疹風しん予防接種 ・混合ワクチン開始（1～2歳未満児および未接種の年長児）4月～ ・混合ワクチン2期開始（接種したことのある年長児も含む）6月～ ・接種費用助成（H18年度のみ） 二種混合1期定期外扱い（7月29日～） 三種混合1期期間超え接種一部任意接種化（1月～） BCG時に予防接種集団指導開始（1月～）
19	二種混合2期小学校での集団接種を廃止し、福祉保健センターで集団接種（保護者同伴が必須となったため） 二種混合2期一部個別予防接種開始（12月～） BCGが結核予防法から予防接種法に織り込まれる
20	麻疹風しん予防接種3,4期開始（H20～24年度） 二種混合2期全面個別予防接種開始、二種混合1期定期扱い再開（4月～） 滋賀県予防接種広域化事業開始
21	彦根市に住民登録のない児童に係る予防接種費用公費負担事業実施要綱の策定 新型インフルエンザワクチン接種費用助成
22	日本脳炎予防接種積極的勧奨の再開（4月1日～） 日本脳炎予防接種 過去に接種機会を逃した者への経過措置開始（8月27日～） 彦根市新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種費用助成金交付要綱の策定 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン任意接種開始（2月1日～）
23	高校2年生に相当する年齢の者に対する麻疹風しん混合ワクチン第4期の接種開始（5月20日から平成24年3月31日まで） 日本脳炎予防接種の対象年齢の拡大【平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの者を特例対象者として20歳未満まで接種が可能となる ただし、2期は9歳以上 また、平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの者で平成22年3月31日までに1期の予防接種が終了していない者で生後6月から90月または9歳以上13歳未満での1期の接種が可能となる】（5月20日から） 日本脳炎第2期法定外予防接種を彦根市で開始【平成7年4月2日から5月31日生まれの者で未接種の者】（8月1日から）

年度	事業の内容
24	ポリオ生ワクチン接種の終了（7月31日まで実施） ポリオ不活化ワクチンの1期初回接種開始（9月1日～） ポリオ不活化ワクチンの1期追加接種開始（10月23日～） 四種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、及び破傷風）の接種開始（11月1日～） ヒブワクチンの追加接種間隔が概ね1年から7～13か月の間と規定（子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について）の一部改正について（11月14日～） 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸したもののについての機会の確保（予防接種法施行例の一部改正1月30日～） 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸したもののについての機会の確保に伴う、彦根市法定期限後の結核予防接種（BCG）実施に係る接種費用助成金交付要綱の終了（1月30日まで実施） 結核予防接種（BCG）の集団接種終了（3月31日まで実施） 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意接種事業）の終了（3月31日まで実施） 麻しん風しん予防接種3・4期の終了（3月31日まで実施）
25	H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症定期接種開始 BCG接種対象年齢が生後6月に至るまでの間にある者から生後1歳に至るまでの間にある者に変更 また、集団接種から医療機関での個別接種に変更となる 日本脳炎第2期法定外予防接種が予防接種法の改正に伴い定期接種対象となる 【平成7年4月2日から5月31日生まれの者で未接種の者】 滋賀県外の予防接種について、公費負担で接種できるようになる（ただし、接種対象者については、県外の施設に入院している等制限あり） 妊娠予定・希望する女性、妊婦と同居する配偶者に対し風しんワクチン接種費用助成（6月1日～9月30日） ヒトパピローマウイルス感染症の積極的勧奨の差し控えとなる（6月14日～） 小児の肺炎球菌感染症ワクチンPCV7からPCV13へ切り替え（11月～）、長期療養特例措置の上限年齢が10歳から6歳に達するまでに変更 1回目の接種が生後7か月～1歳をむかえる日の前日までに行なった場合、2回目を生後13月になるまでに行うと制定された
26	予防接種の実施要領の改正に伴い、予防接種の接種間隔が変更となり、彦根市任意予防接種（接種間隔超え）にかかる接種費用助成制度要綱の廃止 （三種混合、四種混合、日本脳炎、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の接種間隔の期間が緩和される） 水痘・成人用肺炎球菌感染症定期接種開始（10月1日～） ＜経過措置＞水痘：生後36月から60月に至るまでの間にある者 1回（平成26年度限り）
28	三種混合ワクチンの販売中止（7月15日） 厚生労働省が更新した「ポリオとポリオワクチンの基礎知識Q&A」のとおり、四種混合ワクチンをもって対応する B型肝炎ウイルス感染症定期予防接種開始（10月1日～） 風疹ワクチン接種費用助成開始 （県の風しん抗体検査を受けワクチン接種が必要と医師が認めた者）
29	インフルエンザHAワクチンの供給が遅れたことに伴い、高齢者インフルエンザの実施期間を平成30年1月31日まで延長 三種混合ワクチンの再販売開始（平成30年1月29日～）

年度	事業の内容
令和元	ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正（平成31年4月以降）、葬祭料の一部改正（令和元年10月以降） 予防接種法施行令等の一部改正（令和元年10月～）葬祭料 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象とした、風疹の追加的対策による風しんの抗体検査および第5期定期接種を開始
2	異なるワクチンの接種間隔について、注射生ワクチン同士を接種する場合は27日以上あける制限は維持しつつ、その他のワクチンの組み合わせについては、一律の日数制限は設けないことに予防接種法施行令等を一部改正（令和2年10月1日） ロタウイルス感染症定期予防接種開始（令和2年10月1日～） 季節性インフルエンザの予防接種費用助成制度 新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されることから、一部の方を対象に令和2年10月1日から令和3年2月28日まで季節性インフルエンザワクチンの予防接種を希望される方に接種費用を助成 新型コロナウイルスワクチン接種対策室を令和3年1月に設置 2月より特例臨時接種として、医療従事者先行接種を開始
3	新型コロナワクチン接種の初回接種（1回目・2回目）を市内高齢者施設で4月から開始 続いて集団接種、医療機関での個別接種を開始 追加接種（3回目）を12月から開始 インフルエンザHAワクチンの供給が遅れたことに伴い、高齢者インフルエンザの実施期間を令和4年1月31日まで延長 公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という）があることを知ってもらうことやHPVワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報等を、対象者等に届けることを目的にHPVワクチンのリーフレット（令和2年度版）を高校1年生に送付し、情報提供を行った HPVワクチンの安全性および有効性に関する評価やHPVワクチン接種後に生じた症状への対応、さらにHPVワクチンに関する情報提供の取り組み等について審議が重ねられ、積極的勧奨の再開を妨げる要素はないとされ、HPVワクチン定期接種の積極的な接種勧奨の差し控え終了と個別勧奨に関する通知が発出され令和4年4月1日より積極的勧奨が再開することが決定された また積極的接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（キャッチアップ接種）を行うことについて、事務連絡が発出された
4	オミクロン株の流行により、新型コロナワクチンの追加接種（3回目）に加え、4回目接種を、60歳以上の高齢者と基礎疾患を有する人、少し遅れて医療従事者等を対象に実施。その後、対象を12歳以上に拡大して、令和4年秋開始接種としてオミクロン株対応2価ワクチンの接種を実施した 令和4年4月よりHPVワクチンの積極的な接種勧奨が再開したため、定期接種対象者への個別通知等の情報提供を開始 積極的接種勧奨の差し控えによりHPVワクチンの接種を逃した方に接種の機会の提供（キャッチアップ接種）を開始 令和4年度は、平成9年度～平成17年度生まれの女子で未接種者が対象となる（令和5年度は、平成18年度生まれ、令和6年度は、平成19年度生まれの人も含まれていくことになる） 彦根市ヒトパピローマウイルス感染症任意接種助成金要綱策定
5	新型コロナワクチン接種は、オミクロン株対応2価ワクチンまたは令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）のいずれかを使用した1人1回の追加接種として、令和5年3月31日までとされていた令和4年秋開始接種が令和5年5月7日まで延長された 令和5年5月8日から9月19日までは、オミクロン株対応2価ワクチンを基本とした「令和5年春開始接種」を実施した（同期間、5歳から11歳までの追加接種は、「令和4年秋開始接種」として継続） 令和5年9月20日から令和6年3月31日までは生後6か月以上のすべての者においてXBB対応1価ワクチンを基本とした「令和5年秋開始接種」を実施し、特例臨時接種は終了した 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は2回の経過措置（10年間）を経て経過措置による対象者は令和5年度をもって終了した（令和6年度からは本来の対象者（65歳）のみとなる） 9価HPVワクチン定期接種開始（4月1日～） 彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成事業実施要綱制定 彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱制定

(2) 予防接種事業実施方法

予防接種法に基づき、個別接種方式で指定医療機関で実施している。

予防接種名	対 象 年 齢	実 施 時 期 と 方 法
ロタウイルス 感染症	ロタリックスを使用する場合：出生6週 0日後から24週0日後までの間にある者 ロタテックを使用する場合：出生6週0 日後から32週0日後までの間にある者	経口接種 ロタリックス：27日以上の間隔をおいて2回 ロタテック：27日以上の間隔をおいて3回
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔をおいて2回接種後、1回目の接 種から139日以上の間隔をおいて1回接種
H i b (ヒブ) 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間に ある者	初回 27日（医師が認める場合は20日）以上の間 隔をおいて3回 追加 初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回 ※初回接種開始時の月齢により接種回数は異なる
小児の 肺炎球菌 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間に ある者	初回 27日以上の間隔をおいて3回 追加 生後12月以降に初回接種終了後60日以上 の間隔をおいて1回 ※初回接種開始時の月齢により接種回数は異なる
ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ (四混)	生後2月から生後90月に至るまでの間に ある者	1期初回 20日以上の間隔をおいて3回 1期追加 初回接種終了後から6月以上の間隔をお いて1回
ジフテリア 百日せき 破傷風 (三混)	生後2月から生後90月に至るまでの間に ある者	1期初回 20日以上の間隔をおいて3回 1期追加 初回接種終了後から6月以上の間隔をお いて1回 ※平成26年12月～4種混合に移行
不活化ポリオ	生後2月から生後90月に至るまでの間に ある者	1期初回 20日以上の間隔をおいて3回 1期追加 初回接種終了後から6月以上の間隔をお いて1回 ※ただし、生ポリオ1回既接種者は1期1回目を接 種しているものとみなし、残り3回接種する
ジフテリア 破傷風 (二混)	11歳以上13歳未満 (小学校6年生)	2期 1回
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者	経皮接種 1回接種
麻しん 風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまで の間にある者 2期 就学前1年間	原則、麻しん風しん混合ワクチンで接種
風しんの 第5期予防接種	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日まで に生まれた男性	抗体検査を受検後、抗体が低いと認められる人に 対して、麻しん風しん混合ワクチンを1回接種
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間 にある者	3月以上の間隔をおいて2回 ※すでに水痘に罹患者は接種不可 ※平成26年10月1日以前に接種した回数分は定期 接種としてカウントする

予防接種名	対 象 年 齢	実 施 時 期 と 方 法
日本脳炎	1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2期 9歳以上13歳未満の者 特例対象者 1) 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの未接種者 2) 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの者の未接種者	1期初回 6日以上の間隔をおいて2回 1期追加 初回接種終了後から6月以上の間隔をおいて1回 2期 1回接種 特例対象者 20歳未満の間に、1期と2期の不足分を接種 9歳以上13歳未満の間に1期の不足分と2期を接種
ヒトパピローマウイルス感染症	1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（小6～高1相当の女子） 2) 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子で過去3回HPVワクチンを受けていない者（キャッチアップ接種：令和4年4月1日～令和7年3月31日まで実施）	組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン：1月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン：2月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（1回目接種が15歳に至るまでの間）：6月の間隔をおいて2回 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（1回目接種が15歳以上）：2月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回 ※筋肉内注射で同一のワクチンで接種する
高齢者インフルエンザ	65歳以上の者 60～65歳未満で厚生労働省令で定める者	令和5年10月1日～令和5年12月28日 1回接種
成人用肺炎球菌感染症	・昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生 ・昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生 ・昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生 ・昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生 ・昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生 ・昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生 ・昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生 ・大正12年4月2日～大正13年4月1日生 60～65歳未満で厚生労働省令で定める者	1回接種 ※過去に成人用肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライド）の接種を受けたことがない方
* 個別予防接種は年間を通じて実施（ただし、高齢者インフルエンザは除く） * 接種費用：無料（ただし高齢者インフルエンザについては1,800円、成人用肺炎球菌感染症については2,660円の自己負担が必要）		

(3) 予防接種実施結果

(年度末実績)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BCG	対象者	867	817	790	740	727
	接種者	859	830	779	714	689
	接種率	99.1%	101.6%	98.6%	96.5%	94.8%
Hib感染症	接種件数	3,378	3,460	3,099	2,801	2,767
小児の肺炎球菌感染症	接種件数	3,529	3,314	3,094	2,806	2,772
B型肝炎	接種件数	2,668	2,431	2,333	2,068	2,070
四種混合1期	接種件数	3,558	3,327	3,177	2,788	2,973
三種混合1期	接種件数	0	1	0	0	3
二種混合1期	接種件数	0	0	0	0	0
不活化ポリオ	接種件数	1	0	1	0	1
二種混合2期	対象者	1,075	1,098	1,041	1,137	1,033
	接種者	950	1,014	931	979	903
	接種率	88.4%	92.3%	89.4%	86.1%	87.4%
麻しん・風しん (MR) 1期	対象者	938	868	769	790	691
	接種者	942	884	740	765	659
	接種率	100.4%	101.8%	96.2%	96.8%	95.4%
麻しん・風しん (MR) 2期	対象者	1,014	1,008	973	967	908
	接種者	980	957	927	925	863
	接種率	96.6%	94.9%	95.3%	95.7%	95.0%
水痘	接種件数	1,850	1,731	1,547	1,420	1,370
ロタウイルス感染症 (令和2年10月～開始)	接種件数	－	809	1,905	1,652	1,668
日本脳炎1期 (6ヵ月～7歳半未満)	接種者	2,990	2,755	1,844	2,749	2,307
日本脳炎1期 (7歳半～20歳未満)	接種者	244	268	114	68	67
日本脳炎2期 (9歳～13歳未満)	接種者	852	1,141	330	1,358	1,070
日本脳炎2期 (13歳～20歳未満)	接種者	256	285	163	186	152
ヒトパピローマウイルス感染症 (定期接種) 【小6～高1の女子】	対象者	2,600	2,569	2,577	2,544	2,584
	接種者	15	38	223	248	287
	接種件数	30	66	523	549	481
	接種率	0.58%	1.48%	8.65%	9.75%	11.11%
ヒトパピローマウイルス感染症 (キャッチアップ接種) 【令和5年度対象者：H9.4.2～H19.4.1生の女子】	対象者				4,021	5,686
	接種者				396	556
	接種件数				870	1,057
	接種率				9.85%	9.78%

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の肺炎球菌感染症	対象者	3,519	3,618	3,634	3,601	3,730
	内65歳以上	3,489	3,587	3,610	3,569	3,708
	内60歳～64歳	30	31	24	32	22
	接種者	1,059	1,196	1,225	1,034	1,133
	内65歳以上	1,056	1,188	1,224	1,030	1,130
	内60歳～64歳	3	8	1	4	3
	接種率	30.1%	33.1%	33.7%	28.7%	30.4%
高齢者インフルエンザ	対象者	28,364	28,728	29,032	29,138	28,578
	内65歳以上	28,318	28,686	28,991	29,099	28,536
	内60歳～64歳	46	42	41	39	42
	接種者	16,234	21,044	17,753	17,712	16,991
	内65歳以上	16,212	21,012	17,729	17,690	16,964
	内60歳～64歳	22	32	24	22	27
	接種率	57.2%	73.3%	61.1%	60.8%	59.5%
風しん第5期予防接種 (令和元年度～実施)	対象者※	6,148	12,174	9,733	8,570	8,297
	抗体検査受検者	1,590	2,719	1,154	395	268
	接種者数	351	576	264	96	62

※令和元年度は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生の男性と、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生の男性（希望の窓口発行者）が対象

※令和2年度以降は、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性対象

(4) 彦根市風しん予防接種費用助成

滋賀県風しん抗体検査を受け、風しんに対する免疫が不十分との判断により、担当医から風疹ワクチンの接種を推奨され接種した人を対象に接種費用の半額（上限5,000円）を助成する。

生活保護世帯に属する人は全額助成（上限10,000円）

実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
半額助成	36件	39件	31件	35件	35件
全額助成	0件	0件	0件	0件	0件

(5) 彦根市ヒトパピローマウイルス感染症任意接種費用助成

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法第5条第1項に規定する予防接種の機会を逃した者で、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意の予防接種を受けたものに対し、彦根市ヒトパピローマウイルス感染症任意接種費用を助成する。

実績

	令和4年度	令和5年度
申請件数	11件	4件
接種回数	22回	10回

(6) 新型コロナワクチン接種事業

本市の新型コロナワクチン接種は、予防接種法の特例臨時接種として令和3年4月から接種を開始し、令和6年3月31日をもって終了した。

12歳以上の人を対象とした接種については、令和5年4月1日から5月7日まで「令和4年秋開始接種」を市内3か所の医療機関で個別接種を行うとともに、「くすのきセンター」を接種会場として集団接種を1回実施した。

また、同年5月8日から9月19日まで「令和5年春開始接種」を市内31か所の医療機関で個別接種を行うとともに、「くすのきセンター」を接種会場として集団接種を2回実施した。

さらに、同年9月20日から令和6年3月31日まで「令和5年秋開始接種」を市内31か所の医療機関で個別接種を行うとともに、「くすのきセンター」を接種会場として集団接種を3回実施した。

次に、5歳から11歳の小児を対象とする接種については、令和5年4月1日から9月19日まで「令和4年秋開始接種」、生後6か月以上の初回接種を終了した者を対象とする接種については、同年9月20日から令和6年3月31日まで「令和5年秋開始接種」を市内3か所の医療機関(小児科)において個別接種を実施した。

①年代別接種者数(特例臨時接種期間)

(単位：人)

区 分	0歳～4歳	5歳～11歳	12歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
1回目	88	629	5,156	10,392	10,265	13,138	14,262
2回目	88	619	5,122	10,356	10,236	13,086	14,219
3回目	81	289	2,897	7,022	7,316	10,032	12,234
4回目	9	84	1,094	2,200	2,925	4,954	7,592
5回目	—	17	117	337	543	1,027	1,937
6回目	—	0	1	111	206	459	882
7回目	—	—	0	60	101	268	524

区 分	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	合計
1回目	12,011	12,231	7,366	1,860	60	87,458
2回目	11,986	12,214	7,347	1,854	60	87,187
3回目	11,298	11,870	7,127	1,806	56	72,028
4回目	9,351	11,008	6,620	1,647	55	47,539
5回目	6,355	9,583	5,743	1,436	49	27,144
6回目	3,498	7,585	4,602	1,129	46	18,519
7回目	2,029	5,778	3,526	794	33	13,113

※上記数値は、令和6年3月31日時点のワクチン接種記録システム(VRS)に基づく

②年代別接種率(特例臨時接種期間)

(単位：％)

区 分	0歳～4歳	5歳～11歳	12歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
1回目	2.3	9.1	58.5	82.5	82.5	85.2	90.7
2回目	2.3	9.0	58.1	82.2	82.3	84.9	90.4
3回目	2.1	4.2	32.9	55.8	58.8	65.1	77.8
4回目	0.2	1.2	12.4	17.5	23.5	32.1	48.3
5回目	—	0.2	1.3	2.7	4.4	6.7	12.3
6回目	—	0.0	0.0	0.9	1.7	3.0	5.6
7回目	—	—	0.0	0.5	0.8	1.7	3.3

区 分	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
1回目	92.8	94.3	96.7	92.7	88.2
2回目	92.6	94.2	96.5	92.4	88.2
3回目	87.3	91.6	93.6	90.0	82.4
4回目	72.2	84.9	86.9	82.1	80.9
5回目	49.1	73.9	75.4	71.6	72.1
6回目	27.0	58.5	60.4	56.3	67.6
7回目	15.7	44.6	46.3	39.6	48.5

※上記数値は、令和5年9月30日現在の各人口で計算

(7) 予防接種健康被害調査委員会

令和3年度から予防接種法の特例臨時接種として開始された新型コロナワクチン接種に伴う健康被害救済制度の申請があったことから、彦根市予防接種健康被害調査委員会設置要綱に基づき、彦根市予防接種健康被害調査委員会を開催した。

1. 開催概要

開催日	調査件数	申請者概要	調査結果
令和5年10月27日	2	①60代女性 新型コロナワクチン3回目接種	国の審査会による判断を仰ぐことが適当
		②70代男性 新型コロナワクチン5回目接種	国の審査会による判断を仰ぐことが適当
令和6年2月9日	1	①40代男性 新型コロナワクチン2回目接種	国の審査会による判断を仰ぐことが適当

2. 構成員

委員構成	備考
滋賀県が推薦する医師	県医師会関係者1名、学識経験者1名、地域医師会関係者2名
彦根保健所長	
市職員	福祉保健部長

3. 進達件数

令和2年度	0件
令和3年度	1件
令和4年度	5件
令和5年度	3件

6. 公衆衛生対策

1 市民啓発事業

(1) 熱中症

暑さ指数(WBGT)について（ホームページ掲載 6月～）

熱中症に注意しましょう（広報7月号） ラジオ広報ひこねでも放送（7月1日～9月30日）

熱中症に関するチラシを事業や民生委員等を通じて子どもおよび高齢者に配布

熱中症の注意点をライフサービス課窓口の広告用モニターで掲載（7月1日～10月25日）

(2) 献血事業

献血に関する情報をホームページに掲載

① 愛の血液助け合い運動(7月)

② 献血バス運行予定掲載(毎月)

「はたちの献血」キャンペーンの周知(広報1月号)

献血キャンペーンのポスター掲示、チラシ・資材配布等

献血状況

彦根市

(単位：人)

年度	目標(受付者数)	受付者数	献血者数
R3	3,240	4,314	3,661
R4	3,240	4,605	3,893
R5	3,740	4,962	4,246

(3) 臓器移植・骨髄移植

臓器移植普及推進月間及び骨髄バンク推進月間啓発（広報10月号）

臓器移植普及推進及び骨髄バンク推進啓発ポスター掲示、パンフレット設置

骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付

年度	ドナー対象助成		ドナー勤務事業所対象	
	件数	金額(1件最大14万円)	件数	金額(1件最大7万円)
R3	4件	56万円	0件	0万円
R4	1件	14万円	0件	0万円
R5	2件	28万円	0件	0万円

(4) 複十字シール運動の実施

複十字シール運動啓発ポスター掲示、リーフレット設置（8月～12月）

複十字シール運動の周知（広報11月号）

ホームページに掲載

① 複十字シール運動にご協力ください（11月）

② 複十字シール運動の結果について（1月）

7. 地区組織活動

1 健康推進員

健康推進員はボランティア活動の精神に徹し、「私たちの健康は私たちの手で ～のばそう健康寿命つなごう郷土の食～」を合言葉に、健康的な生活の実現を目指して、研修会で得た知識と技能を生かし、地域ぐるみの健康づくりの活動を行政と共に実践している。

令和5年度の会員は92人で、会員相互の連携と資質の向上を図ることを目的に「彦根市健康推進員協議会」が組織されている。

平成8年度から城南・平田地区を発展分離し、市内14地区にそれぞれ理事1名をおき、事業をすすめている。

活動は協議会の全体活動、地区活動、部会活動の3つが展開されている。

- 事業
- 1 保健衛生に関する連絡・協議・調査・研究
 - 2 会員資質向上および地域健康づくり活動に関すること。
 - 3 母性および乳幼児等の母子保健に関すること
 - 4 市および関係機関等が行う保健衛生に対する協力
 - 5 その他

(1) 地区別健康推進員数および目標健康推進員数

地区	人口(人)	世帯数(世帯)	健康推進員数(人)	目標推進員数(人) (150世帯に1人)	不足数(人)
彦根市	111,254	50,649	92	338	246
城東	6,769	3,552	5	24	19
城西	5,797	2,689	0	18	18
金城	11,370	5,239	9	35	26
城北	4,987	2,294	10	15	5
佐和山	9,968	4,590	1	31	30
旭森	11,780	5,107	15	34	19
平田	5,991	3,092	2	21	19
城南	12,119	5,613	8	37	29
城陽	9,062	3,789	3	25	22
鳥居本	2,356	1,127	7	8	1
高宮	8,192	3,826	7	26	19
河瀬	8,725	3,903	12	26	14
亀山	2,432	994	1	7	6
稲枝東	6,716	2,870	5	19	14
稲枝北	2,215	877	5	6	1
稲枝西	2,775	1,087	2	7	5

< 令和5年10月1日現在人口および世帯数 >

(2) 活動状況

①滋賀県健康推進員団体連絡協議会事業

(ア) 生涯骨太クッキング事業

月 日	参加者数(人)	実施地区	出務推進員(人)
10/11	13	城北	8

(イ) 生涯を通じた食育推進活動

月 日	参加者数(人)	実施地区	出務推進員(人)	
6/13-14	103	旭森	8	*健康づくりのための望ましい食生活
8/8	77	稲枝	8	*地域に伝わる食の知恵を子どもたちに伝える

(ウ) 全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト(若い世代)(高齢世代)

月 日	参加者数(人)	実施地区	出務推進員(人)	
11/20	19	金城	4	*高齢世代
10/30-31、 11/1-2、 11/10	175	河瀬	27	*若い世代

(エ) おやこの食育教室

月 日	参加者数(人)	実施地区	出務推進員(人)
8/5	9	鳥居本	5

(オ) 食育推進月間事業

月 日	参加者数(人)	実施地区	出務推進員(人)
11/19	100	平田	2

(カ) 野菜食べ隊支援事業

月 日	参加者数(人)	実施地区	出務推進員(人)
8/29	100	城東・佐和山	5

(キ) ヘルスメイトパワーアップ事業

月 日	参加者数(人)	実施地区	
10/27	50	本部	※楽しく動いて健康づくり大会と兼ねる

(ク) 男性のための料理教室

月 日	参加者数(人)	実施地区	出務推進員(人)
11/25	25	城南	7

②彦根市健康推進員協議会事業

開催日	内 容	出務推進員(人)
4/17	健康推進員協議会総会	51
5/25	健康推進員協議会合同部会	15
10/27	楽しく動いて健康づくり大会	50

(ア) 部会活動

【運動推進部会（部員 14名）】

春にはウォーキング、秋にはノルディックウォーキング講習会を行った。

【広報喜楽部会（部員 6名）】

「ひこね健康推進員だより」を10月と3月に発行し、会員間の情報交換や交流を図った。

【すこやか部会（部員 7名）】

新規紙芝居の作成、各地区健康推進員からの要請時に活動支援を行った。

③他機関主催事業および協力事業

月 日	内 容
5/23	滋賀県健康推進員団体連絡協議会定期総会
7/6	育成研修会 栄養編（現代社会の食の変化・減塩しましょう）
9/5～6	全国食生活改善推進員協議会大会
10/18	滋賀県健康推進員団体連絡協議会ヘルスメイト交流会
11/17	彦根市自殺予防対策研修会（ゲートキーパー研修）
12/1	育成研修会 医療編（排尿トラブル・予防方法）
12/7	滋賀県健康推進員団体連絡協議会リーダー研修会
1/18	令和5年度滋賀県公衆衛生事業功労者表彰式
2/16	人権学習
3/14	管轄健康推進員リーダー研修会

④地区活動

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、調理を伴う活動を自粛していたが、5類に移行したことから、調理実習を再開した。引き続き感染防止対策を行いながら、講習を主とした健康教室の開催や紙芝居の実施、リーフレットの配布やポスティング、パネル展示などにより各地区ができる範囲で地区特性に応じた活動を展開した。

2 彦根市健康推進員養成事業

平成8年度まで滋賀県が実施主体となり、彦根保健所（1市7町合同）で開催されていたが、地域保健法（平成9年4月1日施行）の改正にともない市町村が実施主体になった。

（１）目 的

生涯を通じて健やかで充実した生活を営むためには、一人ひとりが「自分の健康は自分で守り育てる」という自覚と認識を深め、日常生活において実践することが重要である。このためには、地域ぐるみの活動が必要であることから、組織的な健康づくり活動を推進するためのリーダーとして実践し啓発普及、指導を行うのに必要な基礎知識を修得するため健康推進員の養成講座を実施する。

（２）実施主体

彦根市

（３）対象者

市内在住で健康づくりのボランティア活動に意欲のある人、また地区の推進員と共に継続して活動できる人

（４）募集方法

各地区の健康推進員さんによる声掛けやチラシの配布を含め、広報・ホームページ・LINE、FMラジオ、ライフサービス課広告用モニターでの啓発を行う。電話またはFAX、メール、窓口による申込受付を行い、定員30人

（５）実施内容

「彦根市健康推進員養成講座実施要領」にもとづき実施

令和5年度よりオンライン受講を開始。欠席者は後日オンラインで動画を視聴後、レポートを提出することで単位取得が可能となった。

（６）実施結果

修了者 申込書の提出により16名が受講し、14名が修了した。

修了者数

項目 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
修了者数	6	10	中止	7	0（申込少数のため未開催）	14

（７）まとめ

新たな媒体を使用した啓発を行ったことで、講座受講者の増加につながったと考えられる。また、オンラインでも受講が可能になったことで、受講者の年代の幅も広がった。今後も引き続き、啓発方法や受講方法を検討していきたい。

3 「ひこね元気計画21」推進事業

平成16年3月に、「健やかで心豊かに生きる市民」であふれたまちづくりを目指し、「ひこね元気計画21」を策定し、生活習慣病予防を中心に、市民の健康づくりの推進に取り組んできた。また、平成21年3月には、「地域と人をはぐくむ食の推進～関心・感動からはじまる“ひこね”の食育～」を基本理念に、「ひこね食育推進計画」を策定し、食育に関する施策の推進に取り組んできた。平成26年度には、健康増進計画と食育推進計画を包括した計画「ひこね元気計画21（第2次）」を策定し、健康増進と食育の一体的な推進を図ってきた。

平成30年度には、彦根市健康づくり推進協議会に専門委員会（健康増進・食育推進分野）を設置し、「ひこね元気計画21（第3次）」を策定し、同じく令和5年度には「ひこね元気計画21（第4次）」を策定し、引き続き健康増進と食育の一体的な推進を図っているところ。

（1）めざす姿

子どもから若者、働く世代、高齢者世代まで、あらゆる世代の市民が、一人ひとりのライフステージと状況に応じた健康づくりや食育に積極的に取り組めるよう支援するとともに、地域社会の環境を整え、すべての市民が希望する場所で、心身ともに健康で安心して暮らせるよう「ひこね元気計画21（第4次）」のめざす姿は第2次計画から引き続き、『住み慣れた地域でいつまでも、健やかで心ゆたかに暮らせるまち「ひこね」』と定めた。

（2）推進体制

「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に推進するために、個人や家庭、地域、企業、教育関係者、行政等が連携しながら、協働して取り組む。

「彦根市健康づくり推進協議会」においては、計画全体の進行管理と評価を中心に行い、また、協議会委員の属する団体との連携も図る。

また、健康増進計画に関連する「運動」分野については「運動推進委員会」を、「食育」分野については「食育推進委員会」を設置し、関係機関によるネットワークを強化するとともに、関連分野における計画の進行管理や、「運動」「食育」における一体的な取組を検討、実施する。

さらに、健康増進計画に関連する「運動」以外の分野については、健康推進課が所管し推進する。

これらとあわせて、生活習慣病予防に関する普及啓発や事業を「彦根市健康推進員協議会」に委託し、企業や地域等と連携した取組や地域に根ざした健康づくりの展開を行う。

(3) 取り組み

1) 健康づくり推進協議会、計画策定専門委員会の取組（計画策定経過含む）

月 日	出席者数	議 題
7月5日	14	第1回 健康づくり推進協議会 ・各団体の取組について ・ひこね元気計画21(第4次)策定のスケジュールについて ・ひこね元気計画21(第4次)策定のための市民アンケート調査について
8月4日～8月17日		ひこね元気計画21(第4次)策定のための市民アンケート調査の実施
9月28日	7	第1回計画策定専門委員会および第2回食育推進委員会 ・ひこね元気計画21(第3次)の概要 ・ひこね元気計画21(第4次)策定のスケジュール ・ひこね元気計画21(第4次)策定に係る評価と課題
10月30日	8	第2回 計画策定専門委員会 ・ひこね元気計画21(第4次)計画骨子案について ○計画の体系について ○取組内容について
11月21日	9	第3回 計画策定専門委員会 ・ひこね元気計画21(第4次)計画素案（パブリックコメント案）について
11月24日	12	第2回 健康づくり推進協議会 ・ひこね元気計画21(第4次)計画素案について ○健康増進計画 ○食育推進計画
令和6年1月9日～ 2月8日		パブリックコメントの実施
令和6年 2月20日	13	第3回 健康づくり推進協議会 ・ひこね元気計画21(第4次)の意見公募（パブリックコメント）の結果について ・ひこね元気計画21(第4次)計画案の修正点について ・ひこね元気計画21(第4次)計画 概要版について

2) 運動推進委員会の取組

月 日	出席者数	議 題
6月28日	9	・ひこね元気計画21(第3次)における運動に関する課題および取組計画について、令和4年度の会議内容について ・彦根市運動推進委員会での取組内容の検討について ・健康日本21(第3次)の特徴等について、第4次策定に向けてのアンケート調査（案）について、策定スケジュールについて
11月15日	6	・市民アンケート結果等、ひこね元気計画21(第3次)の評価について ・ひこね元気計画21(第4次)素案について

3) 食育推進委員会の取組

① 食育推進委員会

月 日	出席者数	議 題
6月26日	10	・ ひこね元気計画21(第3次)と食育推進委員会の趣旨について ・ 今年度の食育推進委員会のスケジュールと内容 ・ 食育に関する各委員からの取組報告
9月28日	8	・ 彦根市の現状について（統計から見る現状、アンケート調査結果、前計画の評価について） ・ ひこね元気計画21(第4次)策定に向けた協議
10月25日	10	・ 計画の体系 ・ 第4次食育推進基本計画の具体的な取り組み ・ 意見交換
11月20日	8	・ 第4次食育推進基本計画 パブリックコメント案について説明、意見交換 ・ 今後のスケジュールについて

② 食育推進委員会事務局会議

月 日	出席者数	議 題
【第1回】 5/25		WEB会議 ・ 年間委員会予定の協議 ・ 食育の取組照会
【第2回】 11/20		令和6年度以降の食育推進の体制について

(4) ひこね元気クラブ21

彦根市健康推進課より委託を受けて「彦根に住めば元気になれる」をスローガンに活動をしているボランティア団体ですが、令和4年度に委託事業は終了しました。

ひこね元気クラブ21は、彦根市民の健康課題である生活習慣病を予防するため、運動、食生活の改善について市民に広く普及することを目的に、「ウォーキング・運動チーム」と「食事チーム」の2チームに分かれ、活動していました。

令和5年度（委託終了後）の活動状況

- ・「元気21歩こう会」として、毎月21日にウォーキングを実施してきたため、委託終了後1年間は実施し、令和6年3月をもって終了した。歩こう会としてウォーキングする機会がなくなるため、個人でも歩いてもらえるよう、過去に作成した紙媒体のウォーキングマップ（第1弾～第4弾）をホームページに掲載し、使用できるようにした。
- ・また運動チームは自身の体を見直すきっかけをつくるため、イベント等に出向き、歩幅チェックやロコモチェックを実施したり、食事チームは野菜を積極的に摂取することを勧めるため、市内のスーパーでのイベントや大学祭に参加し、ベジチェックや野菜計量等を行った。
- ・ひこね元気クラブ21は、今後も主体的に活動を継続する予定であり、令和5年度をもって市の支援は終了とする。



ひこね元気クラブ21マスコットキャラクター
コンキー君

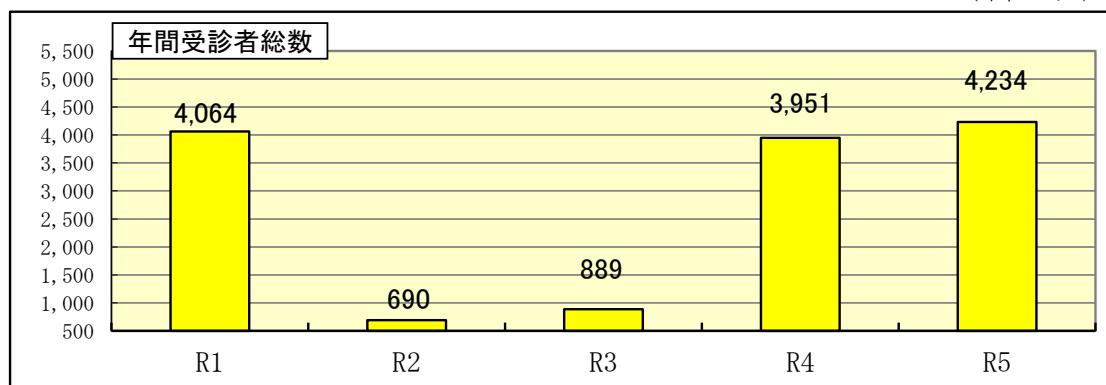
8. 彦根休日急病診療所および第二次救急医療

休日における急病患者のため、日曜日、祝日、年末年始の午前10時から午後5時まで、内科・小児科の診療を行っている。なお、平成26年2月からはくすのきセンターへ移転して診療を行っている。また、令和2年度は、出務者の負担軽減から、7月と8月の小児科を日曜日休診、9月と10月の小児科と内科を日曜日休診とした。令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大により、8月から10月までの日曜日は1診増診した。また、インフルエンザとの同時流行となった年末年始は、体制を強化した診療体制とした。令和5年度は7月と8月の小児科を日曜日休診、9月の内科を日曜日休診、10月の日曜日は総合診(内科・小児科で1診)とした。5月3日～5日は彦根市立病院委託で小児科は実施。年末年始は2時間延長した。

新型コロナウイルス感染症発生以降、飛沫を伴う検査を中止していたが、流行状況等を鑑み、令和4～5年度は発熱(感染症)に特化した診療・検査体制を実施した。

1 開所(診療)日数と受診者年次推移

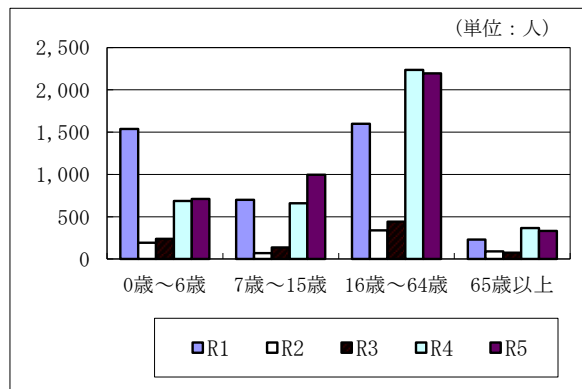
(単位:人)



年度	年間診療日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間受診患者総数	1日平均患者数
R1	64	276	544	143	200	202	115	67	197	847	990	375	108	4,064	63.5
R2	64	38	72	42	64	42	39	0	80	98	116	44	55	690	10.8
R3	39	16	62	0	51	47	26	0	26	121	178	229	133	889	22.8
R4	71	91	164	61	247	514	256	143	307	666	921	387	194	3,951	55.6
R5	73	152	165	120	278	254	347	276	416	688	684	551	303	4,234	58.0

2 年齢別受診者年次推移

(単位:人)

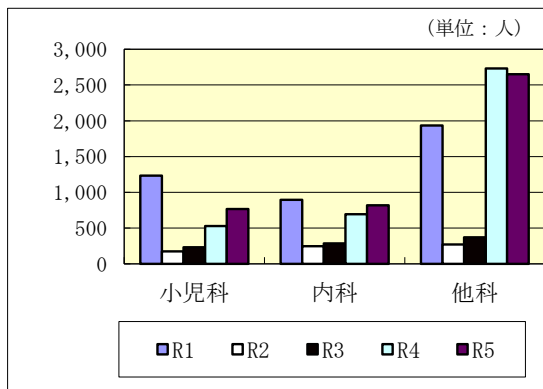


(単位:人)

年度	0歳～6歳	7歳～15歳	16歳～64歳	65歳以上
R1	1,538	699	1,599	228
R2	191	68	340	91
R3	238	136	441	74
R4	687	660	2,237	367
R5	709	997	2,195	333

3 診療科別受診者年次推移

(単位:人)



(単位:人)

年度	小児科	内科	他科
R1	1,235	895	1,934
R2	173	246	271
R3	232	286	371
R4	527	693	2,731
R5	766	817	2,651

4 年末年始の在宅歯科診療受診者

管内歯科医師会会員の当番医制により、年末年始に歯科診療を必要とする患者の診療を行っている。なお、令和4年度から12月30日から翌年1月3日までの5日間での対応となっている。

＜年末年始＞

(単位：人)

年度	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日	計
R1	25	23	33	11	20	12	124
R2	20	32	19	18	27	30	146
R3	8	19	17	11	14	10	79
R4	－	27	18	9	20	14	88
R5	－	28	16	8	6	12	70

5 第二次救急医療受診状況

管内救急病院の輪番制により、日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および平日夜間に、入院等を必要とする救急患者の診療を行っている。なお、平成26年度からは、彦根市立病院、彦根中央病院、豊郷病院、友仁山崎病院の4病院での対応となっている。

① 年度別受診者の推移（日曜日・祝日・年末年始の昼夜間および平日夜間）

(単位：人)

年度	入院	外来	合計
R1	1,247	10,019	11,266
R2	945	5,396	6,341
R3	984	6,752	7,736
R4	1,078	6,832	7,910
R5	1,083	6,256	7,339

② 診療科別内訳（R5）

(単位：人)

	内 科	外 科	小児科	整形外科	脳外科	産婦人科	眼 科	耳鼻咽喉	形成外科
入院	318	86	56	107	115	0	0	5	11
外来	2,601	167	913	731	443	1	27	206	546
	皮膚科	泌尿器科	歯 科	麻酔科	呼吸器科	神経内科	循環器科	心療内科	緩和ケア科
入院	4	26	1	0	81	47	175	3	6
外来	177	254	8	0	39	14	101	0	0
	精神神経	在宅診療					計	1 日平均	合計
入院	2	40				入 院	1,083	3.0	7,339
外来	12	16				外 来	6,256	17.1	

6 小児救急医療受診状況

平成14年10月から管内5病院の小児科医により、日曜日・祝日・年末年始の昼夜間において、入院等を必要とする救急患者の診療を開始した。さらに、平成16年4からは土曜日夜間も対応した。その後、小児科医師の不足の理由により、平成17年4からは土曜日夜間は廃止となっていたが平成28年4月から復活した。また平日夜間のオンコール体制と休日の電話相談を実施している。平成27年12月から彦根市立病院の対応となっている。

① 年度別受診者の推移（日曜日・祝日・年末年始の昼夜間）

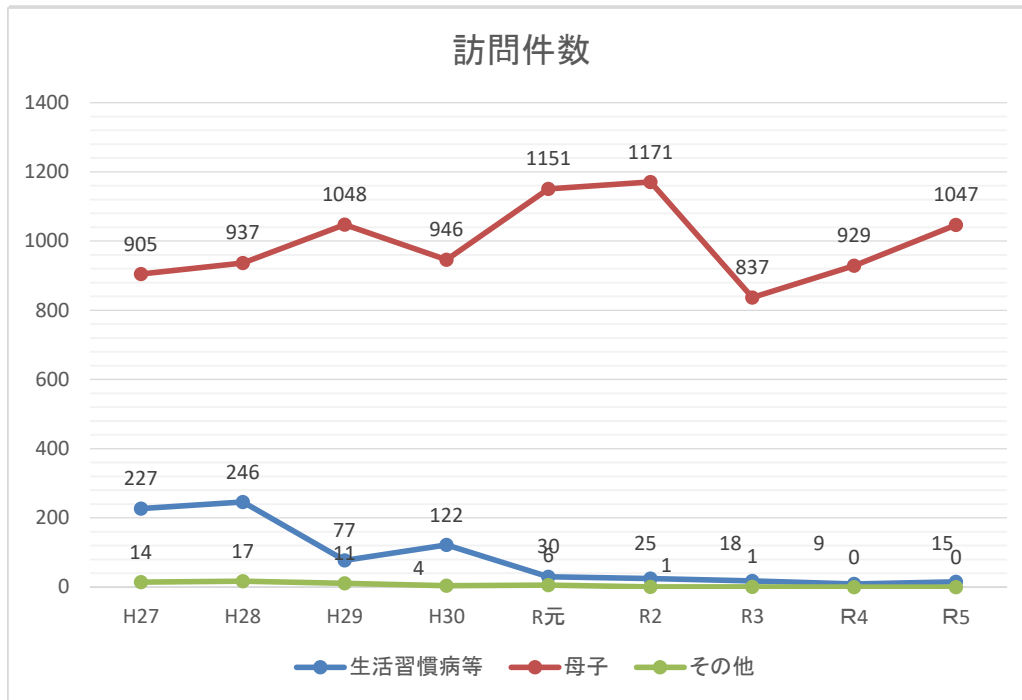
（単位：人）

年度	入院	外来	合計	1日平均(入院)	1日平均(外来)
R1	96	1,842	1,938	0.3	5.0
R2	25	650	675	0.1	1.8
R3	31	1,117	1,148	0.1	3.1
R4	34	1,242	1,276	0.1	3.4
R5	32	1,096	1,128	0.1	3.0

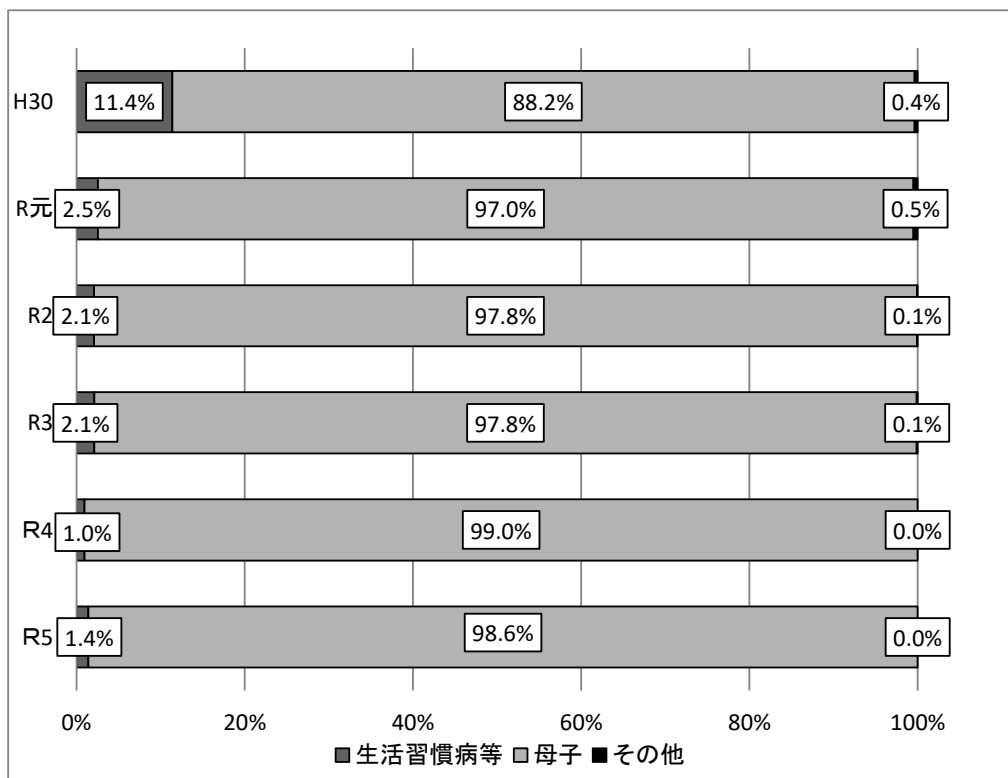
9. 保健師活動

1 家庭訪問

① 訪問件数年次推移



② 対象別訪問割合年次推移



③ 対象別訪問件数

種 別		初 回	延	%	種 別	初 回	延	%	
世 帯 数		301	543	—	母 子	学 童	1	2	0.2%
感 染 症		0	0	0.0%		家 族 計 画	0	0	0.0%
結 核		0	0	0.0%		虐 待 ・ D V	40	112	10.5%
精 神 障 害		0	0	0.0%		その他（育児不安）	104	221	20.8%
生活習慣病	39 歳 以 下	0	0	0.0%	心身障害	39 歳 以 下	0	0	0.0%
	40 ～ 64 歳	8	8	0.8%		40 歳 以 上	0	0	0.0%
	65 歳 以 上	6	6	0.6%		そ 特 定 疾 患	0	0	0.0%
母 子	妊 産 婦	158	224	21.1%	の	公 害	0	0	0.0%
	低 体 重 児	42	73	6.9%		他	そ の 他	0	0
	新 生 児	55	63	5.9%	そ の 他		1	1	0.1%
	乳 児	149	283	26.6%					
	幼 児	43	69	6.5%	合 計		607	1,062	100.0%

家庭訪問は、家庭での様子を把握し、生活背景を踏まえてその人らしい生活が送れるよう支援することを目的に実施している。母子の訪問では、母子健康手帳発行時の面談や医療機関からの退院連絡・子育て支援課等関係機関から連絡のあった妊産婦、乳幼児をはじめ、乳幼児健康診査、相談事業等で育児不安を有する保護者、子どもの発達確認等について地区担当保健師が訪問を行っている。近年は、要保護児童家庭への見守り、予防的関わりや低体重児出生への訪問も増加している。成人の訪問では、業務担当保健師が健康診査の結果で緊急データでの受診勧奨を行っている。

2 保健指導延数

保 健 指 導 内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健 康 相 談 時 保 健 指 導	2,329	2,232	1,981
ケ ー ス 対 応 電 話 （ 再 掲 ）	749	783	681
電 話 相 談 （ 再 掲 ）	873	578	491
集 団 健 （ 検 ） 診 時 保 健 指 導	2,824	2,488	2,076
衛 生 教 育 時 保 健 指 導	310	618	1,182
機 能 訓 練 時 保 健 指 導	0	0	0
予 防 接 種 時 保 健 指 導	10	9	0
そ の 他 の 保 健 指 導	360	152	234

10. その他

1 学生実習指導

看護学生に、公衆衛生活動の実際を見学・実習してもらうことにより、地域での看護職の担う役割を学ぶ機会を提供する。

(1) 学校法人聖泉学園 聖泉大学看護学部学生臨地実習

- ① **実習目的** 地域特性や地域住民の生活を理解し、地域住民の健康の維持・増進を目指した地域看護活動を実践する基礎的能力を養う。
- ② **実習期間** 令和5年5月8日(月) ～ 6月9日(金)
- ③ **実習学生** 4年生 1グループ 6人
- ④ **実習地** 彦根市健康推進課 彦根保健所 彦根市地域包括支援センターすばる

今年度は、新型コロナウイルス感染症も5類に移行したため、マスクの着用等基本的な感染症対策以外は、ほぼコロナ禍前の実習体制で受け入れた。

母子保健事業を中心に参加してもらい、健康教育の対象者は男性前期高齢者のグループを対象に実施した教室となった。家庭訪問は、新生児訪問等で同行訪問を実施した。

(2) 学校法人聖泉学園 聖泉大学別科助産専攻助産学実習Ⅲ（地域連携と母子保健）

- ① **実習目的** 地域母子保健分野における助産師の役割や責務を理解し、地域連携や地域母子保健活動を実践できる能力を養う。
- ② **実習期間** 令和5年8月6日(火)
- ③ **実習学生** 1グループ 6人
- ④ **実習内容** 彦根市母子保健事業の概要説明、10か月児健康診査および母子健康手帳交付の見学

事業年報の作成にあたって

本事業年報は彦根市における人口動態統計および健康づくり事業等の実績をまとめたものです。

人口動態統計は当該年（1月～12月）の数値で、データが確定できない統計については前年の数値となっています。

人口動態統計で用いる比率については次のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{出生率} \\ \text{死亡率} \end{array} \quad \frac{\text{年間件数}}{\text{人口}} \times 1.000$$

$$\begin{array}{l} \text{乳児死亡率} \\ \text{新生児死亡率} \end{array} \quad \frac{\text{年間件数}}{\text{出生数}} \times 1.000$$

$$\text{死産率} \quad \frac{\text{年間死産数}}{\text{出産数(出生 + 死産)}} \times 1.000$$

$$\text{高齢化率} \quad \frac{\text{65歳以上人口}}{\text{人口}} \times 100$$

$$\text{死因別死亡率} \quad \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100.000$$

老年人口	65歳以上
生産年齢人口	15歳～64歳
年少人口	0歳～14歳

数値の単位未満は四捨五入しているため合計と内訳の数値が一致しない場合があります

彦根市事業年報

令和6年12月 発行

編集 彦根市福祉保健部健康推進課
〒522-0057

彦根市八坂町1900番地4

くすのきセンター2階

電話 (0749)24-0816

FAX (0749)24-5870

E-mail kenko@ma.city.hikone.shiga.jp